

日本風景街道 渥美半島菜の花浪漫街道 基本構想

花が彩る^{いろど}潮騒^{しおさい}の エコ ガーデン ロード

- 環境共生の 道づくり・郷づくり・人づくり -



平成 20 年 3 月

田 原 市

基本構想の構成

この基本構想は、田原市がこれまで策定してきた計画や地域の現況を把握した上で、日本風景街道の趣旨に則って策定するものであり、以下のような構成となっている。

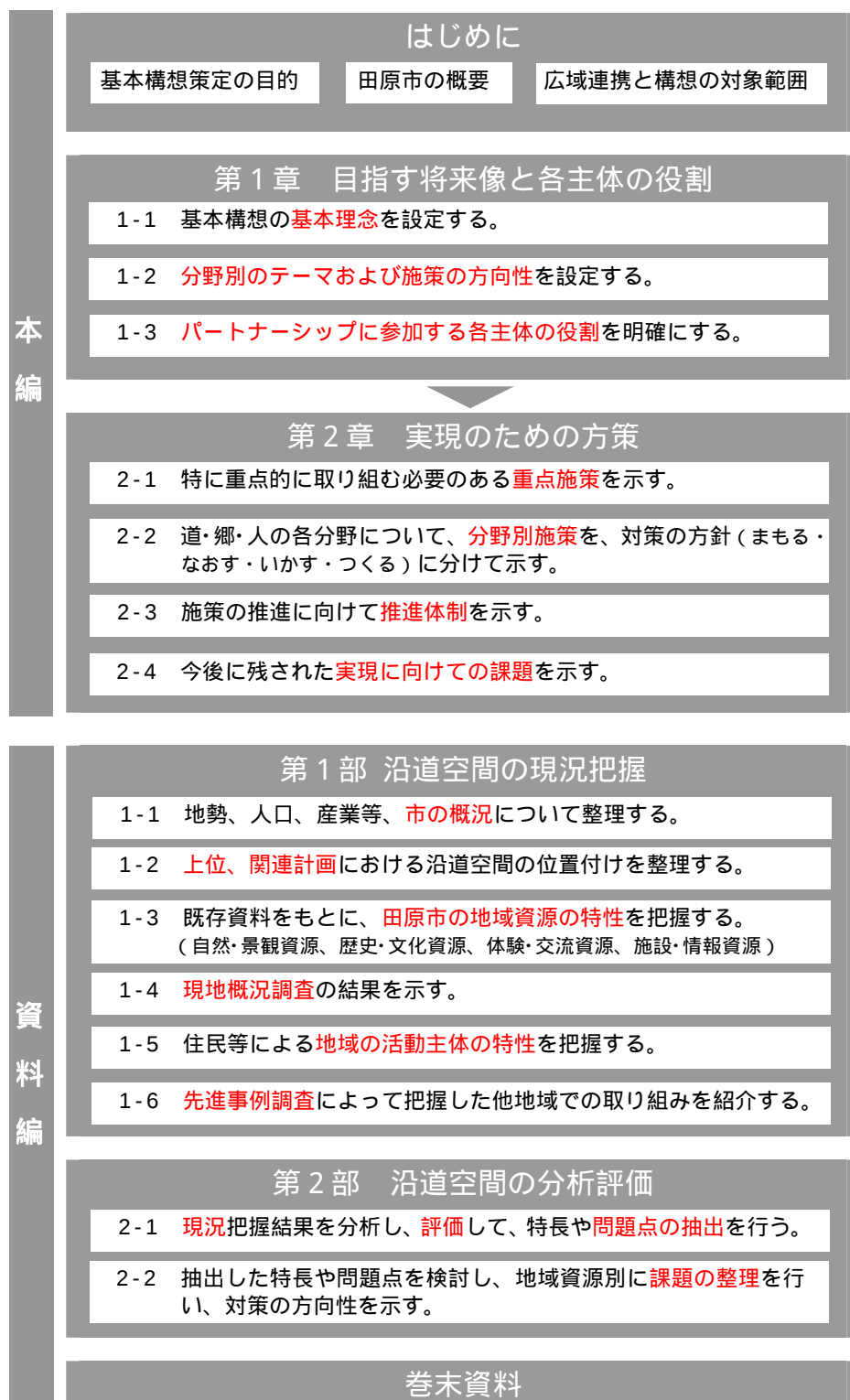


図 1 基本構想の構成

基本構想の策定にあたって

日本風景街道は、地域固有の自然、環境、景観、歴史、文化、観光名所などの資源を活かし、道路および沿道の風景を美しく、魅力あるものに磨き上げ、地域活性化、観光振興に役立てることを目的に、国土交通省が平成17年に着手した施策である。行政と沿道住民、NPO（非営利法人）、公益団体、農業者、観光・交通事業者などの公民連携による「パートナーシップ」が推進母体となり、道路を舞台に多様な活動を繰り広げることが期待されている。

「渥美半島菜の花浪漫街道」は、渥美半島を東西に結ぶ国道42号と国道259号によって田原市内を一周するルートを主軸とし、2つの国道を南北に結ぶ県道、市道や自転車専用道路、ウォーキングトレイルなどで整備された歩行者道などを組み合わせた網目状のエリアを活動の舞台と想定している。

風景は、地域の歴史・文化と人々の暮らし、産業の営みを映し出す鏡である。

渥美半島は古来、「海の古道」として伊勢・熊野と交流の歴史を刻んできた。島崎藤村、三島由紀夫等によって文学の舞台に取り上げられた。太平洋と三河湾に挟まれた渥美半島の温暖な気候が田原市民の穏やかな気風を育んだ。太平洋と三河湾を望む立地が独自の海洋風景を醸し出し、アカウミガメの産卵地、サシバなど渡り鳥の飛来地として生物多様性の宝庫である。

田原市は農業産出額全国一を誇る農業の健全な営みが豊かな田園風景の源泉である。また、外洋の魚介類や三河湾の海苔養殖などの漁業、自動車産業に代表される製造業、観光、サービスなどの第三次産業を含むバランスのとれた産業構造を備えている。そこでの多様な雇用機会が多彩な人材を生み出し、「たはらエコ・ガーデンシティ」などの創造的な活動を支えるバックボーンを形成している。

「渥美半島菜の花浪漫街道」は平成19年11月、国土交通省中部地方整備局から日本風景街道のルートに登録された。田原市では「渥美半島菜の花浪漫街道パートナーシップ会議」を設置、行政と民間活動団体の代表者による基本構想策定委員会で議論を交わすとともに、広く市民からの意見を求めて本報告をまとめた。

本報告は、「環境共生」を基調に「菜の花浪漫街道」の将来像を描くとともに、行政、民間、市民がそれぞれ取り組むべき活動計画を示した。田原市の新たなアイデンティティ確立に向けて、さらに議論と活動を深める素材として活用していただければ幸甚である。

平成 20 年 3 月

渥美半島菜の花浪漫街道基本構想策定委員会委員長
森野 美徳

< 本 編 目 次 >

はじめに	1
基本構想策定の目的.....	1
田原市の概要.....	2
広域連携と構想の対象範囲	3
 第 1 章 目指す将来像と各主体の役割.....	5
1 - 1 基本理念.....	5
1 - 2 分野別のテーマおよび施策の方向性	6
(1) 分野別のテーマ	6
(2) 施策の方向性.....	7
1 - 3 パートナーシップに参加する各主体の役割.....	8
(1) 市民	8
(2) 事業者.....	9
(3) 行政等.....	10
(4) その他の主体.....	11
 第 2 章 実現のための方策	12
2 - 1 重点施策.....	13
2 - 2 分野別施策	19
(1) 道づくりの施策	19
(2) 郷づくりの施策	23
(3) 人づくりの施策	29
2 - 3 推進体制.....	35
2 - 4 実現に向けての課題.....	37

< 資料編目次 >

第1部 沿道空間の現況把握 39

1-1 市の概況	40
1-2 上位・関連計画	43
(1) 上位・関連計画	43
(2) 上位・関連計画における沿道空間の位置付け	44
1-3 田原市の地域資源の特性	47
(1) 自然・景観資源	47
(2) 歴史・文化資源	53
(3) 体験・交流資源	56
(4) 施設・情報資源	64
1-4 現地概況調査	68
1-5 地域の活動主体の特性	76
(1) 環境美化や緑化	76
(2) まちづくり	80
(3) 市民活動に対する支援	83
1-6 先進事例調査	83
(1) シーニックバイウェイ北海道	84
(2) 道守九州会議	87
(3) その他	89

第2部 沿道空間の分析評価 93

2-1 現況評価と問題点の抽出	93
2-2 課題の整理	99

巻末資料

策定体制	100
風景街道の登録ルート概要	105
「日本風景街道の実現に向けて 提言」	106

はじめに

基本構想策定の目的

渥美半島菜の花浪漫街道（以下「菜の花浪漫街道」という）は、日本風景街道の一つとして登録されたルートである。エリアは、渥美半島の主要幹線道路である国道42号と国道259号の太平洋岸と三河湾岸を周遊する道路を主軸に田原市全域とするものである。

平成17年度に国土交通省の新規施策として日本風景街道事業がスタートし、田原市では、NPO法人田原菜の花エコネットワークと連携して風景街道の全国公募に応募した。たはらエコ・ガーデンシティ構想の主要施策の一つである「菜の花エコプロジェクト」を基本に、循環型社会の新たな風景街道をめざしたもので、平成18年度には日本風景街道戦略会議において現地調査が行われた。平成19年9月、風景街道の目的に鑑み、菜の花浪漫街道のめざす方向性や情報を共有し、事業活動を効果的に推進する組織として「渥美半島菜の花浪漫街道パートナーシップ会議」を設立し、平成19年11月に風景街道中部地方協議会で登録された。

田原市は、自然環境、歴史、文化、観光、産業、エコエネルギーなど多彩な地域資源を持ちながら観光資源などの有効活用にはまだ十分とは言えず、地域の活性化を育み、うるおいと活力のあるガーデンシティをめざすため、一層の事業推進が必要となっている。

菜の花浪漫街道は、渥美半島の魅力や美しさを発見、創出するとともに、地域資源を活かし渥美半島の原風景を創成する運動を市内全域に促し、地域活性化及び観光振興等への波及を期待するものである。

この基本構想は、菜の花浪漫街道の将来像を、パートナーシップの構成員はもとより、全ての田原市民が共有し、その実現に向けて足並みをそろえて取り組むことを目的として策定するものである。

菜の花エコプロジェクト：「環境と共生する豊かで持続可能な地域づくり」を基本理念とする「たはらエコ・ガーデンシティ構想」（資料編 p.42 参照）に掲げられている7つの主要施策の一つ。遊休農地や転作田に菜の花を植え、菜種を収穫・搾油して菜種油にする。さらに、その菜種油を食用油として利用し、家庭や事業所から出た廃食用油は回収して、BDF精製装置を通じて軽油代替燃料にリサイクルする一連のプロジェクトである。

日本風景街道とは

近年、地域住民による地域内道路の管理等が盛んに行われるようになってきており、道路に求められる役割も、人や物資の移動にとどまらず、美しい風景の中でゆったりと走れるドライブコースや道を舞台としたイベント、地域振興活動の場等に及んでいる。

そのような動向を踏まえて、道路を主軸として、地域資源を活かした国民的な原風景を創成する運動を展開することを目的に、国土交通省を中心に、平成17年度から「日本風景街道」の事業がスタートした。風景街道に登録されると全国に紹介され、居住環境の改善、美しい地域の創出、観光客の増加、地域の活性化等が期待される。



出典：風景街道中部地方協議会ホームページ

田原市の概要

田原市は、愛知県の南東部に位置し、渥美半島のほぼ全域を市域とする人口約66,000人の産業都市である。

北は風光明媚な三河湾、南は勇壮な太平洋に囲まれた渥美半島に位置する本市は、愛知県内における「平成の大合併第1号」として、平成15年8月20日に田原町と赤羽根町が合併して「田原市」が誕生した。その後、平成17年10月1日に渥美町と合併し、新「田原市」として、新たなまちづくりへと歩み始めた。

島崎藤村の叙情詩「椰子の実」のモチーフにもなった伊良湖岬など、旅情溢れる観光資源。深緑をたたえ、三河湾を一望できる蔵王山など、美しく恵まれた自然。国内有数のスケールを誇る臨海工業地域と農畜産・水産業など、地域の活力となる産業。これら色彩豊かな特色は、田原市の将来を語る上で欠かすことができない。

また、縄文時代晩期の遺跡である吉胡貝塚や、鎌倉時代に東大寺大仏殿の瓦を焼いた伊良湖東大寺瓦窯跡などに代表される史跡が点在している。幕末の先覚者で画家としても有名な渡辺崋山ゆかりの地として城下町500年の歴史を持ち、歴史・文化が息づく都市である。

さらに、近年は環境に配慮した活力ある産業都市をめざし、「うるおいと活力のあるガーデンシティ」として環境共生のまちづくりを推進している。



「日本風景街道」の目的

郷土愛を育み、日本列島の魅力・美しさを発見、創出するとともに、多様な主体による協働のもと、景観、自然、歴史、文化等の地域資源を活かした国民的な原風景を創成する運動を促し、以って、地域活性化、観光振興に寄与し、これにより、国土文化の再興の一助となることを目的とする。

(日本風景街道ホームページより)

日本風景街道の構成要素

構成要素	内 容	
地域資源	景観資源	街並み、人工物（橋梁等）、ランドマーク、田畑 等
	自然資源	国定公園、自然公園、森、海岸海洋、川、池、動植物 等
	歴史資源	歴史的人物、寺社仏閣、遺跡・史跡、歴史的建築物 等
	文化資源	重要文化財、祭り・行事、文化人、芸術、食文化 等
	体験・交流資源	レクリエーション施設、体験・交流施設 等
	施設・情報資源	宿泊・休憩施設、商店街、特産品、道路、アクセス手段 等
活動主体	住民、NPO、企業、大学関係者、警察、地方公共団体等及び道路管理者 等	
活動内容	道路での活動、沿道や周辺地域での活動 等	
活動の場	中心となる道路 等	

出典：「日本風景街道の実現に向けて ～美しい国土景観の形成を、目指した国民的な運動を～ 提言」

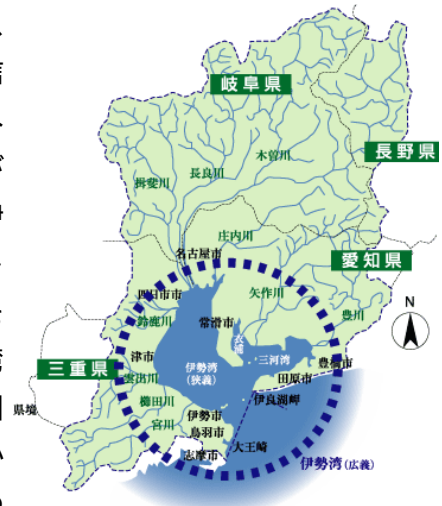
(平成19年4月、日本風景街道戦略会議)

広域連携と構想の対象範囲

渥美半島は、古来より「海の道（または海の古道）」として、伊勢・鳥羽方面と海運による交流の長い歴史がある。中世では焼物や伊勢神宮への奉納品が運ばれ、近世では伊勢参りや熊野詣の参詣者たちが往来しており、伊勢湾を中継した輸送ルートが確立されていた。

現代、道路網の整備と産業の発展に伴い、東西の物流や文化交流等が進展している。

当面の課題である、国道23号バイパスとそこへのアクセス道路の改善に加えて、現在整備が進められている「三遠南信自動車道」の完成によって、「三遠南信地域¹」としてのネットワークが構築され、広域的な地域活性化や交流・連携が進むものと考えられる。さらに将来的には、現在構想中の「伊勢湾口道路」の実現によって、伊勢湾を取り囲む交通ネットワークが構築されることとなり、静岡県浜松市から熊野市を経て和歌山市に至る区間が結ばれることとなる。「環伊勢湾地域²」の一部である渥美半島はもちろん、伊那地域、遠州地域、熊野地域でそれぞれ風景街道に登録されていることから（資料編p.105参照）、これらの地域と田原市とが互いの交流・連携により、風景街道に関する取り組みが活性化されることも期待される。



出典：愛知県ホームページ「中部圏プロジェクトマップ」（平成17年8月）より作成

図2 中部圏の主要プロジェクトと広域連携

- 1：三遠南信地域とは、愛知県東部の東三河地域、静岡県西部の遠州地域、長野県南部の南信州地域を包括する3県の県境にまたがる地域。古来より川筋・谷筋沿いの「塩の道」や、昭和初期から鉄道等によって交流がある。
- 2：環伊勢湾地域とは、伊勢湾に流れ込む川の流域全体をいう。

前述のような、地域間交流が活性化されることへの期待を踏まえて、基本構想において対象となる沿道空間の範囲を設定する。

菜の花浪漫街道の運営主体である、「渥美半島菜の花浪漫街道パートナーシップ会議」の設置要綱によると、風景街道の対象となるエリアについて以下のように記述されている。

（風景街道の名称及びエリア）

第4条 田原市内に位置する国道42号、国道259号及びパートナーシップ会議で承認された道路を総称して「渥美半島菜の花浪漫街道」と称し、エリアは「田原市全域」とする。

したがって、基本構想の対象とする沿道空間とは、国道42号及び国道259号の渥美半島を周遊する路線が主軸ではあるが、田原市全域が対象エリアであるものとする。また、今後パートナーシップ会議で承認された道路があれば、基本構想の対象とする。

さらに、街道の連続性がある伊勢・鳥羽・熊野方面、自動車道の整備により交流促進が期待される三遠南信地域等との連携・協働等により互いの活動が活性化されることを期待し、活動の展開においてはこれらの地域も視野に入れた広域的観点から取り組むことが有効である。



出典：「第1次田原市総合計画」(平成19年3月、田原市)

図3 「渥美半島菜の花浪漫街道」の登録ルート(国道)と周辺の道路網

第1章 目指す将来像と各主体の役割

1 - 1 基本理念

菜の花浪漫街道の基本理念を、以下のように設定する。

■ 渥美半島菜の花浪漫街道の基本理念 ■

花が彩る潮騒の エコ ガーデン ロード

— 環境共生の 道づくり・郷づくり・人づくり —

花が咲き誇り、潮風に抱かれた田原の道がつないでいるものは、単なる場所と場所ではなく、訪れる人（来訪者）と迎える地域（市民、事業者等）との心のふれあいでもある。そして、多様な地域資源や人々との出会い・交流を育てているものは、田原の郷である。

田原の郷は、常春の渥美半島の温暖な気候や多様な動植物に恵まれた豊かな自然環境と先人達が遺した歴史・文化のロマンが漂う中、活発な産業を背景に環境との共生による持続可能な地域「たはらエコ・ガーデンシティ」の実現を目指している。これらの多様な地域資源が織り成す風景を訪れる人と分かち合うことは、うるおいと活力にあふれた健やかな未来へとつながるものである。

また、風景とは、単なる見た目の景色や眺望だけでなく、地域の人々や、その暮らし、営み等も含めて訪れる人の目に映るものである。田原市においては、全国に誇れる美しい農村景観や片浜十三里と呼ばれる美しい砂浜をはじめとする雄大な海岸線、波静かな三河湾はもちろん、地域の人による心あたたかいおもてなし、地球にやさしい取り組みや深い郷土愛があってこそ、素晴らしい風景が生み出される。

菜の花浪漫街道の取り組みは、環境共生に取り組む風景街道のトップランナーとして道づくり・郷づくり・人づくりを実践し、地域資源を活かした“エコ ガーデン ロード”の実現を意味しており、この風景街道を起点に、地域活性化、観光振興、地域間交流、循環型社会の実現等を推進することを目指す。

1 - 2 分野別のテーマおよび施策の方向性

(1) 分野別のテーマ

菜の花浪漫街道における現況の課題を整理すると、次の3つの分野に集約される（資料編 p.99参照）。

《課題の分野》 道（みち：主に道路整備、交通アクセス等の課題）
郷（さと：主にまちづくり、地域活性化等の課題）
人（ひと：主に人材育成、活動主体等の課題）

上記の課題を受けて、基本構想の実現に向けて行うべき取り組みの分野別のテーマを、以下のように設定する。これは、分野別に目指すべき方向性を、訪れる人（来訪者）、迎える地域（市民、事業者等）の視点から示したものである。

各分野においてこれらを実現するための施策を実施することで、理想とする「田原の景^{けい}」の創成を図る。

■ 分野別のテーマ ■

道づくり

走りやすい道、自然豊かで美しい景観の道、安心安全な生活の道、
環境と産業が共生する道、人や地域資源を繋ぐ道 をつくろう

さと 郷づくり

自然と歴史・文化を育む郷、暮らしやすい郷、活気あふれる郷、
実りと営み豊かな郷、環境共生のエコの郷 をつくろう

人づくり

主体的・積極的に取り組める人、連携・協働できる人、
あたたかい交流とおもてなしの心を持てる人 をつくろう

(2) 施策の方向性

菜の花浪漫街道における課題への対策の方針を整理すると、次の4つの方針に集約される（資料編p.99参照）。

《対策の方針》 まもる（良いものを維持し保全する）
なおす（悪いものを排除し改善する）
いかす（有るものを活用し高める）
つくる（無いものを新たに創出する）

上記の方針を受けて、基本構想の実現に向けて講じる施策の方向性を、以下のように設定する。これは、実際に具体的な取り組みを実施するにあたって、何をどのようにするための施策を行うかを示したものである。

以下の方向性に基づき、具体的な施策を推進する。

■ 施策の方向性 ■

まもる

自然環境、農村景観、生活環境を
維持し保全する

なおす

沿道からの景観を妨げるものを
排除し改善する

いかす

埋もれた資源と活動する人を
活用し高める

つくる

魅力を伝え、交流を育む資源を
新たに創出する

1 - 3 パートナースhipに参加する各主体の役割

(1) 市民

市民

**菜の花浪漫街道づくりに自覚を持ち、積極的に取り組もう
皆と連携し、協働して大きな力を発揮しよう**

市民（NPO等を含む）の生活そのものが菜の花浪漫街道の重要な要素である。市民にとっては見慣れてありふれた景色や営みの様子が、来訪者には特別な景色となり得るし、“おもてなしの心”をもって来訪者を迎える時、市民自身も体験・交流資源となる。よって、市民は菜の花浪漫街道の実現に大きく影響している。さらに沿道空間の質的向上は市民自身の生活環境の質的向上でもあり、地域の活性化は生活に潤いをもたらす。

したがって、菜の花浪漫街道実現に向けては、市民自身が主体的に取り組むことが大切であり、活動を効果的に実行するためには、校区内の地域住民や他の団体、行政などの主体と協働して取り組むことも必要である。

●菜の花浪漫街道づくりの主役としての自覚を持つ

- ・地域に対して問題意識を持って日常的に注視し、現状等に関する情報を収集する
- ・景観形成に関するイベント（シンポジウム等）や教育機会に参加する
- ・おもてなしの精神の育成を図る

例えば：ボランティアガイド養成講座に参加して来訪者へガイドを行う

環境に異変や悪化の兆候があれば、自治会や市の担当課に速やかに連絡する

あいさつ運動を推進するとともに、観光客にもあたたかい声掛けを行う

●積極的に、主体的に、自主的に取り組む

- ・家庭、職場、学校、自治会等、様々な場や主体の中で取り組みに参加する
- ・法令、条例、規則及び協定等を遵守する
- ・新築や増改築時に周囲の景観との調和に配慮する

例えば：清掃・草刈り等の校区の活動やNPOが主催するボランティア活動に積極的に参加する

ゴミの不法投棄をしないことはもちろん、時間と場所を守ってゴミを出す

自宅や事業所等の周囲に生垣や花壇を設置したり、外壁の色に配慮したりする

●地域住民、事業者、行政等と連携・協働して推進する

- ・各種会議への参加や活動への協力により連携・協働関係を築く
- ・ネットワーク化して情報を共有し、効率的に進める

例えば：様々な主体と協働して地域の祭り等を盛大に開催したり、交歓会や人材交流に参加する

花壇や植栽を日常的に手入れする場所の情報を共有して明確にする

手入れする人がいない場所については補い合って管理していく

(2) 事業者

事業者

事業活動を改善し、その道の専門家として取り組もう
皆と連携し、協働して大きな力を発揮しよう

事業者（業界団体を含む）は、自らの事業基盤、事業活動自体、事業による生産物までもが菜の花浪漫街道の重要な要素であり、事業規模に応じて景観等への影響度も大きくなり得ることを認識する必要がある。事業者は菜の花浪漫街道の実現に大きく関わっており、沿道空間の質的向上が事業活動にプラスとなる場合もある。

したがって、田原市で事業を営む者として自覚し、沿道空間形成のトップランナーとなるべく、業種を超えた連携や、市民・行政等との協働に努めながら意欲的に取り組む必要がある。

●事業活動を見直し改善する

- ・家畜排せつ物や事業系廃棄物、遊休農地等の景観阻害要因を放置しない
- ・沿道に面する敷地や建造物の魅力を向上させる

例えば：遊休農地での菜の花栽培、土砂流出の防止、家畜排せつ物の適正管理と悪臭防止を図る
景観や眺望を害するような事業系資材の野積みを行わない
商店の看板の色彩や大きさの見直し、建築物周囲の緑化等を推進する

●事業の延長（専門分野）からのアプローチによる質の高い取り組みを推進する

- ・事業者としての専門知識やノウハウを活用して市民に対して指導・教育を行う
- ・事業者としての活動規模、資材や資源の豊富さを活かして多様な活動に取り組む

例えば：建設事業者や農業従事者等が、遊休農地の整備に重機や人員を提供する
園芸事業者が、花壇や緑化、松の植樹等の指導を行う
商業従事者が、流通ネットワークを活用して、資材を安く提供する

●市民、他の事業者、行政等と連携・協働して推進する

- ・各種会議への参加や活動への協力により連携・協働関係を築く
- ・ネットワーク化して情報を共有し、効率的に進める

例えば：社会的責任(CSR)活動として、NPOと協働してボランティア活動を行う
様々な事業者等と協働してグリーン・ツーリズム（農業体験）等のイベントを実施する

(3) 行政等

行政等

**計画づくり、情報発信、道路や沿道の整備に取り組もう
連携・協働し、皆の活動をバックアップしよう**

行政等（自治体等）は、道路整備に責任を持って主体的に取り組み、かつ、各主体の取り組みを支援し、関係者の意見調整や合意形成を促進する“潤滑油”として、市民や事業者と協働関係を築いて取り組むことが求められる。また、国の助成制度や優遇措置等を活用して効果的なハード整備・ソフト対策を講じることが重要である。

協働して実施するときは、問合せ窓口や広報、事務処理、施設整備や場所の提供等を行政が行い、その他はボランティアによる活動とするといったように、活動開始時に関係者間での作業分担を確認し、他の主体との作業分担を明確にする必要がある。

●計画の策定や、条例・規則等の制定及び見直しを図る

- ・各種条例、規則等を制定または見直し、それに係る組織体制を整備する
- 例えば：建築協定、地区計画、景観条例等を検討し、景観や住環境の形成を誘導する

●意識高揚・普及啓発と情報提供により取り組みを活性化させる

- ・景観形成に対する意識を高揚させるための普及及び啓発を行う
- ・教育機会、情報提供機会及び情報提供媒体を増加させる
- ・構想や計画、条例や規則、助成制度等の周知を図る
- ・地域の沿道空間の現状等を把握し、情報提供と周知を図る

例えば：自然解説者、語り部等を育成する学習プログラムを提供する
国・県・市等の優遇措置や助成制度の周知を図り、活用して支援を受ける

●道路管理者、沿道の自治体として主体的に取り組む

- ・道路、歩道、自転車道等の整備を推進する
- ・道路および沿道空間の維持・管理や監視等を推進する
- ・沿道空間を活性化するため、イベント等の開催支援や拠点の整備を行う

例えば：高規格道路の整備を推進し、広域的なアクセスを向上させる
景観に配慮した統一案内板の整備、花壇の維持・管理、枯松の伐採等を行う
白色や錆び色の道路付属物を、景観になじむものへと積極的に更新する
ポケットパーク、視点場、展望デッキ等を整備する

●市民、事業者等と連携・協働し、活動をバックアップして推進する

- ・地元住民や事業者等とのコミュニケーション機会を確保する
- ・各種相談室や窓口を設置し、周知と活用を図る
- ・各主体の活動に対する技術的補助、場所の提供、経済的支援等を行う

例えば：営農支援センターや市民活動支援センターの窓口開設時間を増加させる
知多半島、鳥羽・伊勢・熊野方面、三遠南信地域等との人材交流や連携体制の構築を図る

(4) その他の主体

その他の主体として、田原市出身の市外在住者、来訪者、近隣の自治体等が考えられる。

田原市出身の市外在住者は、故郷の魅力をよく知る者として身近な人にPRし、田原市の“広告塔”となることで、来訪者の増加ひいては地域の活性化に寄与することとなる。

また、来訪者自ら菜の花の作付け体験等を行うことや、人々が集まって賑わう風景そのものが菜の花浪漫街道の将来像の一つでもある。したがって、各々の立場、関心・興味、ライフスタイル等に合せて菜の花浪漫街道づくりに参加してもらうことで、地元住民等との交流、活動の活性化等に繋がることが期待される。

さらに、近隣の自治体はもちろん、知多半島、鳥羽・伊勢・熊野方面、三遠南信地域についても視野に入れることが重要である。風景街道を推進する団体と人材交流やイベントの共催等連携して取り組むことで相乗効果が望める。三遠南信自動車道や伊勢湾口道路構想等の道路網が整備されれば、これらの地域からの来訪者の増加が見込めるため、今後さらに積極的な交流を図ることが有効である。

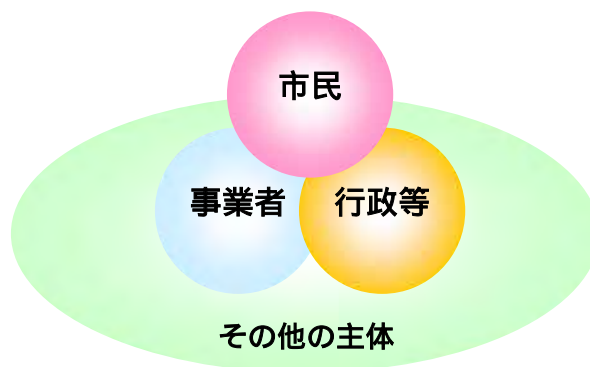
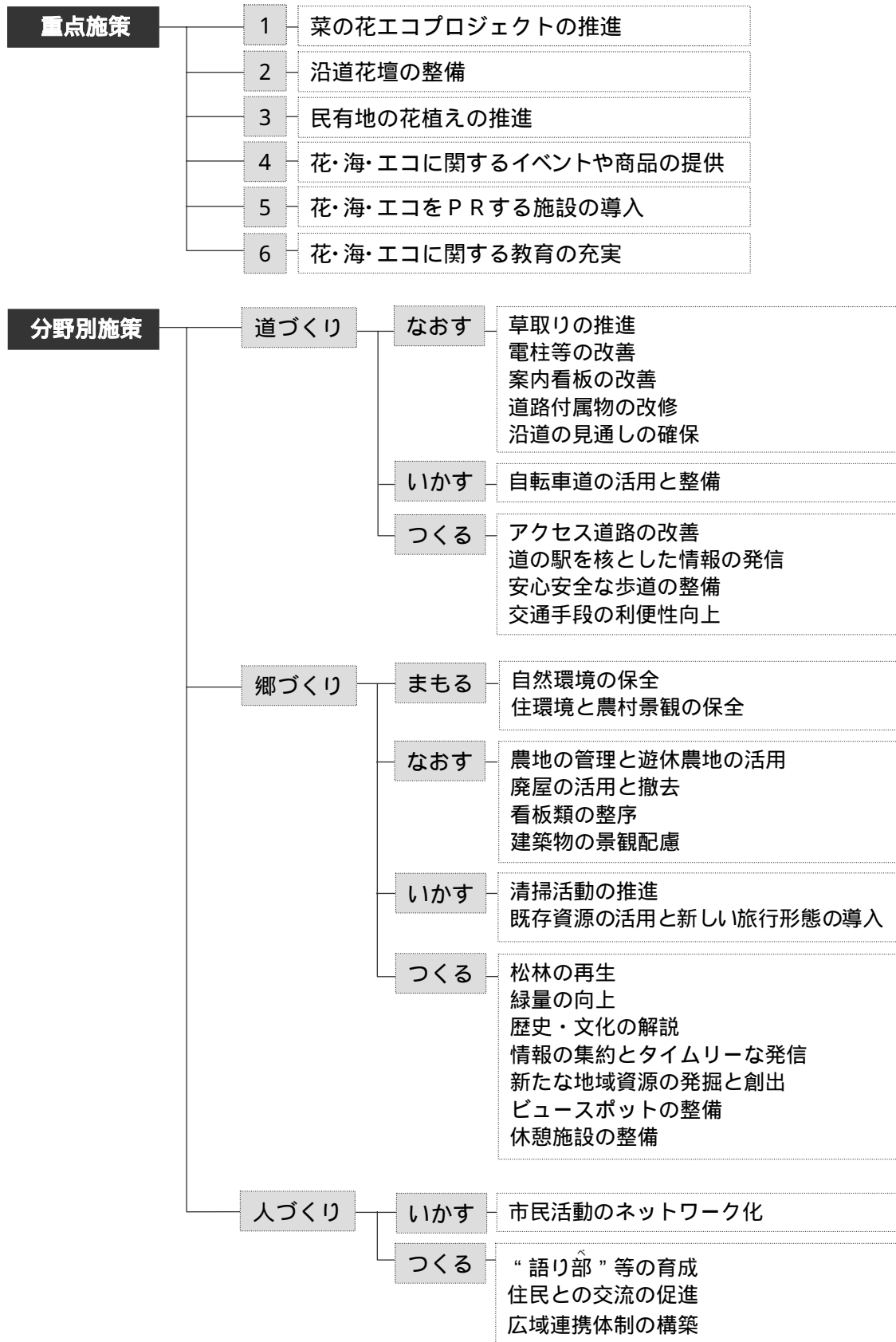


図 4 パートナーシップに参加する各主体

第2章 実現のための方策

第1章に示した目指す将来像の実現に向けて取り組む施策は、以下のように、重点施策と分野別（道・郷・人）施策に整理することができる。



2 - 1 重点施策

目指すべき将来像の実現に向けて取り組む施策のうち、花によって彩りを添え、環境共生を実現する以下の施策を緊急かつ重点的に取り組むべき重点施策として位置づけ、田原市全域を対象として取り組むこととする。

これらの施策は、既に取り組み始めているが、さらに拡大し発展させることを目指す。

重点施策 1：花とエコが郷をなおす

菜の花エコプロジェクトの推進

- ・遊休農地等に、菜の花をはじめとする景観作物(ヒマワリ、コスモス等)を作付けし、農地の健全化を推進する
- ・農地の保全、景観の向上、体験・交流資源としての活用等の様々な効果が期待される
- ・家畜排せつ物や油かすを堆肥化して栽培に活用したり、菜種油や家庭の廃食用油をバイオディーゼル燃料化して燃料として用いることで、資源循環型の取り組みの実現を目指す

市民	● 遊休農地をはじめとする所有地に菜の花等を植える ● 遊休農地や荒地を整備して花を植えるなどの活動に参加する ● 菜種油の利用と廃食用油の回収に協力する
事業者	● 遊休農地をはじめとする所有地に菜の花等を植える、または活動に参加する ● 菜種油の利用と廃食用油の回収に協力する ● 事業活動においてバイオディーゼル燃料の利用を促進する ● 菜の花等の作付け、収穫、搾油およびバイオディーゼル燃料化、堆肥化等の事業を展開する
行政等	● 菜の花エコプロジェクトの課題を整理し、遊休農地の整備、作付け、農地供給、観光利用等を推進する ● 菜種の搾油や廃食用油利用、副産物の活用などを促進する（給食利用、廃食用油の回収と燃料化、燃料の利用等） ● 営農支援センターを活用した農地の流動化 等、菜の花エコプロジェクトの推進に向けた支援（情報提供等）を行う

農地の流動化：廃業もしくは経営規模を縮小しようとする農業者から他の農家等へ、農地を売買・貸借により権利を移譲し、農地として維持・存続させること。遊休農地の解消につながり、農地の受け手にとっては、農地の集積により効率的な農業経営が期待できる。

田原市での取り組み

- **遊休農地に花を植える**：緑肥の用途も兼ねた景観作物として、菜の花、コスモス、ヒマワリ、マリーゴールド、ミックスフラワー、ワイルドフラワー、ネマキング等を作付けした実績がある。
- **廃食用油の回収**：市内飲食店から出る廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料化し、公用車3台（スクールバス1台）で使用している。さらにイベントでは、バイオディーゼル燃料をトラクターなどの農機具や発電機で使用している。



沿道の遊休農地に咲いた菜の花



菜種の収穫作業

重点施策２：花が道をつくる

沿道花壇の整備

- ・歩道に設置された花壇や沿道花壇に花の苗を植え、育てるとともに維持・管理し、美しい景観をつくる
- ・道路と沿道の土地との境界や建物壁面に積極的に花をあしらひ、美化する
- ・景観の向上だけでなく、ゴミの投棄の減少等、副次的な効果も期待される

市民	● 所有地を花壇等として整備・登録し、花の苗を植え、水やり等の管理を行う ● 花壇が設置できない場所へは、プランターやハンギングバスケット等を活用する
事業者	● 歩道に設置した花壇の花植えや維持・管理等の作業に参加、または協力する ● 情報を共有し、どの場所も手入れが行き届くよう各主体が連携・協働して管理する ● 建物壁面や壁に花を飾る
行政等	● 花壇の設置や花植え等の活動を支援する ● 沿道に立地する公共施設の敷地内において積極的に花を植える ● 花壇の設置や花の種類の選定において、必要に応じて相談・指導できる体制を整え、統一感やテーマ性に配慮した沿道整備を誘導する

田原市での取り組み

- **緑化センターの運営**：市の緑化センターで栽培した花苗を、沿道や公園内等公共施設内の花壇に植えて管理するグループ（老人クラブ、子ども会、花愛好団体等）や、沿道の民地に花壇を設置する市民に、年２回提供している。道路沿いの花壇は、交通の支障とならないように草丈の低い品種としている。平成18年度の花苗生産量は約88万鉢、花苗配布量は約74万鉢に達する。



歩道に設置された花壇に咲いた菜の花



市民による沿道花壇の維持・管理



花苗の配布（市民緑花まつり）



花壇のない歩道へのプランターの設置

重点施策３：花が郷をつくる

民有地の花植えの推進

- ・学校や公共施設だけでなく、事業所の敷地内、個人住宅の庭等の民有地に積極的に花を植える
- ・地域一帯に花を植え、沿道からの風景を美しくするとともに、良好な住環境の形成を目指す

市民	●住宅の庭、建物や壁の壁面等に積極的に花を植え、美しい景観を形成する ●オープンガーデン（庭の一般開放）として地域の憩いの場とする
事業者	●事業所敷地内や壁面等に積極的に花を植え、美しい景観を形成する ●ガーデニングコンテスト等の花植えを促進する取り組みを行う
行政等	●花の普及・啓発活動を推進する ●花植えを支援する制度の充実と周知を図る

田原市での取り組み

- 花壇コンクールの実施**：団体等が管理する花壇を対象に、花壇コンクールを毎年実施して、優秀な団体を市民緑花まつりににおいて表彰しており、参加団体は110団体に及ぶ。

他地域での取り組み

- オープンガーデンの紹介**：花等で整備された民家の庭を鑑賞できるように一般開放し、公開している庭をマップで紹介している。オープンガーデンを巡るツアーを開催している企業もある。（長野県小布施町）
- 市民団体による事業所敷地の花植え**：民間企業が敷地内の花壇整備を市民団体に委託している。市民団体の活動の活性化と景観の向上とともに、企業側も利用が増えるなどのメリットが期待される。（愛知県瀬戸市）



花壇コンクールでの優秀例



ガーデニングコンテスト（市民緑花まつり）

重点施策４：花・海・エコが郷をつくる

花・海・エコに関するイベントや商品の提供

- ・菜の花まつり、市民緑花まつり、世界サーフィン大会、トライアスロン、エコフェスタなど花・海・エコに関する集客イベントの開催、観光・交流プログラムやサービスの提供、花を活用した商品や特産品開発に取り組む
- ・環境保全や環境共生に関するイベント、体験・交流プログラムやサービスの提供、エコ関連商品の開発等に取り組む
- ・花・海・エコのイメージの固定化、来訪者の増加と産業の活性化等の様々な波及効果が期待される

市民	●花・海・エコに関するイベントに参加する、または協力する
事業者	●花・海・エコに関するイベント（見本市、展示即売会等）を開催する ●花・海・エコに関する体験・交流プログラムやサービスを提供する ●花や海を活用した観光商品や特産物、環境配慮型商品の開発や販売を行う
行政等	●花・海・エコに関するイベントの主催、開催支援または誘致を図る ●花・海に関する観光商品や特産品、環境配慮型商品の開発等を支援する

田原市での取り組み

- 市民緑花まつりの開催**：緑化の相談、苗木・花苗・園芸資材等の購入、各種フラワー教室・フラワーコンテストの開催を行っており、参加者は約8,000人に及ぶ。
- 表浜自然ふれあいフェスティバルの開催**：海岸侵食や崖の崩落が深刻な太平洋岸の現状を知ること、海岸保全や活用につなげていこうとするイベント。地域の主催により開催されており、約2,000人が海岸清掃と親睦会に参加している。



ライトアップされた菜の花畑（菜の花まつり）



菜の花狩りを楽しむ来訪者（菜の花まつり）



表浜自然ふれあいフェスティバルでの清掃活動



商品化された菜種油

重点施策5：花・海・エコが道をつくる

花・海・エコをPRする施設の導入

- ・周囲の景観や地域性に配慮しつつ、道路周辺の施設等を活用し、花や海モチーフ等を導入して、菜の花浪漫街道に関する活動についてPRする
- ・自然エネルギーを電源とする施設、バイオディーゼル燃料を動力源とする機器、環境共生技術を活用した施設等を整備し、エコに関する活動をPRする
- ・来訪者へ取り組みをPRするとともに、地域住民の行動を高める効果も期待される

市民	● 菜の花浪漫街道の活動等をPRする施設等の整備に協力する
事業者	● 菜の花浪漫街道の活動等をPRする施設等の整備に協力する ● 事業活動の中で菜の花浪漫街道の活動、花、海、エコ等をPRする
行政等	● 景観や地域性に配慮しつつ、沿道に花や海モチーフをあしらった施設（例えばマンホールの蓋、街路灯、案内看板、花壇、時計）等の整備を推進する ● 自然エネルギーや環境共生技術を活用した施設（例えば、太陽光発電や風力発電による照明・時計、草屋根やリサイクル水利用のトイレ等）の整備を推進する

田原市での取り組み

- 菜の花浪漫街道の活動のPR：市民から募金を募って菜の花のラッピングシールを貼り付けた歩道橋を整備（平成19年度に福江地区で取り組まれた事例）。
- 自然エネルギー設備の導入：教育施設や公園、道路等にエコをPRする設備（小型風力発電、ソーラー照明灯等）を導入している。また、停電時でも使用が可能なため、安心安全なまちづくりの観点からも積極的な導入を進めている。



ラッピングシールをあしらった歩道橋と菜の花バス(福江地区)



菜の花電車「なのはな号」の車内



環境共生技術のトイレと風力発電（エコパーク）



太陽光発電や風力発電を活用する公園施設（東部里山公園）

重点施策 6：花・海・エコが人をつくる

花・海・エコに関する教育の充実

- ・花や緑に親しむきっかけづくりとして花緑の普及・啓発を推進する
- ・多様な主体により、海浜・干潟・湿地・里山等において自発的な環境教育の取り組みを促進する
- ・菜の花栽培や菜種の収穫など菜の花エコプロジェクトをテーマに、「資源循環」や「環境と食と農業」の関わりについて理解を深める
- ・ガーデニング、農業・漁業体験等を通じた健康づくりや、団塊の世代・高齢者の生きがいの場となる効果も期待される

市民	● 市内で見られる花やその開花時期等について知識を深め、来訪者に案内する ● 菜の花エコプロジェクトをテーマに環境教育に参加・実施する ● 花、海、エコに関する学習・教育プログラムに参加する ● 花や園芸、海、環境等に関する資格を取得する
事業者	● 市内で見られる花やその開花時期等について知識を深め、来訪者に案内する ● 菜の花エコプロジェクトをテーマに環境教育に参加・実施する ● ガーデニング等の講座を開催する ● 花、海、エコに関する学習・教育プログラムを実施する ● 環境教育や総合学習等の機会においてアドバイザーや講師となる
行政等	● 緑化を進めるため、市民への園芸全般に関する指導、広報活動、イベントの開催等を行い、花やエコに対する普及を図る ● 海浜保全や里山保全の講座、自然観察会等を開催もしくは支援する ● 園芸家や景観アドバイザー等の専門家から助言を受けたり講演を聴講できる機会を創出する

田原市での取り組み

- **里山保全に関する講座の開催**：里山の荒廃の防止、生物多様性の向上等のために市民（里山保全アドバイザー等）による里山保全を積極的に推進している。
- **「たはらの自然めぐり」の書籍発行**：市内の自然を紹介し知識を深めてもらうため、自然観察ガイドブックとして市が発行した。代表的な緑地の自然や、住民から募集した巨木名木等を紹介している。



小学校総合学習での菜の花エコプロジェクト作業



菜種油を使った調理実習（菜の花エコプロジェクト）



里山保全アドバイザー養成講座



中学校総合学習での里山教室

2 - 2 分野別施策

(1) 道づくりの施策

道づくりのテーマ「走りやすい道、自然豊かで美しい景観の道、安心安全な生活の道、環境と産業が共生する道、人や地域資源を繋ぐ道」をつくるために、各主体が取り組むことを検討する施策を以下に示すとともに、右上の地図に、主要な対策エリアを赤く着色して示す。

ア なおす

草取りの推進

・菜の花浪漫街道の沿道を中心に、植栽および沿道の草取り等を定期的に行う

市民	● 植栽の雑草に日頃から注意を払い、行政を補完して身近な所から草取りをする ● 校区や地域の活動、NPOの活動として行われる草取りに参加する ● 「愛・道路パートナーシップ事業」等の行政支援を活用して取り組む
事業者	● NPOの活動への支援や参加、事業所周辺道路の自主的な草取り等を行う ● 草取り等に際して道具や運搬車両を提供する ● 「愛・道路パートナーシップ事業」等の行政支援を活用して取り組む
行政等	● 植栽管理の財源を確保し、可能な限り沿道の草刈り等を行う ● 維持管理しやすい植栽や、雑草予防シートを導入する ● 草刈りや枝払い等の機材整備や安全な活動のため指導を講じる

愛・道路パートナーシップ事業：住民や企業、愛知県、地元市町村の3者が協力して、県が管理する国道や県道の一定区間について継続的に清掃美化活動を行うための支援制度。県が道具の支給・保険加入・表示板の設置等、市がゴミの回収・収集等の支援を行う。

田原市での取り組み

- **田原を美しくする推進デー**：毎年6月第1日曜日を「田原を美しくする推進デー」とし、市民・事業者・行政等が連携して清掃などの美化活動や地域の草刈り・枝払いを実施している。



田原を美しくする推進デーでの活動

電柱等の改善

・市街地や特に景観や眺望の美しい道路区間や拠点を中心に、電柱の位置や電線の配線等に配慮して、良好な景観や眺望を確保するよう電柱等を改善する

事業者	● ケーブルの裏配線や軒下配線、電柱の片寄せ、電線類地中化等、景観に配慮し、
行政等	眺望等を極力阻害しない電線・電柱の配置に取り組む

裏配線・軒下配線：いずれも電柱・電線を地中化せず、表通りから見えないようにする配線方法。裏配線は、裏通りに電柱を配置し、建物毎に裏からケーブルを引き込む方法。軒下配線は、ケーブルを表通り沿いの建物の軒下または軒先に沿うように配置する方法。

田原市での取り組み

- **裏配線による修景**：旭町商店街では、都市計画道路の整備・拡幅に合せて、裏通りに配置した電柱からの裏配線の手法等を用いて「旭町はなとき通り」の整備を行った。商店街の活性化を目指して商店主らを中心としてまちづくりを進めてきており、裏配線の他にも、各店舗前が道路からセットバックして広場スペースを確保したり、統一店舗サインやベンチを設置するなどの工夫により、買物客や行き交う人々にうまいとゆとりある空間を提供している。



裏配線によって電柱類を表通りから目立たないように改善した旭町はなとき通り

案内看板の改善

・見落としがちな拠点やわかりにくい案内看板の改善を行う
・表浜海岸等の国道から離れた拠点へのアクセス道路がわかりにくい箇所では、拠点へと誘導する入り口に景観に配慮した分かりやすい案内看板を設置する

市民	● 道を尋ねられても答えられるよう、身近な観光拠点の場所を把握する
事業者	● 案内看板の見えやすさを確保し、景観の維持・管理等に協力する
行政等	● 案内看板の仕様や配置を見直し、改善する ● ヤシの列植や花壇の整備等により、拠点へのアクセス道路が分かりやすく、来訪者を迎える入り口に相応しい景観づくりを行う ● 周辺の景観に配慮しつつ、テーマを設定して景観演出を行う

道路付属物の改修

・道路付属物等で沿道の景観を阻害しているものを、周囲の景観、地域特性、環境等に配慮したデザインや仕様へと改修する

事業者	● バス停を周囲の景観に配慮したデザインへと更新する
行政等	● 白色のガードレールを景観に配慮した色へと更新する ● 案内看板、街路灯、植栽マス、橋梁等で周囲の景観にそぐわないものや、錆びた道路付属物等は、眺望を妨げることなくデザインが優れたものへと更新する ● 太陽光等を活用した道路照明等、環境に配慮した道路付属物等の整備を行う

沿道の見通しの確保

・歩道が未整備で建物が密集している地区において沿道からの見通しを確保する

市民	●道路敷地内に自転車や自動車等を放置しない ●沿道からの見通しを確保するため、枝払い等を実施する
事業者	●道路敷地内に景観や見通しを阻害する看板やのぼり等の占用物を置かない
行政等	●道路の拡幅整備を行う

イ いかす

自転車道の活用と整備

・未整備区間や国道との重複区間もある自転車道を整備して、自転車利用者の安全性を確保する

・自転車利活用を促進し、場所によっては寂れて雑草の繁茂も見られる自転車道を賑いあふれるものとする

市民	●サイクリングや健康づくり、省エネ活動などの一環として、日常的に自転車道を活用する ●他の主体と協力して自転車道の草取り等を行い、走行しやすい環境を維持する
事業者	●ウォーキングイベントやサイクリングイベント等を開催する ●他の主体と協力して自転車道の草取り等を行い、走行しやすい環境を維持する
行政等	●自転車道を活用するイベントを開催または支援する ●自転車道の草刈り、周辺の観光拠点等の情報発信、レンタサイクル拠点の増設等を行い、自転車道をより活用するための環境整備を行う ●自転車道の維持・補修、未整備区間の整備を行う ●自動車との接触や歩行者との交錯が起きないように安全な自転車道の整備を行う

ウ つくる

アクセス道路の改善

・高規格道路の整備を促すとともに、ICからのアクセス道路を改善して遠方からの来訪者数の増加を図る

市民	●浜松三ヶ日・豊橋道路、伊勢湾口道路等の整備を国に要望する
事業者	
行政等	●高規格道路およびそこから田原までのアクセス道路の整備と改善を行う ●浜松三ヶ日・豊橋道路、伊勢湾口道路等の整備を国に要望する

道の駅を核とした情報の発信

- ・3つの道の駅(伊良湖クリスタルポルト、田原めっくんはうす、(仮称)赤羽根道の駅)を核とした道路交通情報等を発信するための基盤整備を行う
- ・次世代ITS¹等を活用し、様々な機器や媒体を用いて効果的で分かりやすい情報提供を行う

市民	●道を尋ねられても答えられるよう心がける
事業者	
行政等	●3つの道の駅を核として情報基盤(タッチパネル型情報提供機器、コンテンツ等)を整備し、道路交通や観光等に関する情報を発信する ●案内看板、観光マップ、パンフレットによる情報提供に限らず、次世代ITS等の最新技術を活用した多様な情報提供を行う(駐車場案内、カーナビ・携帯電話・QRコード²ICタグ³等を活用した地域情報の提供等)

- 1 次世代 ITS: ITS(高度道路交通システム)とは、情報通信技術を用いて人と道路と車両をネットワーク化し、事故や渋滞等の問題の解決を図る道路交通システムの総称。最先端の技術を用いた次世代 ITS(次世代道路サービス提供システムとも呼ばれる)では、道の駅等での情報接続サービスや駐車場の決裁等の実現に向けた研究が行われている
- 2 QRコード: 二次元コードの一種(右図)。携帯電話でQRコードを撮影すると、面倒な入力なしで簡単にサイトにアクセスできる
- 3 ICタグ(電子タグ): 無線ICチップ。電波により読み取り機との間で情報交換する。観光案内や交通情報の提供に活用されている事例がある



安心安全な歩道の整備

- ・不連続で未整備区間もある歩道を整備して歩行者の安全性を確保する

行政等	●バリアフリーで連続性のある歩道を整備する
-----	---

交通手段の利便性向上

- ・バス(路線バス、シャトルバス)・電車・船便等の公共交通機関の充実を図るとともに、レンタサイクルやレンタカー等への乗換えの利便性を向上させる

市民	●公共交通機関を積極的に利用する
事業者	●交通事業者らは運行本数の充実や乗換えの利便性の向上を図る ●エコカーを活用したレンタカー事業、レンタサイクル事業を展開する
行政等	●レンタサイクル拠点の増設、利便性の向上、サービスの付加等によりレンタサイクル利用者の増加を図る ●レンタカー事業、レンタサイクル事業の導入や誘致を行う ●バス等の公共交通機関の充実を図る

(2) 郷づくりの施策

郷づくりのテーマ「自然と歴史・文化を育む郷、暮らしやすい郷、活気あふれる郷、実りと営み豊かな郷、環境共生のエコの郷」をつくるために、各主体が取り組むことを検討する施策を以下に示す。

ア まもる

自然環境の保全	
・地球環境の保全に貢献するとともに、本市の自然環境を構成する山地、田園、海浜、干潟、湿地、河川等の保全を推進する ・生物多様性に配慮し、自然環境の連続性を確保して、水と緑のネットワーク形成を図る	
市民	● 自然環境保全に関する校区の活動やNPOの活動に参加する ● 公共下水道等への接続により家庭排水による海・干潟・河川の水質汚濁防止と水質浄化に努める ● 貴重種およびその生息地、特定外来生物等について調査等を行う ● 海岸侵食や崖の崩落が深刻な海岸の現状を知ること、海浜保全の意識を高める ● 平地林や屋敷林等の田原らしい景観を形成する身近な緑や里山等を保全し、生物多様性向上のために開発等によって自然環境の連続性が失われないようにする ● 日常生活におけるルールやマナーを守って環境保全に努める
事業者	● 事業活動による水質汚濁、悪臭等による環境汚染を防止する ● 事業活動に伴う森林や緑地の損失を防止し、生物多様性向上のために開発等によって自然環境の連続性が失われないようにする ● 海岸侵食や崖の崩落が深刻な海岸の現状を知ること、海浜保全の意識を高める ● 廃棄物や排水の少ない事業活動へと改善する ● 家畜排せつ物や廃棄物の処理・保管施設を整備し、適正管理を徹底する
行政等	● 貴重種およびその生息地の保全管理のための管理手法を検討するとともに特定外来生物等に対して駆除等の対策を実施することで生物多様性の向上を図る ● 平地林や屋敷林等の田原らしい景観を形成する身近な緑、里山、良好な樹林地等の保全と連続性の確保、水質汚濁防止と水質浄化の取り組みを支援する ● 海岸侵食や崖の崩落が深刻な海岸の現状を把握・周知し、防止対策等を講じるとともに、国や県に対策を要請する ● 家畜排せつ物等の利活用を推進し、処理・保管施設の整備に対する助成措置を推進する

田原市での取り組み

- **ウミガメの調査保護**: サーフィンで有名な赤羽根海岸では毎年6月から8月にかけてアカウミガメが産卵に訪れる。あかばね塾では、環境問題を考える取り組みとしてシーズン中、ウミガメの調査保護活動、海岸清掃、海浜植物の保護活動を行っている。



左:伊勢湾を取り囲むように分布するシデコブシ 右:産卵に訪れたアカウミガメ(いずれも絶滅危惧種)

住環境と農村景観の保全

・現在の良好な集落景観や居住環境が損なわれないよう、維持し保全する

市民	● バトロール、巡回等によって良好な住環境を保全する ● 良好な農村景観の妨げになる宅地開発を控える ● 建築協定¹等を締結して住宅地の景観を維持・保全する ● 校区内のコミュニケーションを図り、協働して取り組める関係を築く
事業者	● 住宅地や農地に進出する大規模な商業開発は、住環境や農村景観に配慮する ● 良好な農村景観等の妨げにならないよう、建築物の建造は十分に配慮する
行政等	● 都市計画に基づき、適正な土地利用が行われるよう指導する ● 良好な景観が保たれるよう景観計画、地区計画²等を策定・締結する

- 1 建築協定：地域特性等を活かした住みよい街づくりを目的とし、敷地、建築物の位置、構造、意匠等について地域住民自ら計画と規制を行う制度。協定の締結には区域の住民全員の合意が必要。
- 2 地区計画：建築協定と同様の制度だが、より拘束力が強い。土地の区画変更や建築行為の際に届け出た内容が計画に適合しない場合、行政が内容の変更等を勧告できる。

イ なおす

農地の管理と遊休農地の活用

・農地・畜舎の適正管理と、遊休農地の有効活用により、さらに景観を保全する

市民	● 所有地から土砂が流出しないよう管理を徹底する ● 遊休農地の整備や景観作物（菜の花、ヒマワリ、コスモス等）の作付け・管理等の活動に参加する
事業者	● 農地から土砂が流出しないよう管理を徹底する ● 農業従事者らは遊休農地をつくらないように努める ● 遊休農地に景観作物の作付け・管理等を行う ● 遊休農地の整備に重機や資材、人手を提供する
行政等	● 農地の流動化等を推進し、遊休農地の解消と有効活用を図る ● 景観作物を植えることが困難な場合は、自然復元等の他の活用法を試みる

田原市での取り組み

- 菜の花エコプロジェクト：遊休農地を耕起し菜の花などの景観作物を作付けることで、農地を維持・存続する。NPO等による数年間の管理後、健全化した農地を新たな担い手に引き渡している。



耕起される遊休農地



遊休農地に咲き誇る菜の花

廃屋の活用と撤去

・景観を阻害し、治安上も好ましくない廃屋や廃店舗の利活用や撤去を推進する

市民	● 廃屋を荒れた状態で放置せず、利活用や撤去を促進する
事業者	● 廃屋や廃店舗を荒れた様相で放置せず、利活用や撤去を促進する
行政等	● 廃屋や廃店舗を次の利用者への引渡しを支援し、放置しないよう指導する

看板類の整序

・不要な看板や違反広告物を撤去し、必要な看板は統一デザインで集約し、整えて配置することにより景観の向上を図る

事業者	● 不要になった看板、錆びて用を成していない看板等は撤去する ● 景観に馴染む大きさ、色合い、形状の看板へと更新する
行政等	● 民間の看板についても統一看板へと集約し、景観に馴染まない大きさ、色合い、形状の看板は改善指導する ● 屋外広告物条例に基づき、違反屋外広告物を一掃する

建築物の景観配慮

・沿道はもちろん、沿道から見える集落等においても、色合いや造りが周囲の景観と調和するよう配慮する

市民	● 住宅等の屋根や外壁の色を、周囲の景観に配慮したものとする
事業者	● 事業所等の屋根や外壁の色を、周囲の景観に配慮したものとする
行政等	● 公共施設の屋根や外壁の色を、周囲の景観に配慮したものとする ● 景観計画、条例、地区計画等により景観形成の規制・誘導を行う

ウ いかに

清掃活動の推進

・現在も行われている清掃活動の時期、場所、実施体制の情報を共有し、状況により連携して拡大推進を図る。さらに定期的に行うことでゴミの不法投棄や不要な資材の野積み等をなくす

市民	● 既存の清掃活動を継続するとともに、コミュニケーションを促進して情報交換を行い、投棄されたゴミや不要な資材は早期に発見して撤去する
行政等	● 既存の清掃活動の連携を強化し、定期的に分担して行われるよう工夫する

既存資源の活用と新しい旅行形態の導入

・近年の観光ニーズや動向を踏まえ、既存資源のリニューアルや、既存の地域資源の活用等によって、近年の観光ニーズや動向に合ったニュー・ツーリズム(新しい形態の旅行)や長期滞在型旅行を導入し、商品化して売り込む

市民	● 未活用の地域資源を活用した観光商品の開発に協力する
事業者	● 地産地消メニューの開発、郷土食の復元等を行い、商品化して売り込む、または農家レストランを開業して提供する ● スローライフ、癒し、健康、エコ等をテーマとした事業展開を図る ● 各種ニューツーリズム¹や長期滞在型旅行の導入等により事業拡大を図る
行政等	● 観光資源として十分に活用されていないものを、観光商品化・ブランド化する ● 各種ニュー・ツーリズムの観光商品化、農林漁業が体験できる宿や民泊(民家での宿泊)ができる滞在プランのPR、旅行会社等への売り込み等を行う ● スローライフ、癒し、健康、エコ等のテーマとした観光ルートを創造する ● 事業者がニュー・ツーリズムや長期滞在型旅行を導入するためのノウハウを得る機会を創出する(先進地への研修制度、講師の招へいと講座の開催等)

各種ニューツーリズム：エコ・ツーリズム(環境保全に配慮しつつ自然に触れる観光)ヘルス・ツーリズム(療養・美容・体力増強・健康増進を目的とした観光)グリーン・ツーリズム(農業体験観光)ブルー・ツーリズム(漁業体験観光)等。

エ つくる

松林の再生

・枯松の伐採・除去を推進するとともに、白砂青松の景観を取り戻し、防潮林の機能を回復するため、松林の再生に取り組む

市民	● 所有地の枯松を伐採・除去し、倒木の恐れのある枯松があれば行政に通報する
事業者	● 松等の植樹と維持・管理等に参加する
行政等	● 枯松を伐採・除去し、松の植樹や育成を推進する ● 松だけでなく塩害に強い樹種の植栽を行う

田原市での取り組み

- **松の植樹**：伊良湖校区コミュニティ協議会が植樹を主催し、平成20年2月には松くい虫に抵抗力のある「抵抗性クロマツ」の苗850本を約1,500mにわたって植え付けた。



クロマツの植樹作業

緑量の向上

・道路敷地外においては、公共用地・民有地問わず緑化を図り、市街地を中心に緑豊かな環境を創出する

市民	● 生垣や花壇等を配置して住宅や所有地内の緑量の向上を図る
事業者	● 植栽や花壇等を配置して事業所等や敷地内の緑量の向上を図る ● 可能な場合、市民緑地制度 等を活用して地域に開かれた緑地として一般開放する
行政等	● 公共用地、公共施設等を積極的に緑化し、民有地の緑やサテパークたはら等の緑の拠点も含めてそれらをつなぎ、ネットワーク化を図る ● 道路の幅員に余裕がある場所では、植栽マスを増設する

市民緑地制度：土地所有者と行政とが契約を締結し、緑地等を一般の人が利用できるよう公開する制度。

田原市での取り組み

- **生垣設置奨励事業**：住宅の道路沿いに、連続2m以上で樹木の高さが宅地面から90cm以上の生垣をつくる場合、補助金が交付される

歴史・文化の解説

・歴史・文化資源において、観光ボランティアガイド等を活用して、歴史・文化、田原の風土や地域資源を伝えられることができるような体制の整備を図る
・観光ボランティアガイドのイベント等による機会の創出を図る

市民	● 郷土の歴史・文化・風土・地域資源をさらに知る ● 来訪者に、歴史・文化・風土等の郷土の魅力を紹介する
事業者	● 歴史や文化を感じられる商品の開発を行う（例えばパッケージやネーミングを工夫する、郷土食を商品化して歴史や文化の解説を添える 等）
行政等	● “語り部”の育成に併せて、語り部や案内人等が駐在できる拠点や、歴史や文化を解説したツール（解説付きマップ、音声ガイド端末、携帯型端末等）を整備する

情報集約とタイムリーな発信

・様々な主体・団体間の情報ネットワークを形成し、観光情報の迅速な収集・集約・一元管理によってタイムリーに情報を発信する
・3つの道の駅（伊良湖クリスタルポルト、田原めっくんはうす、(仮称)赤羽根道の駅）を核とした効果的で分かりやすい情報提供を行う

市民	● 開花情報、食材の旬、地域情報等の収集に協力する ● まちかど観光案内所・まちかど休憩所を設置し、来訪者に情報提供を行う ● 道や見所等、適切な回答ができるように郷土への関心と知識を身につけるよう努める
事業者	● 開花情報、食材の旬、地域情報等の情報の収集に協力し、積極的に発信する ● まちかど観光案内所・まちかど休憩所を設置し、来訪者に情報提供を行う
行政等	● 開花情報、食材の旬等をタイムリーに発信できる環境と体制を整備する ● 観光情報の管理窓口やwebサイトの集約化によりわかりやすい情報提供を行う ● まちかど観光案内所・まちかど休憩所の設置を支援する

新たな地域資源の発掘と創出

・来訪者が少ない時期のセールスポイントとなる地域資源を見出し、年間を通して安定した来訪者の獲得を図る

市民	● 既存の自然、歴史・文化資源のうち、来訪者が少ない時期の見所となり得るものを発掘・活用し、ネットワーク化を図る
事業者	
行政等	● 来訪者が少ない時期の地域資源や季節を問わず鑑賞できる地域資源（サシバの渡り、旬の食材、歴史・文化資源等）の重点的なPRやブランド化を拡充する ● 映画、テレビ、CM等のロケーション撮影やコンベンション¹の誘致を行う ● ストーリー性やタイアップ等の話題や仕掛け作りで工夫し、セールスポイントを見出す

- 1 コンベンション：会議（国際会議、学会等） 集会（見本市、展示会等） 大会（スポーツや文化交流の催し物等）のこと

ビュースポットの整備

・良好な眺望を有しながら視点場として十分に整備されていない場所を、安全に楽しめるよう基盤を整える

市民	● ビュースポットの美化を行う
事業者	● 敷地内に良好な眺望の視点場があれば、ビュースポットとして整備する
行政等	● 美しい眺望が望める場所に、駐車場、休憩所、デッキ、視点場（展望塔）等を整備し、整備に際しては地域性や周囲の景観に配慮したものとする ● ビュースポットをとるば²に登録してPRする ● 高い視点場から菜の花畑や海等が一望できる展望所の整備を行う ● 駐車場等の基盤整備は伴わないが、良好な視点場（例えば海や空からの景色）についても積極的にPRする

- 2 とるば：安全な駐車場と、そこから歩いていける撮影スポットが備わった場所（フォトスポット＆パーキング）

休憩施設の整備

・特に景観の変化や景勝地に乏しいエリアを中心に、体験・交流拠点や休憩できるポケットパーク等を整備する

市民	● 拠点やポケットパーク ³ の整備や環境美化を行う
事業者	● 新たな体験・交流拠点として整備し、集客を目的とした事業を展開する ● 荒地や空地等の未利用地を活用して、オープンカフェや市の開設等を試みる
行政等	● 景観の変化や見所に乏しいエリアにある体験・交流拠点を重点整備する ● 駐車場を備えたポケットパーク等の休憩施設を整備する

- 3 ポケットパーク：道路わきや空き地等わずかな土地を利用した小さな公園、休憩所

(3) 人づくりの施策

人づくりのテーマ「主体的・積極的に取り組める人、連携・協働できる人、あたたかい交流とおもてなしの心を持てる人」をつくるために、各主体が取り組むことを検討する施策を以下に示す。

ア いかす

市民活動のネットワーク化	
・既に取り組まれている校区の活動やNPO等の活動を活かして、雑草の草取りやゴミの監視等の対策を推進する ・市民活動の情報をネットワーク化により共有し、互いに連携・協働することで、効率的な活動を展開する	
市民	● 清掃、美化等の活動場所や開催時期等の情報の共有を図る
事業者	● “ 気が向いた時に目に付いた身近な所を美化する ” だけでなく、他の主体と連携して、沿道や地域がいつ見ても美しく管理される体制を整える ● 作業中の安全、資材調達、作業効率の面からも有効なため、可能ならば、活動内容や場所を同じくする者同士で活動グループを結成して取り組む
行政等	● 自らも沿道管理を行うとともに、住民や事業者らと連携し、活動を支援する ● 情報共有と連携・協働が可能なネットワークづくりを支援する ● 活動について情報共有や意見交換ができるコミュニケーションツール(例えばポータルサイト、掲示板、メーリングリスト等¹⁾)の整備を支援する ● 市民活動の支援制度を周知し、活用を促進する ● 市民活動の活性化と円滑化を図るため、市民活動支援センターの活動を拡充する ● 地域通貨²⁾の導入等によって住民活動の活発化を図る

- 1 ポータルサイト：インターネットを利用する際、入り口として閲覧されるような総合的なウェブサイト
メーリングリスト：複数の人に同時に電子メールを配信する仕組み
特定の話題に関心を持つグループで情報交換をする場合に利用されることが多い
- 2 地域通貨：限られた地域で、日本円等の全国で流通している貨幣と同じ価値あるいは全く異なる価値があるものとして発行・使用される貨幣。使用できる範囲内での贈与、サービスとの交換、売買が可能。例えば、環境配慮行動に伴って所定の金額の地域通貨を発行するといった取り組みが行われている。

イ つくる

“語り部”等の育成	
・観光ガイド、歴史・文化を解説できる“語り部”、自然解説者(インタープリター)、各種体験の指導者等を育成する	
市民	● 観光ボランティアガイド、歴史・文化の語り部、自然解説員、里山保全アドバイザー、環境インストラクター等の人材育成講座に参加し、活動を行う
事業者	● 農業従事者は農業体験、漁業従事者は漁業体験等のアドバイザーや指導者として活動する ● 指導者を育成する機会において、専門的知見やノウハウを伝授する
行政等	● 観光ボランティアガイド、歴史・文化の語り部、自然解説員、里山保全アドバイザー、環境インストラクター等を育成するための講座を開催する ● ガイド等の継続教育の場を設ける ● 自然解説者や指導者等を外部から招へいし、ノウハウを学べる機会を創出する

住民との交流の促進

・来訪者が、地元住民と時間を共に過ごせるようなイベントや旅行形態を創出する

市民	●おもてなしの精神を心がける ●まちかど観光案内所・まちかど休憩所を設置し、来訪者に対してあたたかい声掛けや、道案内等のふれあいを積極的に行う
事業者	●まちかど観光案内所・まちかど休憩所を設置し、来訪者に対してあたたかい声掛けや、道案内等のふれあいを積極的に行う ●ファームステイ（滞在型農場体験）、クラインガルテン（滞在型市民農園）、スポーツ合宿等の長期滞在型プログラムを導入し、地元住民から相談役やアドバイザーを選任したり、共同作業や交歓会等によって地元住民と交流できる機会を設ける ●来訪者も地元住民も参加するイベントを開催する
行政等	●長期滞在型プログラムの導入を推進し、地元住民と交流できる機会を設ける ●農村留学等の里親と留学生の仲介、マッチングの支援等を行う

広域連携体制の構築

・市内のみならず、田原市出身の市外在住者、周辺の自治体、知多半島や鳥羽・伊勢・熊野方面や三遠南信地域の団体、風景街道づくりに取り組む全国の団体等と連携体制を構築する

市民	●人材交流、交歓会、観光キャラバン等の広域的な交流機会に参加する
事業者	●田原市出身の市外在住者（元市民）は、“広告塔”として田原のPRを行う
行政等	●広域的な交流機会の創出やネットワークの形成を行い、相互の市民や事業者らの行来を活発にして、連携体制を築く支援を行う ●広域的に地域交流、サポート、視察や学習等を推進する ●各地で田原市をPRしていただける「（仮）菜の花大使」を募集して任命する（例えば全国の「田原」を姓とする人等）

重点施策

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| 1. 菜の花エコプロジェクトの推進 | 4. 花・海・エコに関するイベントや商品の提供 |
| 2. 沿道花壇の整備 | 5. 花・海・エコをPRする施設の導入 |
| 3. 民有地の花植えの推進 | 6. 花・海・エコに関する教育の充実 |



図 5 施策の位置図

表 1 重点施策の一覧

目標年次 短期：2008～2010 年（H20～22）
中期：2011～2016 年（H23～28）
長期：2017～2030 年（H29～42）

重 点 施 策		各 主 体 の 役 割			目 標 年 次		
		住 民	事 業 者	行 政	短期	中期	長期
重点施策 1	菜の花エコプロジェクトの推進 農地の健全化、遊休農地への菜の花の作付け、 資源循環の促進等	・遊休農地や所有地に菜の花等を植える ・遊休農地の整備や花植えの活動に参加する ・菜種油の利用と廃食用油の回収に協力する	・遊休農地や所有地に菜の花等を植える ・菜種油の利用と廃食用油の回収に協力する ・事業活動においてバイオディーゼル燃料の利用を促進する ・菜の花等の作付け、収穫、搾油、燃料化等を行う	・菜の花エコプロジェクトの課題整理と活動推進を行う ・搾油、廃食用油の利用、副産物の活用等を促進する ・営農支援センターを活用し遊休農地の流動化を推進する	○	○	○
重点施策 2	沿道花壇の整備 歩道の花壇や沿道花壇に花を植えて維持・管理	・所有地に花壇を設置し、花を植える ・花壇の花植えや維持・管理等に参加する、協力する ・どの場所も手入れが行き届くよう連携・協働して管理する ・建物壁面や壁に花を飾る	・所有地に花壇を設置し、花を植える ・花壇の花植えや維持・管理に参加する、協力する ・どの場所も手入れが行き届くよう連携・協働して管理する ・建物壁面や壁に花を飾る	・花壇の設置や花植え等の活動を支援する ・沿道の公共施設に花を植える ・花植え等について相談・指導できる体制を整え、統一感 やテーマ性に配慮した沿道整備を誘導する	○	○	○
重点施策 3	民有地の花植えの推進 民有地等への花植え	・住宅や庭に花を植え、美しい景観を形成する ・オープンガーデンとして地域の憩いの場とする	・建物や敷地内に花を植え、美しい景観を形成する ・コンテスト等の花植えを促進する取り組みを行う	・花の普及・啓発活動を推進する ・花植えを支援する制度の充実と周知を図る	○	○	○
重点施策 4	花・海・エコに関するイベントや商品の提供 花・海・エコに関する集客イベントの開催、観光・ 交流プログラムやサービスの提供、特産品の開発	・花・海・エコに関するイベントに参加、または協力する	・花・海・エコに関するイベントに参加、または協力する ・花・海・エコに関する体験・交流プログラム等を提供する ・花や海を活用した観光商品、環境配慮型商品を開発する	・花・海・エコに関するイベントの開催や誘致を図る ・花や海に関する観光商品や環境配慮型商品の開発等を 支援する	○	○	○
重点施策 5	花・海・エコを PR する施設の導入 沿道に花や海の装飾や環境配慮型の施設を導入	・菜の花浪漫街道の活動等を PR する施設等の整備に協 力する	・菜の花浪漫街道等を PR する施設等の整備に協力する ・事業活動の中で菜の花浪漫街道、花、海、エコ等を PR する	・沿道に花や海のモチーフをあしらった施設や、自然エネル ギーや環境共生技術を活用した施設の整備を推進する	○	○	○
重点施策 6	花・海・エコに関する教育の充実 花や緑の普及・啓発、花・海・エコに関する環 境教育等の実施	・花の開花時期等について理解を深める ・花、海、エコに関する学習・教育機会に参加・実施する ・花や園芸、海、環境に関する資格を取得する	・花の開花時期等について理解を深める ・花、海、エコに関する学習・教育機会へ参加・実施する ・学習・教育機会、講座等の開催や指導を行う	・園芸に関する指導、広報活動、イベントの開催等を行う ・環境保全の講座や自然観察会を開催もしくは支援する ・専門家への相談や、講演を聴講する機会を創出する	○	○	○

表 2 道づくりの施策の一覧

目標年次 短期：2008～2010 年（H20～22）
中期：2011～2016 年（H23～28）
長期：2017～2030 年（H29～42）

分 野 別 施 策			各 主 体 の 役 割			目 標 年 次		
			住 民	事 業 者	行 政	短期	中期	長期
道	なおす	草取りの推進 植栽および沿道の草取り等	・日頃から注意を払い、身近な所から草取りをする ・校区の活動や NPO の活動の草取りに参加する	・NPO の活動への支援や参加、自主的な草取り等をする ・草取り等に際して道具や運搬車両を提供する	・財源を確保し、可能な限り沿道の草刈りを行う ・維持管理しやすい植栽、雑草予防シートを導入する	○	○	○
		電柱等の改善 電柱の位置や配線を景観に配慮して改善		・ケーブルの裏配線や軒下配線、電柱の片寄せ、電線類 地中化等を行う	・ケーブルの裏配線や軒下配線、電柱の片寄せ、電線類 地中化等を行う		○	○
		案内看板の改善 案内看板の改善、わかりやすい案内看板の設置 する	・身近な観光拠点の場所を把握する ・看板の見えやすさを確保し、景観の維持・管理等に協力 する	・身近な観光拠点の場所を把握する ・看板の見えやすさを確保し、景観の維持・管理に協力する	・案内看板の仕様や配置を見直し、改善する ・アクセスが分かりやすく、入り口に相応しい景観づくりを行う ・テーマを設定して景観演出を行う		○	○
		道路付属物の改修 道路付属物等を景観に配慮したデザインへ改修		・バス停を周囲の景観に配慮したデザインへ更新する	・白色のガードレールや錆びた道路付属物等を更新する ・環境に配慮した道路付属物等の整備を行う		○	○
		沿道の見通しの確保 歩道未整備で建物が密集する地区の沿道の見 通しを確保	・道路敷地内に自転車や自動車等を放置しない ・枝払い等を実施する	・道路敷地内に景観や見通しを阻害する看板やのぼり等 の占用物を置かない	・道路の拡幅整備を行う			○
	いかす	自転車道の活用と整備 整備を行い、自転車道の利活用を促進して賑い を創出	・日常的に自転車道を活用する ・草取り等により走行しやすい環境を維持する	・ウォーキングイベントやサイクリングイベント等を開催する ・草取り等により走行しやすい環境を維持する	・自転車道を活用するイベントを開催または支援する ・自転車道を利用しやすい環境を整備する ・既設自転車道の補修と安全な自転車道の整備を行う	○	○	○
	つくる	アクセス道路の改善 高規格道路の整備、IC からのアクセス道路を改善	・浜松三ヶ日・豊橋道路、伊勢湾口道路等の整備を要望する	・浜松三ヶ日・豊橋道路、伊勢湾口道路等の整備を要望する	・高規格道路とアクセス道路の整備と改善を行う ・浜松三ヶ日・豊橋道路、伊勢湾口道路等の整備を要望する	○	○	○
		道の駅を核とした情報の発信 3 つの道の駅と多様な媒体を活用して情報発信	・道を尋ねられても答えられるよう心がける	・道を尋ねられても答えられるよう心がける	・情報提供基盤（情報提供機器、コンテンツ等）を整備する ・次世代 ITS 等を活用した多様な情報提供を行う	○	○	○
		安心安全な歩道の整備 不連続で未整備区間もある歩道を整備			・バリアフリーで連続性のある歩道を整備する	○	○	○
		交通手段の利便性向上 公共交通機関の充実と乗換えの利便性を向上、 レンタカー・レンタサイクル事業の導入	・公共交通機関を積極的に利用する	・交通事業者らは運行本数の充実や乗換えの利便性の向 上を図る ・レンタカー事業、レンタサイクル事業を展開する	・拠点の増設等、レンタサイクル利用者の増加を図る ・レンタカー事業、レンタサイクル事業の導入や誘致を行う ・バス等の公共交通機関の充実を図る	○	○	○

表 3 郷づくりの施策の一覧

目標年次 短期：2008～2010 年（H20～22）
中期：2011～2016 年（H23～28）
長期：2017～2030 年（H29～42）

分野別施策			各主体の役割			目標年次		
			住民	事業者	行政	短期	中期	長期
郷	まもる	自然環境の保全 自然環境の保全、水と緑のネットワーク形成	・自然環境保全に関する活動に参加する ・水質汚濁の防止と水質浄化に努める ・貴重種、海岸線、外来生物等について調査等を行う ・海岸侵食等の現状を知り、海浜保全の意識を高める ・身近な緑や里山等を保全し、連続性を維持する ・ルールやマナーを守って環境保全に努める	・水質汚濁、悪臭等による環境汚染の防止に取り組む ・事業に伴う緑地の損失や環境破壊の防止、自然環境の連続性の維持に努める ・海岸侵食等の現状を知り、海浜保全の意識を高める ・廃棄物や排水の少ない事業活動へと改善する ・家畜排せつ物や廃棄物の適正処理・保管を徹底する	・貴重種の保護、外来生物駆除等の対策を講じる ・平地林等の身近な緑、里山等の保全と連続性の確保、水質汚濁の防止、水質浄化の取り組みを支援する ・海岸の現状を把握・周知し、防止対策を講じるとともに、国や県に対策を要請する ・家畜排せつ物等の処理・保管施設整備への助成を行う	○	○	○
		住環境と農村景観の保全 集落景観や居住環境の維持・保全	・パトロール、巡回等によって住環境を保全する ・良好な農村景観の妨げになる宅地開発を控える ・建築協定などを締結して住宅地の景観を維持・保全する ・コミュニケーションを図り、協働できる関係を築く	・住宅地や農地に進出する大規模な商業開発は住環境や農村景観に配慮する ・農村景観等の妨げにならないよう建築物の建造に配慮する	・都市計画に基づき、適正な土地利用が行われるよう指導する ・景観計画、地区計画等を策定・締結する	○	○	○
	なおす	農地の管理と遊休農地の活用 農地・畜舎等の適正管理、遊休農地の有効活用	・所有地から土砂が流出しないよう管理を徹底する ・遊休農地の整備や景観作物の作付け・管理等の活動に参加する	・農地から土砂が流出しないよう管理を徹底する ・農業従事者らは遊休農地をつくらないよう努める ・遊休農地への作付けや支援（重機・人手等の提供）を行う	・農地の流動化等を推進し、遊休農地の解消と活用を図る ・遊休農地の自然復元等、多様な活用を試みる	○	○	○
		廃屋の活用と撤去 景観を害する廃屋や廃店舗の利活用・撤去	・廃屋を荒れた状態で放置せず利活用や撤去を促進する	・廃屋や廃店舗を荒れた様相で放置せず利活用や撤去を促進する	・廃屋や廃店舗を次の利用者への引渡しを支援し、放置しないよう指導する	○	○	○
		看板類の整序 違反広告物を撤去、統一デザインの看板で集約		・不要な看板、錆びた看板等は撤去する ・景観に馴染む大きさ、色合い、形状の看板とする	・看板を集約し、景観に馴染まないものは改善指導する ・屋外広告物条例に基づき、違反屋外広告物を一掃する		○	○
		建築物の景観配慮 集落等での周囲と調和した景観の形成	・屋根や外壁の色を、周囲の景観に配慮したものとする	・屋根や外壁の色を、周囲の景観に配慮したものとする	・屋根や外壁の色を、周囲の景観に配慮したものとする ・条例や地区計画等により景観形成の規制・誘導を行う	○	○	○
		いかす						
		清掃活動の推進 情報を共有し、連携して清掃活動の拡大・推進	・コミュニケーションを促進して情報交換を行い、投棄されたゴミや不要な資材は早期に発見して撤去する ・既存の清掃活動の連携を強化し、定期的に分担して行う	・コミュニケーションを促進して情報交換を行い、投棄されたゴミや不要な資材は早期に発見して撤去する ・既存の清掃活動の連携を強化し、定期的に分担して行う	・コミュニケーションを促進して情報交換を行い、投棄されたゴミや不要な資材は早期に発見して撤去する ・既存の清掃活動の連携を強化し、定期的に分担して行う	○	○	○
		既存資源の活用と新しい旅行形態の導入 既存の地域資源の活用等により近年の観光ニーズや動向に合った形態の旅行を導入、商品化して売り込み	・既存資源を活用した観光商品の開発に協力する	・地産地消メニューの開発、郷土食の復元等を行い、商品化して売り込む、又はレストランを開業する ・スローライフ、癒し、健康、エコ等をテーマに事業展開する ・新しい形態や滞在型の旅行の導入により事業拡大する	・活用が不十分な資源を観光商品化・ブランド化する ・ニュー・ツーリズム等の商品化、宿やプランの PR を行う ・ニーズに合うテーマの観光ルートを創造する ・研修の実施等、事業者がノウハウを得る機会をつくる	○	○	○
	つくる	松林の再生 景観と防潮機能の回復のため松林を再生	・枯松の伐採と、倒木の恐れのある枯松の通報を推進する ・松等の植樹と維持・管理等に参加する	・枯松の伐採と、倒木の恐れのある枯松の通報を推進する ・松等の植樹と維持・管理等に参加する	・枯松の伐採・除去、松の植樹や育成を推進する ・松だけでなく塩害に強い樹種の植栽を行う	○	○	○
		緑量の向上 市街地を中心に緑豊かな環境を創出	・敷地内に生垣や花壇を設置する	・事業所の建物周囲や敷地内の緑量の向上を図る ・市民緑地制度等を活用して一般開放する	・公共用地等を積極的に緑化し、ネットワーク化を図る ・道路の幅員に余裕がある場所では、植栽マスを増設する	○	○	○
		歴史・文化の解説 歴史・文化を伝える体制の整備と機会を創出	・郷土の歴史・文化・風土・地域資源をさらに知る ・来訪者に、歴史・文化・風土等の魅力を紹介する	・歴史や文化を感じられる商品の開発を行う	・“語り部”の育成に併せて駐在拠点の整備や、歴史や文化を解説したツールを整備する	○	○	○
		情報の集約とタイムリーな発信 情報ネットワークの形成、情報の集約と一元管理によるタイムリーな発信	・開花情報、食材の旬、地域情報等の収集に協力する ・まちかど観光案内所・まちかど休憩所を設置する ・道や見所等適切な回答ができるように郷土への関心と知識を身につけるよう努める	・開花情報、食材の旬、地域情報等の情報収集に協力し、積極的に発信する ・まちかど観光案内所・まちかど休憩所を設置し、来訪者に情報提供を行う	・開花情報、食材の旬、地域情報等をタイムリーに発信する体制を整備する ・観光情報の管理窓口や web サイトの集約化を行う ・まちかど観光案内所・まちかど休憩所の設置を支援する	○	○	○
		新たな地域資源の発掘と創出 来訪者が少ない時期の地域資源の発掘・創出	・既存の自然、歴史・文化資源のうち、来訪者が少ない時期のセールスポイントとなり得るものを発掘・活用し、ネットワーク化を図る	・既存の自然、歴史・文化資源のうち、来訪者が少ない時期のセールスポイントとなり得るものを発掘・活用し、ネットワーク化を図る	・来訪者が少ない時期の地域資源の PR やブランド化を行う ・ロケーション撮影やコンベンション等の誘致を行う ・ストーリー性やタイアップ等の話題や仕掛け作りを行う	○	○	○
		ビュースポットの整備 眺望が良い場所を安全な視点場として整備	・ビュースポットの美化を行う	・敷地内に良好な眺望の視点場があれば、ビュースポットとして整備する	・駐車場、デッキ、視点場等を景観に配慮して整備する ・ビュースポットをとるばに登録して PR する ・高い視点場から一望できる展望所の整備を行う ・海や空からの景色についても PR する	○	○	○
		休憩施設の整備 体験・交流拠点や休憩できるポケットパーク等の整備	・拠点やポケットパークの整備や環境美化を行う	・新たな体験・交流拠点として整備し、集客を目的とした事業を展開する ・未利用地でオープンカフェや市の開設等を試みる	・見所に乏しいエリアの体験・交流拠点を整備する ・駐車場を備えたポケットパーク等の休憩施設を整備する		○	○

表 4 人づくりの施策の一覧

目標年次 短期：2008～2010 年（H20～22）
中期：2011～2016 年（H23～28）
長期：2017～2030 年（H29～42）

分野別施策			各主体の役割			目標年次		
			住 民	事 業 者	行 政	短期	中期	長期
人	いかす	市民活動のネットワーク化 情報共有し、連携・協働して活動場所や時間等を平準化 既存の市民活動を活かした草取り等の沿道管理の推進	・活動場所や開催時期等の情報を共有して、他の主体とも連携し、沿道や地域がいつ見ても美しい管理体制を整える ・可能ならば、活動内容や場所を同じくする者同士で活動グループを結成して取り組む	・活動場所や開催時期等の情報の共有して、他の主体とも連携し、沿道や地域がいつ見ても美しい管理体制を整える ・可能ならば、活動内容や場所を同じくする者同士で活動グループを結成して取り組む	・沿道管理の実施と、他の主体と連携して活動支援を行う ・情報共有と協働が可能なネットワークづくりを支援する ・情報共有や意見交換のできる環境の整備を支援する ・市民活動の支援制度を周知し、活用を促進する ・市民活動支援センターの活動を拡充する ・地域通貨の導入等によって住民活動の活発化を図る	○	○	○
	つくる	“語り部”等の育成 観光ガイド、歴史・文化を解説できる“語り部”、自然解説者、各種体験の指導者を育成	・観光ボランティアガイド、歴史・文化の語り部、自然解説員、里山保全アドバイザー、環境インストラクター等の講座に参加し、活動する	・農業体験、漁業体験等の指導者として活動する ・教育機会において、専門的知見やノウハウを伝授する	・ガイドや指導者等を育成するための講座を開催する ・ガイドや指導者等の継続教育の場を設ける ・ガイドや指導者等を外部から招へいする	○	○	○
		住民との交流の促進 来訪者が住民と交流できる機会を創出	・おもてなしの精神を心がける ・まちかど観光案内所等を設置し、来訪者に対してあたたかい声掛けや、道案内等のふれあいを積極的に行う	・まちかど観光案内所等を設置し、来訪者に対してあたたかい声掛けや、道案内等のふれあいを積極的に行う ・住民との交流機会を設ける ・来訪者も地元住民も参加するイベントを開催する	・長期滞在型プログラムの導入を推進し、住民との交流機会を設ける ・農村留学等の里親と留学生等の仲介、マッチングの支援等を行う	○	○	○
		広域連携体制の構築 田原市出身者、周辺の自治体、知多半島、鳥羽・伊勢・熊野、三遠南信地域の団体等と連携	・広域的な交流機会に参加する ・田原市出身の市外在住者（元市民）は、“広告塔”として田原のPRを行う	・広域的な交流機会に参加する ・田原市出身の市外在住者（元市民）は、“広告塔”として田原のPRを行う	・広域交流機会の創出やネットワークの形成を行い、人や物の往来を活発にして、連携体制を築く支援を行う ・広域交流、サポート、視察や学習等を推進する ・市をPRする観光大使を募集し、任命する	○	○	○

**「渥美半島菜の花浪漫街道パートナーシップ会議」が取り組みの
進捗管理、成果の評価・検証等を行う**

重点施策および分野別施策を効果的かつ継続的に行うためには、具体的に事業化し、進捗の管理と成果の評価・検証を行い、次の事業等に反映させることが重要であり、菜の花浪漫街道全体にもたらした効果の把握については、各主体の代表者からなる中心的なチェック機関が行うことが必要である。

そのため、菜の花浪漫街道を効果的に推進する組織である「渥美半島菜の花浪漫街道パートナーシップ会議」（平成19年9月設立）がチェック機関として事業の進行整理や活動整理などを行うこととする。

渥美半島菜の花浪漫街道パートナーシップ会議は、市民、事業者および行政等の活動団体によって構成され、活動内容の一つとして、「基本構想、活動方針及び実施計画に関すること」を掲げている（資料編p.101）。

さらに、事業毎に事業主体から責任者を選出し、密に連携・情報共有を図る必要がある。

表 5 渥美半島菜の花浪漫街道パートナーシップ会議構成団体（登録団体、五十音順）

活動団体等 （15 団体）	愛知県農業経営士協会東三河支部田原分会
	愛知みなみ農業協同組合
	渥美商工会
	田原市観光協会
	田原市校区総代会
	田原市商工会
	田原市生活学校
	田原青年会議所
	田原市青年農業士会
	田原市 4 H クラブ連絡協議会
	特定非営利活動法人田原菜の花エコネットワーク
	農村輝きネット・あつみ
	農村生活アドバイザー
	道の駅伊良湖クリスタルポルト
	道の駅田原めっくんはうす
行政等 （6 団体）	愛知県田原警察署
	愛知県東三河農林水産事務所渥美農業改良普及課
	田原市
	田原市議会
	田原市教育委員会
	田原市農業委員会
道路管理者 （2 団体）	愛知県東三河建設事務所
	田原市

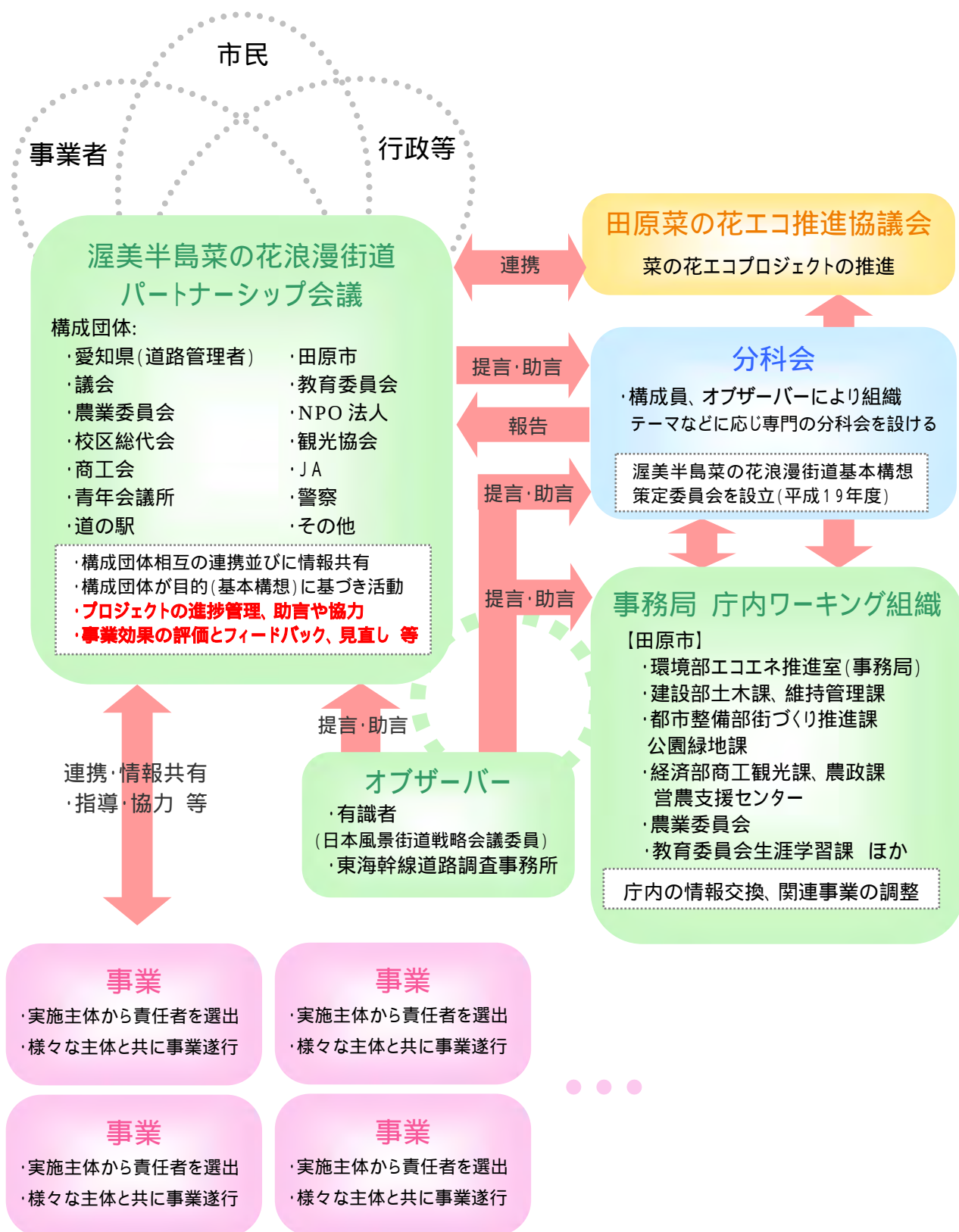


図 6 推進組織の体制図

**基本構想の周知を図り、意識の高揚と普及・啓発を促進する
住民を交えた話し合いの場を設け、具体的な行動計画を策定する
優先順位を設定し、どこで、誰が、いつまでに取り組むか明確にする**

基本構想は、全ての田原市民が菜の花浪漫街道の将来像を共有し、その実現に向けて取り組むことを目的として策定するものである。その実現に向けて行動に移すためには、まず基本構想の周知を図り、全ての田原市民が一丸となって取り組むように意識の高揚と普及・啓発を促進することが重要である。

また、基本構想の策定以降、校区の中、さらには校区を越えて、地域住民や利害関係者を交えて話し合い、具体的な事業計画を策定しなければならない。住民会議やワークショップ等により改善場所や対策を特定し、各施策の優先順位、実施主体とその責任者、目標年次等を設定することが必要である。そして、国や県の施策および優遇措置・助成制度等を有効活用し、最新の事例も参考にして、合理的で効果的な取り組みとする配慮も必要である。

資料編

第1部 沿道空間の現況把握

第2部 沿道空間の分析評価

巻末資料

第1部 沿道空間の現況把握

資料編の第1部では、はじめに、市の概況について示す。

次に、上位・関連計画について整理し、計画の中での沿道空間の位置付けを明らかにする。

さらに、沿道空間の構成要素を地域資源の視点から以下の4つに分類し、各資源の既存資料を整理する。そして、現地概況調査を行うことによって沿道空間の現況を把握する。

また、活動主体の現況把握として、地域で環境美化やまちづくり等の活動を展開している主体の現況についても整理する。

最後に、基本構想策定の検討時に参考となる先進事例を紹介する。

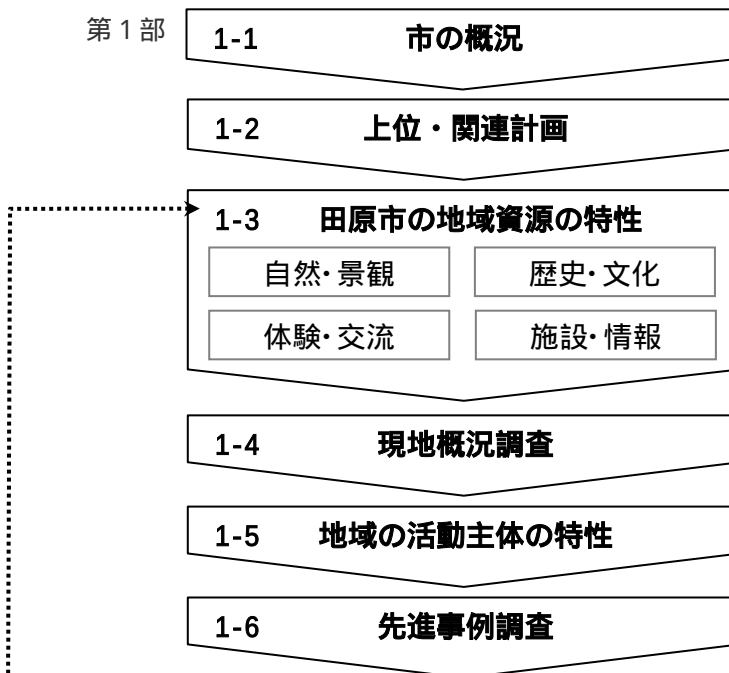


図 1-1 資料編第1部の構成

《沿道空間を構成する地域資源（日本風景街道における地域資源の捉え方の視点）》

- 自然・景観資源

山、川、池、自然公園などの「自然資源」や、街並み、橋梁等の人工物、ランドマーク的建造物、田畑などの、地域の生活風景等を形成する「景観資源」。

- 歴史・文化資源

寺社仏閣、遺跡・史跡、記念碑等の「歴史資源」や、重要文化財、祭り等の「文化資源」。

- 体験・交流資源

レクリエーション施設、体験・交流のための施設やスポット等、地域内外の人々に余暇やふれあいの機会を提供する「体験・交流資源」。

- 施設・情報資源

休憩施設、情報提供施設、ガードレール等の道路付帯施設、アクセス手段（バス、レンタサイクル他）等の道路や交通に関わる「施設・情報資源」。

「日本風景街道の実現に向けて ～美しい国土景観の形成を、目指した国民的な運動を～ 提言」
（平成 19 年 4 月、日本風景街道戦略会議）をもとに市の特性を踏まえて分類

1 - 1 市の概況

《市の地勢等》

■地勢・気候

田原市は、愛知県の南東部に位置し、三方を海洋に囲まれている。

気候は、黒潮の影響により年間平均気温は約17℃と温暖で、年間降水量1,709mm(県平均2,097mm)と雨の少ない地域である。また、年間を通して風が強く、風力発電に適した地域であると言える。市はH13～17年田原市消防署観測データ、県はH13～17年名古屋地方気象台観測データ

■人口・世帯

田原市の人口は66,390人、世帯数は21,761世帯(平成17年10月1日現在)である。人口は最近の10年間で1.02%増加しており、微増傾向が続いている。



市の概況



人口の推移



市の気象

《市の産業》

田原市の産業構造は、大きく農業、工業、観光業が主要な柱である。



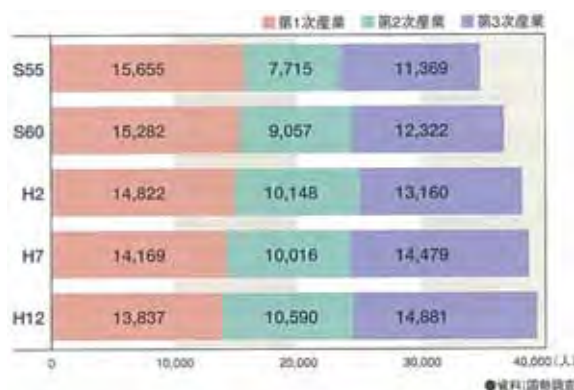
出典：「田原市ミニ要覧 2007」(平成19年11月、田原市)

各産業の主要指標



出典：「第1次田原市総合計画」(平成19年3月、田原市)

土地利用区分



出典：「第1次田原市総合計画」(平成19年3月、田原市)

産業別就業者数の推移

■ 農業

昭和43年の豊川用水全面通水以来、全国有数の農業地域として、きくなどの花き、キャベツ、ブロッコリーなどの野菜類を中心に、収益性の高い農産物生産体制を確立し、飛躍的な発展を遂げてきた。土地利用においても、市域の3分の1は農地が占めている。乳用牛・肉用牛、豚などの畜産業も花き、野菜類と同様に盛んな地域で、県下トップクラスに位置している。

農家1戸あたりの生産農業所得は高く、第1次産業就業者の占める割合は33.3%(H17国勢調査)と、全国の市の中で1位となっている。

総農家数は、年々減少しているものの、農家に占める専業農家や第1種兼業農家の割合は高く、平成17年現在で70%を越えている。農家の担い手として大きな役割を果たす認定農業者は1,033人(平成20年1月末現在)となっており、全国的に農業離れが進む中、各種の農業支援等によりその人数は増加傾向にある。

一方、遊休農地の増加や家畜排せつ物の大量発生などが課題であり、遊休農地は現在では農地面積の約10%を占めている。また、ハウス栽培の加温用燃料である石油の価格高騰の影響を受けて経営が悪化しており、農業のエネルギー自給率の確保やコスト低減に向けた安定的なエネルギーの確保が課題となっている。

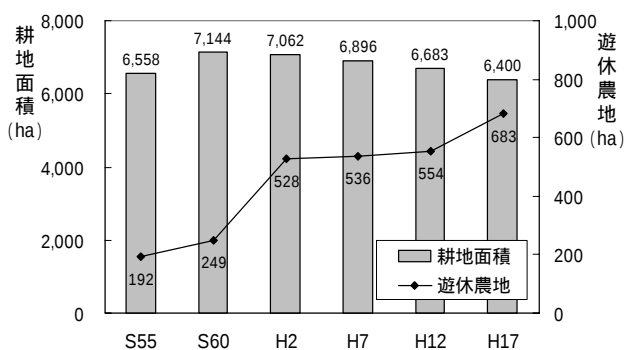
全国第1位を誇る農業関連の指標

農業産出額	779 億 4 千万円
生産農業所得	311 億 9 千万円
花き産出額	365 億 4 千万円

作物別産出額(日本一の作物)

きく	228 億 1,000 万円
観葉植物(鉢)	23 億 8,000 万円
ばら	9 億 7,000 万円
アルストロメリア	5 億 8,000 万円
キャベツ	94 億 6,000 万円
ブロッコリー	17 億 7,000 万円

出典)平成17年生産農業所得統計(平成19年、農林水産省)



出典) 農林水産統計書

遊休農地の推移

■工業

工業は、臨海工業用地の造成をきっかけに、自動車産業を中心とした立地が進み、全国でも有数の工業地域となっている。臨海部には自動車などの輸送機器加工組み立て企業等が進出し、本市の行財政や地域全体の活力向上に大きく貢献している。

田原市臨海部を包括する三河港は、昭和39年に重要港湾に指定され、日本の中央に位置し、自動車においては貿易額(輸出入)全国第1位になるとともに、国際的な拠点港ともなっている。しかし、港湾、道路等の基盤施設の改善等による立地条件の向上を図り、港湾を擁する国際的な産業拠点として、外資系企業の誘致も視野に入れた展開が必要となっている。

■観光業

観光業は、豊かな自然と景観に恵まれることから、スポーツや文学の舞台としても魅力ある観光資源を有している。半島特有の豊かな自然環境に恵まれ、食や花等の観光資源と相まって、半島の地理的特性としての海・山の観光資源が数多く分布している。

国指定文化財では、吉胡貝塚や伊良湖東大寺瓦窯跡、大アラコ古窯跡、百々陶器窯跡などがある。また宮山原始林やシデコブシ自生地、渡辺華山関係歴史資料、絵画などがある。

■その他の産業

漁業については渥美地域の三河湾沿岸を中心に海藻類や貝類等は県下有数の漁獲高の沿岸漁業が発達している。一方で、担い手の高齢化による漁業者の減少、漁獲量の減少、魚価の低迷、漁業環境の悪化等により年々厳しさを増しており、水産資源の確保や経営基盤の強化を図ることが緊急の課題となっている。

商業については、市街地再開発事業などにより活性化を促しているが、商店数、年間商品販売額ともに減少傾向にあり、消費者ニーズに対応した個性的な商業機能を充実し、市民生活の利便性を確保する必要がある。

《たはらエコ・ガーデンシティの実現》

田原市は、環境共生のまちづくりを積極的に推進している都市でもある。

家庭から出る一般廃棄物を資源化(固形燃料化・たい肥化)するリサイクルセンターを全国に先駆けて建設し、平成10年度には地域新エネルギー導入ビジョンを策定し、太陽光や風力発電などのエコ・エネルギーを積極的に導入してきた。

平成15年6月、「環境と共生する豊かで持続可能な地域づくり」を基本理念とする「たはらエコ・ガーデンシティ構想」を策定した。この構想は、様々な地域環境課題に対処し、豊かな地域資源を活用して環境に配慮するとともに、産業の発展した豊かで活力ある地域を目指すものである。これに基づいて、エネルギー自給率や食糧自給率の向上、水資源の確保、地球温暖化防止対策、環境負荷の低減などを掲げ、菜の花エコプロジェクトや廃棄物リサイクルプロジェクトなど7つの主要プロジェクトを推進している。

この取り組みは、環境と経済のバランスのとれたサステナブルシティ(持続可能な都市)としても評価され、エコエネルギーを導入した環境先進都市として全国に発信している。

1 - 2 上位・関連計画

(1) 上位・関連計画

沿道空間の現況把握に必要な主な上位・関連計画は以下のものが挙げられる。基本構想の検討の際は、これらの計画における沿道空間の位置付けを踏まえて基本構想を策定する。

表 1-1 主な上位・関連計画

策定者	上位・関連計画(策定年月)	関連する主な分野
田原市	「第1次田原市総合計画」(平成19年3月)	総合施策、都市構造
	「田原市環境保全計画」(平成19年5月)	自然環境
	「観光基本計画」(平成19年3月)	観光、体験・交流
	「たはらエコ・ガーデンシティ推進計画」(平成19年3月)	環境、産業
	「シンボル公園ネットワーク計画書(田原市緑の基本計画)」 (平成19年3月)	自然、景観、公園、 歴史・文化
	「たはら21新農業プラン」(平成19年3月)	農業
関係省庁	都市計画関係の各事業計画	都市計画
	自然公園地域の公園計画	自然公園

(2) 上位・関連計画における沿道空間の位置付け

ア．景観形成機能及び緑地の配置方針

自然資源、景観資源の現況を踏まえ、以下のような配置方針が示されている。



出典：「シンボル公園ネットワーク計画書（田原市緑の基本計画）」（平成 19 年 3 月、田原市）

図 1-2 景観形成機能の配置方針

イ．レクリエーション及び観光機能の配置方針

交流・体験資源の現況を踏まえ、以下のような配置方針が示されている。

シンボル拠点の配置	将来に向けてまもるべき重要な自然環境のある地域や、「緑」及び観光レクリエーションの拠点を考慮した上で、田原市の特性を代表する箇所を「シンボル拠点」として位置づける。
スポット拠点の配置	ネットワーク上にあり、地区の特性を代表する文化、歴史、自然、施設としてポテンシャルがある箇所を「スポット拠点」として位置づける。

ネットワークの配置

生態系ネットワークの設定	半島をとりまく「海」、半島の基盤となる「田園」、半島の背骨となる「山」を核として、河川、緑道、街路樹、用水路などを生態系ネットワークとして位置づける。
利用ネットワークの設定	自然環境の理解を高めるきっかけを促すために、国道42号や国道259号などを軸として、道路、トレイル、散策路、自転車道などを利用ネットワークとして位置づける。



出典：「シンボル公園ネットワーク計画書（田原市緑の基本計画）」（平成 19 年 3 月、田原市）

図 1-3 レクリエーション・観光機能配置方針図

ウ、都市構造・土地利用のゾーニング方針

土地利用及び産業、自然環境、都市計画等の各分野の現況を踏まえ、以下のような配置方針が示されている。



出典：「第1次田原市総合計画」(平成19年3月、田原市)

图 1-4 都市構造概念図 (2030 年)

1 - 3 田原市の地域資源の特性

(1) 自然・景観資源

ア．自然環境及び緑地による景観

自然環境及び緑地について、景観形成機能の視点から「骨格となる景観」と「田原を印象づける景観」の二つに分類し、現況評価結果と課題の概要を示す。

表 1-2 骨格となる景観（自然環境及び緑地）

骨格となる景観	
機能	田原市を代表する郷土景観を形成する機能
評価結果	■ 半島の背骨となる山地 市の景観の背景として重要。特に、「蔵王山」「衣笠山」「大山」「赤羽根文化の森」「骨山」などの山頂からの開けた眺望は、重要な景観となっている。 ■ 半島の基盤となる農地や平地林、ため池 広大な農地、その中に点在する平地林、ため池の景観は、市の基盤となる重要な景観となっている。 ■ 太平洋 東西に長い太平洋海岸沿いに連続する海岸斜面林は、大きな緑のボリュームと美しさにより海岸沿いの雄大かつ重要な景観となっている。崖と海岸のダイナミックな景観を形成しているが、海岸侵食が進んでいる。 また、その景観を臨む視点場として、「谷ノ口海岸（モデル地区）」「弥八島地区」「赤羽根漁港地区」「フラワーパーク跡地」「日出地区」などが挙げられるが、十分な整備がされていない。 ■ 三河湾 遠浅の砂浜（自然海岸）と海へ開けた眺望、点在する松林と砂浜、海苔の養殖などの漁村風景は、海岸沿いの重要な景観となっており、天気良ければ島々や知多半島を望むことができる。一方、近年は海岸侵食や松枯れが問題視されている。 ■ 伊勢湾 海に浮かぶ島々を含めた西ノ浜からみる伊勢湾側の眺望は、海岸沿いの重要な景観となっている。海岸沿いの長大な防風林緑地が特徴的であるが、近年松枯れが問題視されている。また、その景観を臨む視点場の十分な整備がされていない。
課題	- 田原を印象づける代表的な郷土空間であり、優れた農村景観を有している。市民にとっても親しみ深い景観となっているため、これらの景観を保全していくことが重要である。 - 骨格となる景観を臨む視点場の整備が必要である。



半島の背骨となる山地



半島の基盤となる農地



太平洋岸



三河湾岸



伊勢湾岸の保安林



伊勢湾

出典：「シンボル公園ネットワーク計画書（田原市緑の基本計画）」（平成 19 年 3 月、田原市）より作成

表 1-3 田原を印象づける景観（自然環境及び緑地）

田原を印象づける景観	
機能	地域の特徴を示す身近な郷土景観を形成し、地域のイメージを決定づける機能
評価 結果	田原市を印象づける景観としては、人口の集中する市街地（田原・赤羽根・福江）における景観、汐川干潟周辺の景観、三河湾沿いの臨海工業地帯周辺の景観、伊良湖岬周辺の景観等が挙げられる。 田原市街地については、田原城址などの史跡を中心とした歴史的な景観が特徴であり、市街地の緑として公園などが整備されつつあるものの緑量が少ない。また、田原市への東の玄関口となる三河田原駅前の緑量が少ない。赤羽根市街地については、太平洋沿いに隣接し、一部にはヤシなどの植栽により海岸沿いのリゾート景観をイメージした植栽が行われている。福江市街地については、社寺林などの緑が存在するものの、緑量が少なく閑散とした景観である。 汐川干潟周辺については、広々とした干潟と田園の景観が広がっている。 三河湾沿いの臨海工業地帯周辺については、緩衝緑地帯の連続により、工場地帯の景観にうるおいを与えているが、直線的で変化に乏しい景観である。 伊良湖岬周辺については、伊良湖岬の伊勢湾への開けた良好な自然景観が存在するものの、観光施設などの緑量が乏しく、田原市への西の玄関口となる道の駅クリスタルポルトについても、緑陰などが足りない状況である。また、西山地域の農地の中に長大な防風林緑地が連なって、田原市としては特徴的な景観となっていたが、松枯れにより大きな被害を受けている。
課題	- 市街地は、社寺林、屋敷林を保全し、緑量を増加させ景観の質を向上させるとともに、テーマのある景観形成を目指し、統一感のある美しい街並みとするように配慮する。 - 臨海工業地帯周辺は、うるおいと親しみのある緩衝緑地帯の創出を図る。 - 伊良湖周辺は、緑量を増加させ観光地として一体的に景観の質を向上させる。また、西山地域の防風林緑地の保全および修復を図る。 - 田原市の玄関口を演出する緑の景観の創出を図る。 - 田原を印象づける景観は、それぞれの地域の特徴を示す身近な郷土景観との意味合いから、その背景である骨格となる景観との調和が必要である。



田原市街地



福江市街地



臨海工業地帯の風力発電施設



恋路ヶ浜



海上から望む伊良湖岬



道の駅伊良湖クリスタルポルト

出典：「シンボル公園ネットワーク計画書（田原市緑の基本計画）」（平成 19 年 3 月、田原市）より作成



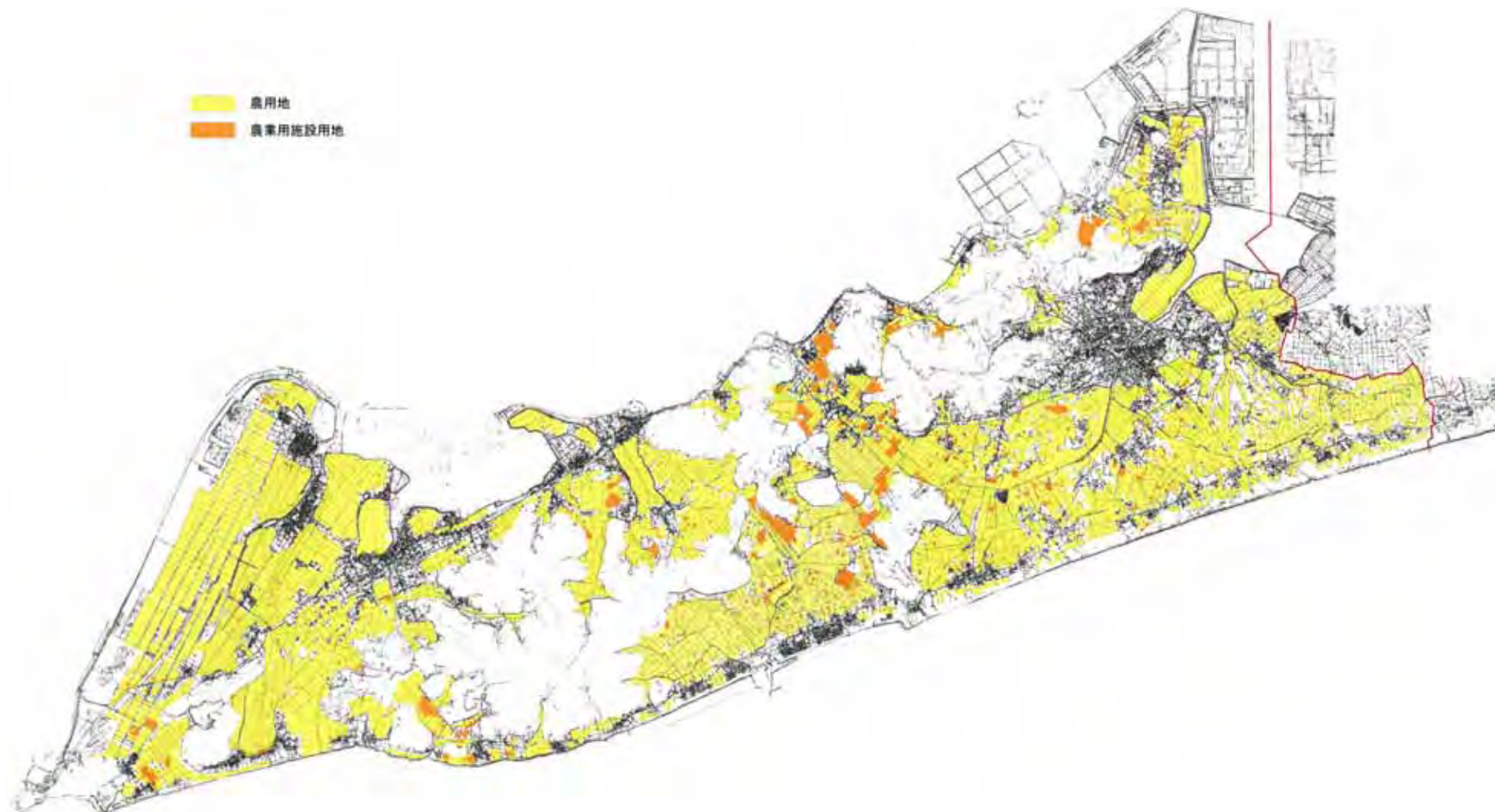
出典：「シンボル公園ネットワーク計画書（田原市緑の基本計画）」（平成 19 年 3 月、田原市）

図 1-5 自然・公園・緑地による景観資源図

イ．土地利用

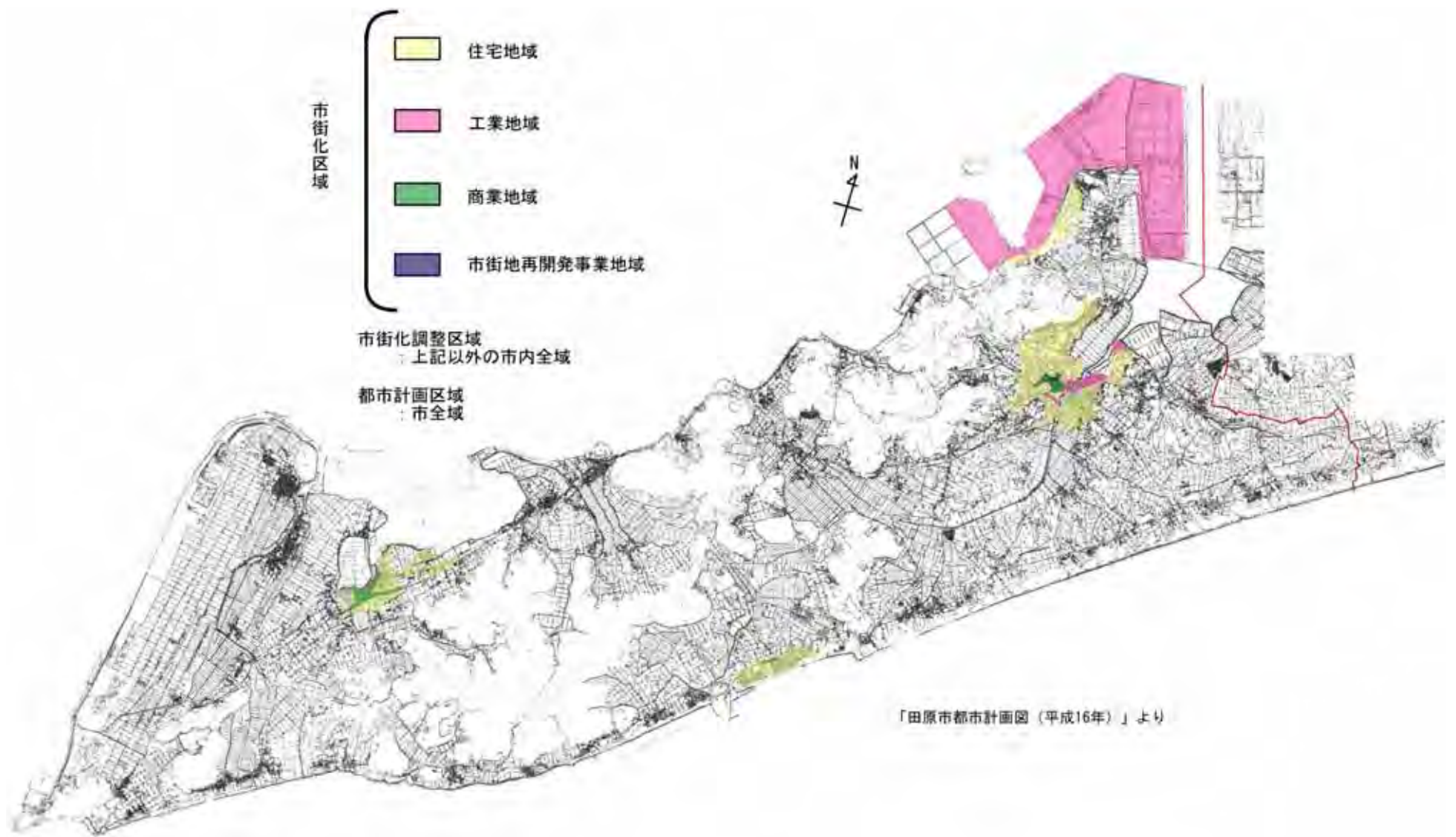
街並みや田畑等、沿道の景観資源を形成する主要な要素として、土地利用状況を以下に示す。

市街化区域と山地を除いて、大半が農用地区域に指定されている。また、沿道の市街化区域の多くが住宅地域、一部が商業地域に指定されている。



出典：「シンボル公園ネットワーク計画書（田原市緑の基本計画）」（平成 19 年 3 月、田原市）

図 1-6 農用地区域図



出典：「シンボル公園ネットワーク計画書（田原市緑の基本計画）」（平成19年3月、田原市）

図 1-7 都市計画区域図

ウ．自然公園

自然公園区域を以下に示す。

海岸の多くが三河湾国定公園の第2種特別地域に指定されており、海岸後背地を中心に保安林に指定されている区域も多い。これらの区域では、立木の伐採、建築物の建造、土地形状の変更の際には知事の許可が必要となる。



出典：「田原市環境保全計画」(平成 19 年 5 月、田原市)

図 1-8 自然公園区域図

第2種特別地域：良好な自然状態を保持している地域で、農林漁業との調和を図りながら自然景観の保護に努めることが必要な地域。立木の伐採、建築物、土地形状の変更等に知事の許可が必要。

(2) 歴史・文化資源

寺社仏閣、遺跡・史跡、記念碑等の「歴史資源」や、文化財、美術品等の「文化資源」の現況を示す。

市街地周辺に多くの資源が集積し、さらに市全域にわたって点在している。

表 1-4 国指定文化財

史跡	百々陶器窯跡 ^{どうどうすえき}	窯業の研究が進んでいなかった指定当時は、奈良時代の窯跡とされていたが、中世の窯跡である。我が国の窯業史を考えるとうえでも重要な史跡として有名。台地の南斜面にトンネル状に構築された窯が、一部天井を遺して 2 基並んで残っている。甕、壺、鉢、碗が焼かれていた。
	吉胡貝塚	縄文時代後期・晩期を中心とした日本を代表する貝塚遺跡で、貝層は 4,500 m ² にも及ぶ。大正 11・12 年の京都大学の清野謙次、昭和 26 年の文化財保護委員会の発掘調査で 340 体を超える縄文人骨のほか、縄文土器・石器・骨角器・動物遺体等、多数の遺物が出土し、考古学・人類学の研究に大いに貢献した。
	大アラコ古窯跡 ^{こよう}	平安時代末期、当時の三河国司・藤原顕長の銘入り壺が焼かれた窯跡である。ここで焼かれた製品には、奥州平泉の藤原氏のもとまで運ばれたものもある。渥美半島の窯業の繁栄を示す貴重な窯跡である。
	伊良湖東大寺瓦窯跡 ^が	平安から鎌倉時代に活発な生産活動が展開された渥美古窯の一つで、3 基の窯が保存されている。奈良東大寺鎌倉再建時の瓦を焼いた窯跡で、「東大寺大佛殿瓦」と刻印された軒丸瓦や軒平瓦、平瓦などの瓦や瓦経、瓦塔などの宗教用具が出土している。
天然記念物	宮山原始林	宮山は県の最南端近くにあって、高温多湿のため草木がよく茂り、原生林の状態を保っている。樹木は、暖地性常緑闊葉樹を主として、常緑植物と陰地性の草木が密生し、典型的な海岸暖地性の常緑樹林となっている。
	柊 ^{なぐさ} のシデコブシ自生地	シデコブシの分布は、非常に限られている。湿地を好み 3 月下旬から 4 月上旬頃白ないしはピンク色の花をつける。柊 ^{なぐさ} の群落には、約 200 株が自生しており、伊川津の群落とともに、県下でも有数のシデコブシの自生地となっている。
歴史資料 (重要文化財)	渡辺華山関係資料	
絵画 (重要美術品)	紙本著色牡丹図(渡辺華山筆) 華山手録 壬午畫稿 華山手録 客坐掌記 天保三年ノ年紀アリ 華山手録 客坐掌記 天保九年ノ年紀アリ 紙本墨画山水図(岡田半江筆)	

出典：「渥美半島の文化財」(平成 18 年 7 月、田原市教育委員会)

表 1-5 県指定文化財

史跡	城宝寺古墳	渡辺華山の菩提寺で有名な城宝寺の山門わきにある古墳で、6世紀のもの。横穴式石室は渥美半島最大規模である。
	皿山古窯群	皿焼古窯が立地する山の東側斜面に築かれた窯跡で、8基のうち3基が調査されている。ここからは、日常生活に使われた山茶碗や小皿、甕 かめ 、子持器台 こもちきだい や香炉といった宗教用具などが出土しています。窯の保存状態が良好な遺跡です。
	伊川津貝塚	伊川津町郷中全体に広がる大貝塚である。神明社の境内では、貝が1m以上の厚さで堆積したところもある。貝塚からは、縄文時代後期から晩期の遺物や人骨が出土し、中でも叉状研齒 さしやうけんし のある頭骨や有髻土偶 ゆうげんどぐわう は全国的にも有名。
天然記念物	黒河湿地植物群落	シデコブシやヤチャナギ、シラタマホシクサなどの貴重な植物が数多く群生している。湿地には、ハッチョウトンボ、サンショウウオなども生息している。
	ハマボウの野生地	西南暖地の海岸付近に自生する落葉樹で、初夏から8月にかけて、むくげに似た黄色の花を咲かせる。温暖な渥美半島に亜熱帯植物が自生し、夏に黄色の花を咲かせる落葉樹で、ここに自生するものが、その分布の北限にあたるものとして県から天然記念物に指定されている。
	伊川津のシデコブシ	シデコブシの分布は、非常に限られている。湿地を好み3月下旬から4月上旬頃白ないしはピンク色の花をつける。花 なぐさ の群落とともに、県下でも有数のシデコブシの自生地となっている。
彫刻	木造観世音立像 かんぜおんりゅうざう	田原城を築いた戸田氏の菩提寺である長興寺にある。藤原期製作であり、通称「鉦彫観音 なたぼり 」。

出典：「渥美半島の文化財」（平成18年7月、田原市教育委員会）



出典：「渥美半島の文化財」（平成 18 年 7 月、田原市教育委員会）

(平成19年7月1日現在)

国指定
文化財

種別	名称	数	所有者・管理者	指定年月日
史跡	西々島墓群跡	495㎡	田原市	大 11. 3. 8
	吉崎貝塚	11,017.243㎡	田原市	昭 26.12.28
	大アラク古墳跡	2,923.45㎡	田原市	昭 48. 1.12
	伊豆瀬東大寺瓦葺跡	421.22㎡	田原市	昭 42.12.11
天然記念物	富山原始林	38,816㎡	田原市側	昭 29. 8. 3
	竜のシデコブシ養生地	399.3㎡	永田正之	昭 45. 6.18
歴史資料 (歴史文化財)	渥美半島関係資料	1件	田原市	昭 53. 3.24
絵画 (重要美術品)	経本善色牡丹図(本阿彌山)	1幅	田原市	昭 15. 9.27
	泰山手毬 壬午鷹揚	1幅	田原市	昭 16. 4. 9

市指定
文化財

種別	名称	数	所有者・管理者	指定年月日
史跡	城道寺古墳	822.50㎡	城道寺	昭 50.12.25
	田山古墳群	1,200㎡	和田町自治会	昭 42. 3.17
	伊川津貝塚	430.9㎡	伊川津神社	昭 49.10. 9
天然記念物	黒川湿地植物群落	5,462㎡	田原市	昭 48. 2. 5
	ハマボウの野生地	297.6㎡	田原市	昭 30. 7. 1
	伊川津のシデコブシ	100㎡	熊伏自治会	昭 42.10.30
彫刻	木蓮蔵世尊立像	1幅	長興寺	昭 30. 5. 8

市指定
文化財

種別	名称	数	所有者・管理者	指定年月日
史跡	渥美半島 光ノ原墓群跡	1,327㎡	田原市	平 4. 6.25
	岡崎12号墓	75.6㎡	田原市	平 5. 3. 4
	龍崎古墳	416.35㎡	田原市	平 15.10.3
	中世墳墓	224㎡	豊橋市	平 17. 3.25
天然記念物	歩道石段	265段	豊橋市	平 17. 3.25
	藤七郎湿地植物群落	5,417.67㎡	田原市	平 3. 3.22
	大久保神社のやまももの木	1樹	大久保神社	平 4. 6.25
	大久保神社の榎の本	1樹	大久保神社	平 4. 6.25
天然記念物	野田小学校のホルトの木	2樹	田原市	平 4. 6.25
	当行寺の榎の本	1樹	当行寺	平 4. 6.25
	ハマセンダン	1樹	田原市	平 5. 3. 4
	シイの木	1樹	豊橋市	平 17. 3.25
建造物	光畑	8m X 22m	田原市	平 12. 4.11
	蓮華堂	1棟	長仙寺	昭 44. 8.25
	山門並びに二王佛	1棟、1対	長仙寺	昭 44. 8.25
	龍王寺山門	1棟	龍王寺	昭 44. 8.25
書跡・典籍	田原藩御納戸直轄地	3件	田原市	昭 63. 7. 1
	大御前経	11巻	豊橋市	平 5. 3. 4
	源氏物語	5巻	田原市	平 8. 3.12
古文書	常光寺古文書	4枚	常光寺	平 13. 3.23
	蓮華堂門額(横 横山)地	4件	田原市	昭 63. 7. 1
歴史資料	横山山印額地	8件	田原市	昭 63. 7. 1
	横山山印額地	8件	田原市	昭 63. 7. 1
絵画	横山山印額地	8件	田原市	昭 63. 7. 1
	横山山印額地	8件	田原市	昭 63. 7. 1
彫刻	大日如来坐像	1幅	大日庵	平 6. 3.14
	阿弥陀如来立像	1幅	成道寺	平 16. 3.26
	十一面観世音菩薩立像	1幅	成道寺	平 17. 3.25
	蓮華堂如来坐像	1幅	蓮華寺	平 17. 3.25
工芸	純徳院金銅	1面	豊原神社	平 5. 3. 4
	熊伏聖徳堂用瓦	1枚	熊伏自治会	平 13. 3.23
考古資料	伊豆瀬東大寺瓦葺出土土	1枚	田原市	平 13. 3.23
	宝満天神社瓦葺	2片	宝満天神社奉賛会	平 13. 3.23
有形民俗	田原市 山澤とからくり人形	数件	田原市	昭 63. 7. 1
	豊原大倉おどり	田原市豊原	昭 40.10. 1	
有形民俗	田原川けんが保存会・初嵐	田原川保存会	平 5. 9.22	
	田原川けんが保存会・初嵐	田原川保存会	平 5. 9.22	

図 1-9 主な歴史・文化資源図

(3) 体験・交流資源

観光、ふれあい、体験・交流等に関わる資源の現状と評価、課題抽出の概要を以下に示す。

ア．観光資源の現状

観光利用者数の減少を食い止めるためには、海岸景観や農畜産物等の既存資源を有効活用し、観光客に訴求できるイメージづくりやブランド戦略の展開等が求められている。

観光資源の現状と評価	
現状	■ 入込み動向 ・観光利用者数は、平成 13 年度の 339 万人をピークに減少傾向。平成 17 年は 287 万人まで減少。 ・伊良湖周辺への観光客数が減少しており、海水浴離れが進んでいる。伊良湖旅客ターミナルの客数も減少。 ・太平洋ロングビーチは県内有数のマリンスポーツの名所として来訪者は堅調。 ・「サンテパルクたはら」、「道の駅田原めっくんはうす」への客数は増加。 ■ インターネットアンケート ・田原市、渥美半島の認知度は、県内では高いが県外では低い。 ・訪問経験は東海地方全体で高く、近隣（三河・静岡県西部）では再訪経験も高い。 ・観光資源の魅力は、「魅力が豊富」が 17%、「まあまあ」が 71%。 ・宿泊経験は低い。
評価	■ 魅力ある観光資源 ・農の風景（キャベツ畑、電照菊等） ・野菜、果物 ・伊良湖岬周辺の景観 ・田原城址周辺 ・蔵王山展望台 ・自動車工場（産業観光） ■ 魅力不足であるが磨けば光りそうな観光資源 ・農産物産直・地産地消の「食」：産直の買い物、食を味わう施設等の向上が必要。 ・伊良湖岬周辺：景観に伴うサービスが乏しい。雰囲気・イメージづくりが必要。 ・花：イメージに対して魅力が乏しく、花の名所づくりが必要。 ・漁港：イメージに反して「食」や「買い物」の魅力がない。 ・風力発電の風車：エコをテーマとしたストーリーづくりが求められる。
現状と評価のまとめ	● 半島を一望できる蔵王山や伊良湖周辺の海岸景観など自然の魅力や、農畜産物や海産物などの食材、その他観光資源の素材に恵まれているものの、観光客に満足してもらえだけの魅力を十分に発揮できていない。 ● 既存資源や素材を有効に活かして、観光客に訴求できるイメージづくりや地域ブランド戦略の展開、来訪者を満足させる仕掛けづくりやメニューの充実が求められる。

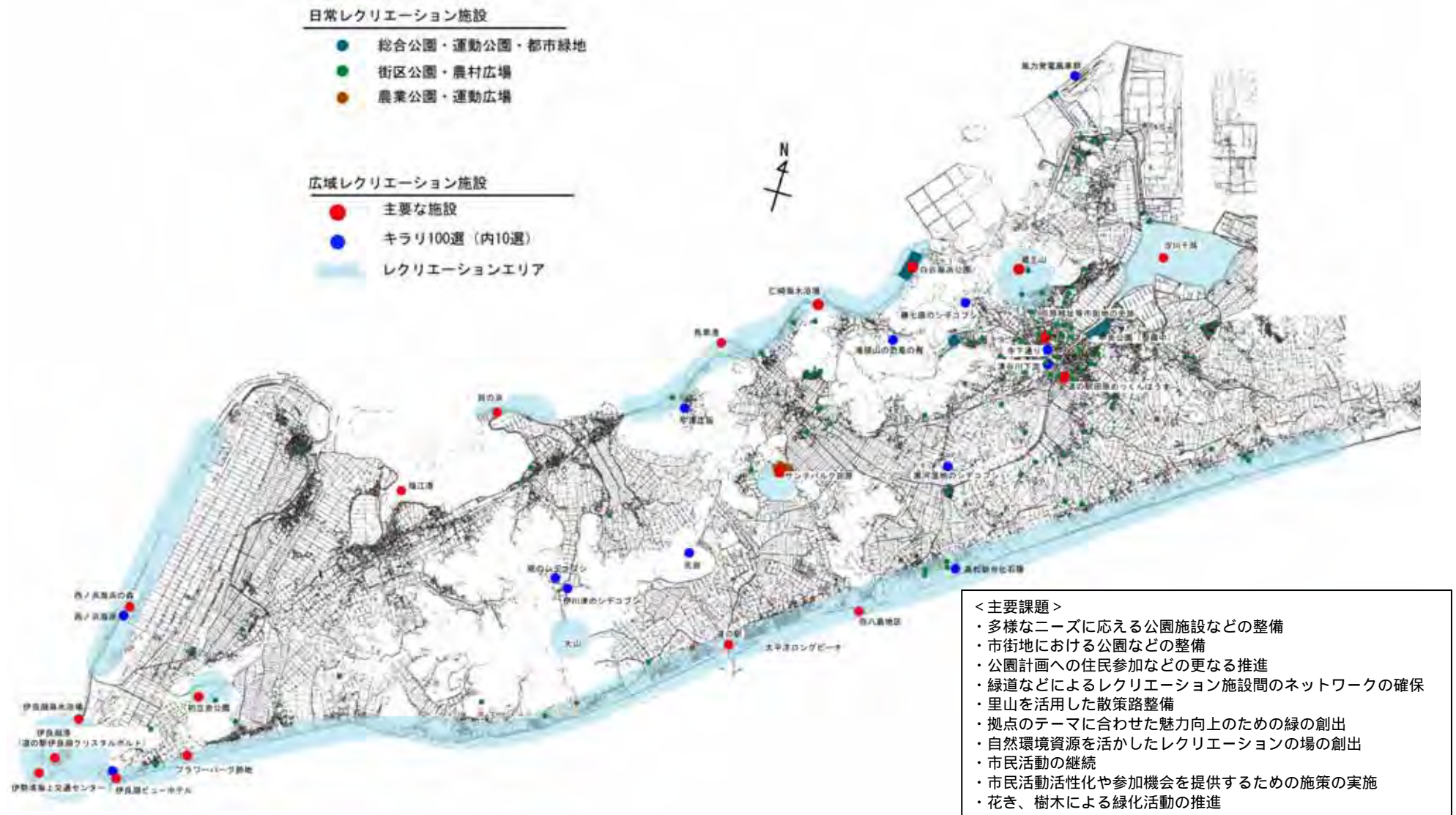
出典：「田原市観光基本計画」（平成 19 年 3 月、田原市）

イ．観光ニーズへの適合の現状

“温泉”、農林漁業の“体験”、新鮮な地場産品を活かした“食事”、美しい景観等による“癒し”などの旅行ニーズへの対応が必要とされている。

[illegible]

出典：「田原市観光基本計画」（平成 19 年 3 月、田原市）より作成



出典：「シンボル公園ネットワーク計画書（田原市緑の基本計画）」（平成19年3月、田原市）

図 1-10 レクリエーション・観光資源図

ウ．菜の花エコプロジェクトと菜の花まつり

平成15年に田原菜の花エコ推進協議会が発足して以降取り組んできた主な活動、栽培面積の推移やバイオディーゼル燃料（以下「BDF」とする）の精製実績等を以下に示す。

菜の花まつりをはじめとするイベントのPRや周知の活動を行っているが、開花状況やイベント開催期間等について、情報の集約と一元管理や一般への一層の周知が望まれる。

また、平成18年度の栽培面積は、観賞用菜の花については、菜の花エコプロジェクトと菜の花まつりともに増加したが、搾油用については、収穫が見込めるほ場を選定したことによる栽培面積減少の影響を受けて、前年度の約4分の3程度に減少している。

表 1-6 菜の花エコプロジェクトに係る活動状況

推進体制 の構築	・ 田原菜の花エコ推進協議会の運営（H15.9 発足） 課題検討、関係機関調整、先進地視察の実施 ・ NPO 法人田原菜の花エコネットワークの設立（H17.12 設立総会、H18.4 登記）
普及啓発・ 情報発信	・ 啓発パンフレット、菜の花 MAP の作成 ・ 田原菜の花エコフェスタの開催、農業者のつどいや緑花まつり等の参加 ・ 新聞、テレビ取材等多数 ・ 幼稚園や小中学校の学習に菜の花を活用 他
技術向上	・ 搾油用菜の花の農薬登録試験の実施（H16～） 農薬登録試験を実施した殺虫剤・除草剤の登録（H19） ・ 作業用トラクター（H17）、菜種用乾燥機（H19）導入 ・ 田原産菜種油商品化（H18 販売開始）
その他	・ 日本風景街道渥美半島菜の花浪漫街道の登録（H19） ・ 研修や講習会等の開催

表 1-7 菜の花の栽培面積

単位：ha

年度		H15	H16	H17	H18	H19
菜の花 エコプロ ジェクト	観賞用菜の花	2.0	3.0	4.5	8.4	8.1
	NPO法人栽培	0	0	0	5.9	5.3
	個人・グループ栽培	2.0	3.0	4.5	2.5	2.9
	搾油用菜の花	1.0	3.3	4.6	3.5	3.8
	NPO法人栽培	0	0	0	3.2	2.7
	個人・グループ栽培	1.0	3.3	4.6	0.4	1.1
菜の花 まつり	観賞用菜の花	8.0	8.0	9.0	13.0	13.0
	伊良湖地区	4.5	4.5	5.5	5.5	5.5
	和地地区	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5
	日出・堀切地区	0	0	0	4.0	4.0
花壇等	観賞用菜の花			0.4	0.4	0.4
市内全域 合計		11.0	14.3	18.5	25.3	25.3

表 1-8 菜種油の搾油量と廃食用油燃料化の実績

年度	H15	H16	H17	H18	H19
菜種収穫量(kg)		443	3,020	2,521	3,862
菜種油搾油量(ℓ)		116	864	698	(未定)
廃食用油収集量(ℓ)		9,918	6,606	6,534	(未定)
BDF精製量(ℓ)		4,360	3,760	3,920	(未定)

プロジェクト推進上の課題を以下に示す。

栽培・利活用	1. 登録農薬の拡大 キャベツ等周辺の作物に害を与えないために最低限の農薬散布が必要となるが搾油用菜の花の登録農薬が十分でない。 2. 作付け農地の確保 3. 民間活動の展開 4. 作業の機械化 5. 連作障害への対応 6. 適正品種の選定 7. 搾油製油所との連携 8. 菜種油の利活用の拡大
BDF 化	1. 専用利用 BDF と軽油との混合利用は課税上の制限があり、利用車両を廃食用油専用にするなどの対応が必要。 BDF 利用と燃料製造の需要バランスの確保。 2. 廃食用油収集体制の確立(一般家庭) 収集体制の確立とその量に応じた利用車両の確保。 H18 年度廃食用油回収モデル地区の選定と試験的な回収を実施。 3. グリセリンの再利用 現在廃棄物として処理されている副産物グリセリンの利用方法の検討。 4. 民間活動への展開 NPO の連携支援 5. BDF の規格化 H19 年 3 月 31 日に施行された新たな品質規格への対応。

また、菜の花エコプロジェクトが主体となって栽培している菜の花以外の観賞用草花について、栽培面積の推移を以下に示す。

市が進める緑化推進事業(花壇や生垣の設置推進のための花苗の配布等)については、p.76「1-5 地域の活動主体の特性」に記述する。

表 1-9 観賞用草花の栽培面積

単位：ha					
年度	H15	H16	H17	H18	H19
栽培面積	1.5	2.3	4.4	3.7	5.0
品種	コスモス ヒマワリ	マリーゴールド ミックスフラワー	マリーゴールド ワイルドフラワー	ヒマワリ	ヒマワリ ネマキング ^注

注) ネマキングは、緑肥として栽培するとセンチュウ抑制効果があるとされるマメ科植物。

エ．主な観光イベント

田原市における主な観光イベント及び祭りを以下に示す。

市民が主役のまつりからスポーツの世界大会まで、様々な催しが行われている。

表 1-10 主な観光イベント・祭り (1/2)

イベント名	開催場所と時期	概要
渥美半島菜の花まつり	市内各所 1月上旬～3月中旬	・延べ約 12 万人が来訪する田原を代表するイベントの一つ。 ・夜間ライトアップ、菜の花狩り、物産展等も開催される。 ・2 月にはあさり汁の無料配布が行われる休日もある。 ・写真コンテストの開催と作品展示も行う。
おたがまつり	長仙寺 3 月第 2 日曜日	・特に名高いのは厄除・開運を願う“玉取祭”。このまつりでは神仏の幸を受けるために激しい紛争戦が繰り上げられる。 ・初物の植木市としても知られている。
滝頭桜まつり	滝頭公園 4 月第 1 日曜日	・公園一帯でおよそ 1 万本もの桜が咲き誇り、田原市を代表する桜の名所として知られている。 ・夜はライトアップされ、夜桜が楽しめる散策スポット。 ・滝頭桜まつりではもち投げ等多彩な催しで賑わいをみせる。
おんぞまつり	伊良湖神社 4 月第 3 日曜日	・伊勢神宮の神御衣祭にちなんで行われる、長い歴史をもつ由緒ある祭り。参道には露店が並び賑う。
田原凧まつり	田原文化会館：文化ホール はなのき広場周辺 5 月下旬	・端午の節句に子供の立身出世を願い初凧をあげたのがはじまりとされる。 ・市の無形民俗文化財にも指定されている「けんか凧合戦」では、凧糸にガラスの粉をつけて、田原独特の横長の凧を自由自在に操り、鮮やかな糸さばきでお互いの凧糸を切り合う。
やしの実流し	(沖縄県石垣島) 6 月投流	・伊良湖岬が舞台となった島崎藤村の「椰子の実」のロマンチックな叙情詩を再現しようと、はるか石垣島から伊良湖岬に届くよう毎年約 100 個のやしの実を投流する。 ・昭和 63 年に始まり、国内で発見した方と椰子の実のオーナーを伊良湖岬に招待している。
サーフィン世界大会	太平洋ロングビーチ 7 月下旬～8 月上旬	・世界各地を転戦して行われる ASP 公認の WQS 大会（ワールドクオリファイシリーズ、全世界で約 50 試合開催）。 ・日本最大のサーフィンイベントの一つで、世界中からトップサーファーがこの大会に集まる。 ・大会に合わせて、ウミガメの放流、選手との交流会、打ち上げ花火、メロンの試食と PR 等も行われる。



田原凧



やしの実投流



サーフィン世界大会

出典：田原市観光協会ホームページ

表 1-10 主な観光イベント・祭り (2/2)

イベント名	開催場所と時期	概要
龍宮まつり	白谷海岸 8月15日	・砂浜に大きな砂の海亀をつくり、大漁と海上の安全を八大龍王神（海の守り神）に祈願する。 ・砂浜での祈願の後は、浦島太郎に扮した子供が張りぼての海亀に乗り、大漁旗に囲まれ沖に出て、龍神に酒やおもちなどの供物を供えるユニークなお祭り。
トライアスロン大会	伊良湖岬 9月上旬	・1987年から続くスポーツイベント。近年は900～1,000人が参加する規模にまで発展している。
田原まつり	八幡社・神明社・ 巴江神社 9月中旬	・「からくり人形」を載せた山車で広く知られる。 ・市内を練り歩く萱町、新町、本町の「からくり人形」を載せた豪華な「山車」は、市の有形民俗文化財にも指定されている。 ・子供が手おどりを舞う夜山車や打ち上げ・手筒・仕掛け花火なども披露される。
かあかまつり	小中山一帯 10月中旬	・祭の正式名称は「御祭宵宮の通夜」で、「かあか」とはカラスの鳴き声に由来する。 ・参拝客は米の粉を水で練った白餅を神様にお供えした後、男の子たちに配って歩く。
蔵王山展望まつり	蔵王山展望台 10月中旬	・穏やかな三河湾や波高い太平洋が一望できる蔵王山。展望台からは360°の大パノラマが広がる。 ・展望台横の風力発電設備は、「地球資源を活かした環境負荷の少ないまちづくり」のシンボルとなっている。 ・まつりでは、権現の森を歩くハイキング大会や、大道芸などのステージイベントの他、お茶会等も催される。
田原市民まつり	田原市街 10月下旬	・田原市の誕生を記念して始まったイベント。 ・吹奏楽団によるパレード、オリジナル曲「じゃん田原りん」の踊りコンテスト等の多彩な催しがある。
ごせんだらまつり	伊良湖神社境内 12月31日～翌年1月1日	・伊良湖神社で大晦日から元旦にかけて行われる火祭り。 ・祭のクライマックスは、天を焦がす御神火を囲んで男たちが乱舞する豪快な神事。飛び散る火の粉を浴びて身を清め、新しい年の平安を祈る。



龍宮まつりの大漁旗



田原まつりの山車



蔵王山からの夜景

出典：田原市観光協会ホームページ

(4) 施設・情報資源

休憩施設、情報提供施設、道路、アクセス手段（レンタサイクル、バス、鉄道、船等）などの施設や情報に関わる資源の現況を示す。

休憩施設やトイレ、及び同等の機能を有するコンビニ等は、国道42号沿道直近に少ない。

道路の幅員・カーブ・勾配に基づいて評価された走りやすさは、路肩が狭かったり、カーブや勾配があったりする国道42号の堀切から六連、国道259号の野田、江比間、伊川津、伊良湖周辺で評価が低い。



出典：たはらガイド MAP、google マップ

図 1-12 休憩施設、トイレ等の位置図



出典：国土交通省 中部地方整備局 東海幹線道路調査事務所ホームページ

図 1-13 道路の走りやすさマップ

自転車道の整備は、国道42号沿線を中心に進められているが、一部未整備区間がある。

近年は渥美半島を一周するサイクリングイベントが開催されており、サイクリングロードを中心に、国道の一部も通行するコース設定となっている。

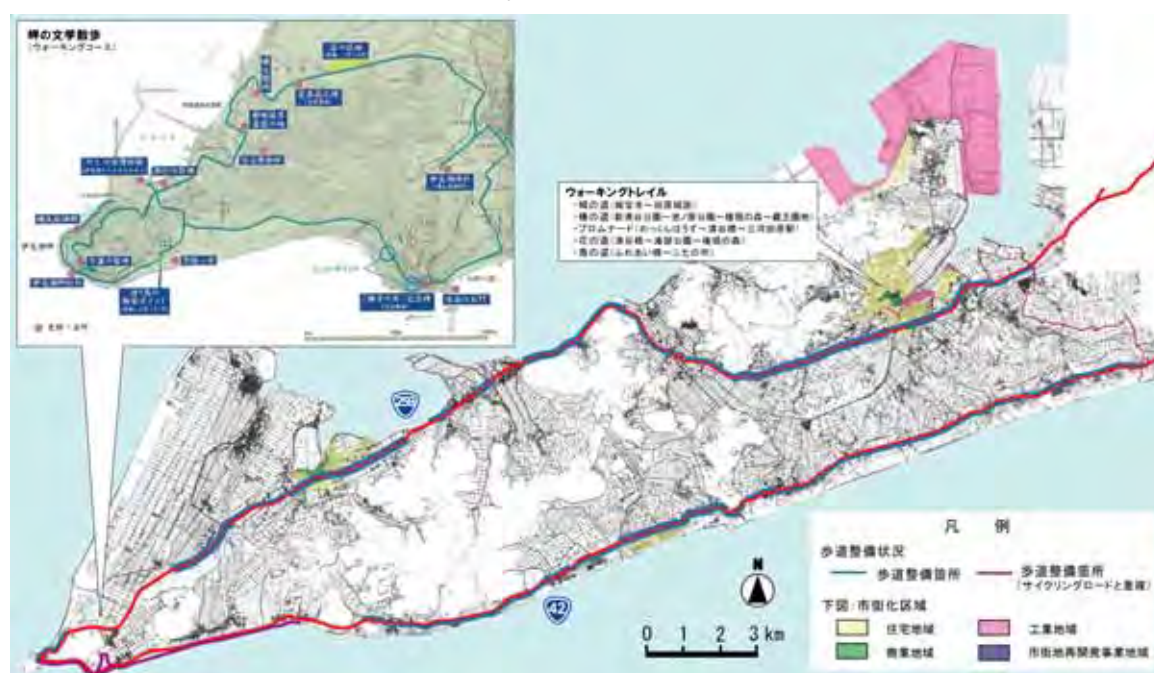


出典：渥美サイクリングロードパンフレットより作成

図 1-14 サイクリングロードの整備状況

歩道の整備は、市街地周辺を中心に道路の両側で進められているが、片側整備区間では、連続性に欠けており、伊川津など集落内でも両側とも整備されていない箇所が見られる。伊良湖岬から小塩津にかけては自転車道と兼用で海岸沿いに整備されている。

また、田原市街地を中心に渡辺峯山を偲ぶ5つのウォーキングトレイルが整備されており、ウォーキングイベント等が開催されている。伊良湖岬にもウォーキングマップにより文学にちなんだコースが紹介されているが、コースの一部に国道259号と重複しているものの歩道が整備されていない箇所が見られる。



出典：現地調査、「岬の文学散歩」「田原ウォーキングマップ」(田原市観光協会)より作成

図 1-15 歩道の整備状況とウォーキングコース

市営の巡回バスは市東部の市街地を中心に全9路線が運行している。

■伊豆線本線（豊橋駅～島崎駅）

■伊豆線延伸（伊豆駅～伊豆線延伸駅）

■伊豆線支線（伊豆駅～伊豆線支線駅）

■伊豆線延伸（伊豆駅～伊豆線延伸駅）

■伊豆線支線（伊豆駅～伊豆線支線駅）

出典：豊橋鉄道株式会社

図 1-16 路線バス（豊鉄バス）の路線図

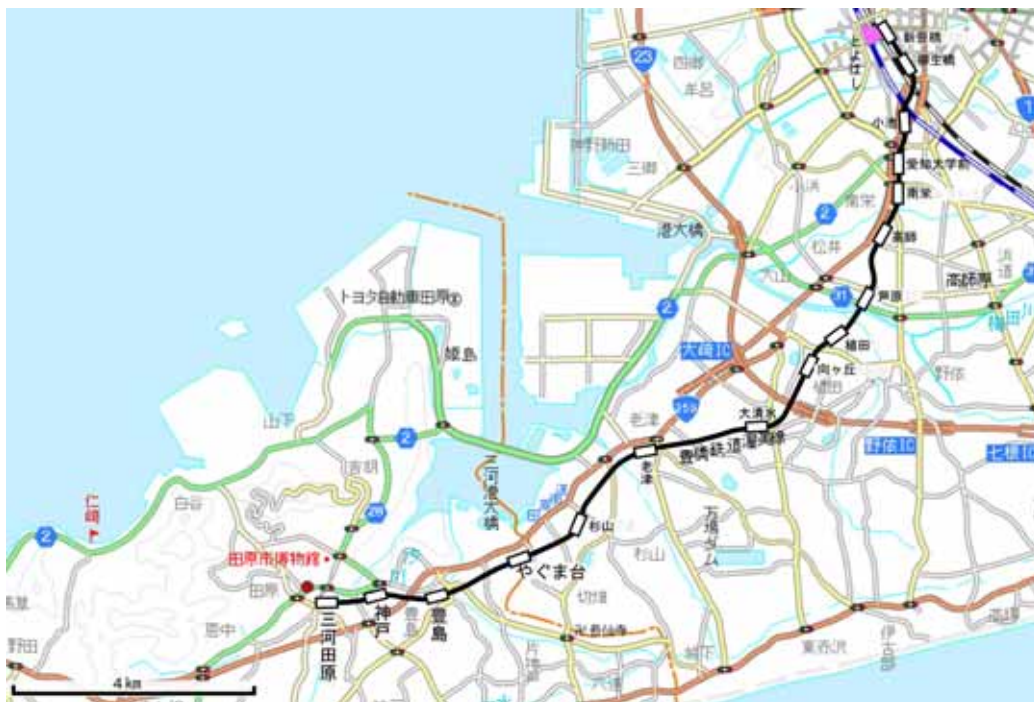


図 1-17 市営巡回バス（ぐるりんバス）の路線図

鉄道によるアクセスは、豊橋駅から田原市にかけて豊橋鉄道渥美線が敷設されており、市内に4駅存在している。平日休日ともに毎時3～4本程度運行している。

また、海上アクセスは、高速船やカーフェリー等が運航されており、知多半島及び鳥羽方面とのアクセスが確保されている。

菜の花まつりの開催期間を中心に、ラッピングバス及びラッピング電車の乗り継ぎ利便性の向上や、バス・電車・フェリーの運賃割引サービス等に取り組んでいる。



出典：まっぷるおでかけ地図ホームページより作成

図 1-18 豊橋鉄道渥美線の路線図



出典：名鉄海上観光船、伊勢湾フェリー、伊良湖フェリーターミナルホームページをもとに作成

図 1-19 海上交通ネットワーク図

1 - 4 現地概況調査

現地概況調査を行った結果を次頁以降に示す。これにより、街道を視点とした景観等、既存資料の整理では把握しきれない沿道空間の現況を把握する。

国道42号 市境～高松地区

【位置】



【地域の概況】

- ・緩やかな起伏と平坦地があり、内陸にかけて畑地やビニールハウスが広がる。
- ・崖森によって国道から海を望むことはできない。名所旧跡に欠け、通過地点となっている。休憩施設や飲食店も少ない。
- ・谷ノ口海岸（図中央付近）では観光拠点として開発する計画がある。

【沿道空間の現況】

- ・美しい農村景観が形成されている。
- ・三河湾側より比較的古い家屋の割合が高く、落ち着いた伝統的集落景観が形成されている。
- ・官民境界の際まで農地に利活用された箇所では、雑草の繁茂は少ないが、雨天時に土壌が歩道まで流出していることがある。
- ・市境付近を中心に、荒地や遊休農地が放置されているのが見られる。
- ・自転車道が一部国道と重複しており、自転車利用者の安全性が十分確保されていない。
- ・畑地と集落が繰り返し全体的に変化に乏しい景観を形成している。アクセントやストーリーのある観光拠点やシンボリックなビューポイントに欠ける。
- ・海岸林を隔てて美しい海岸線を有するが、海岸へ繋がるアクセスルートが十分に案内誘導できていない。



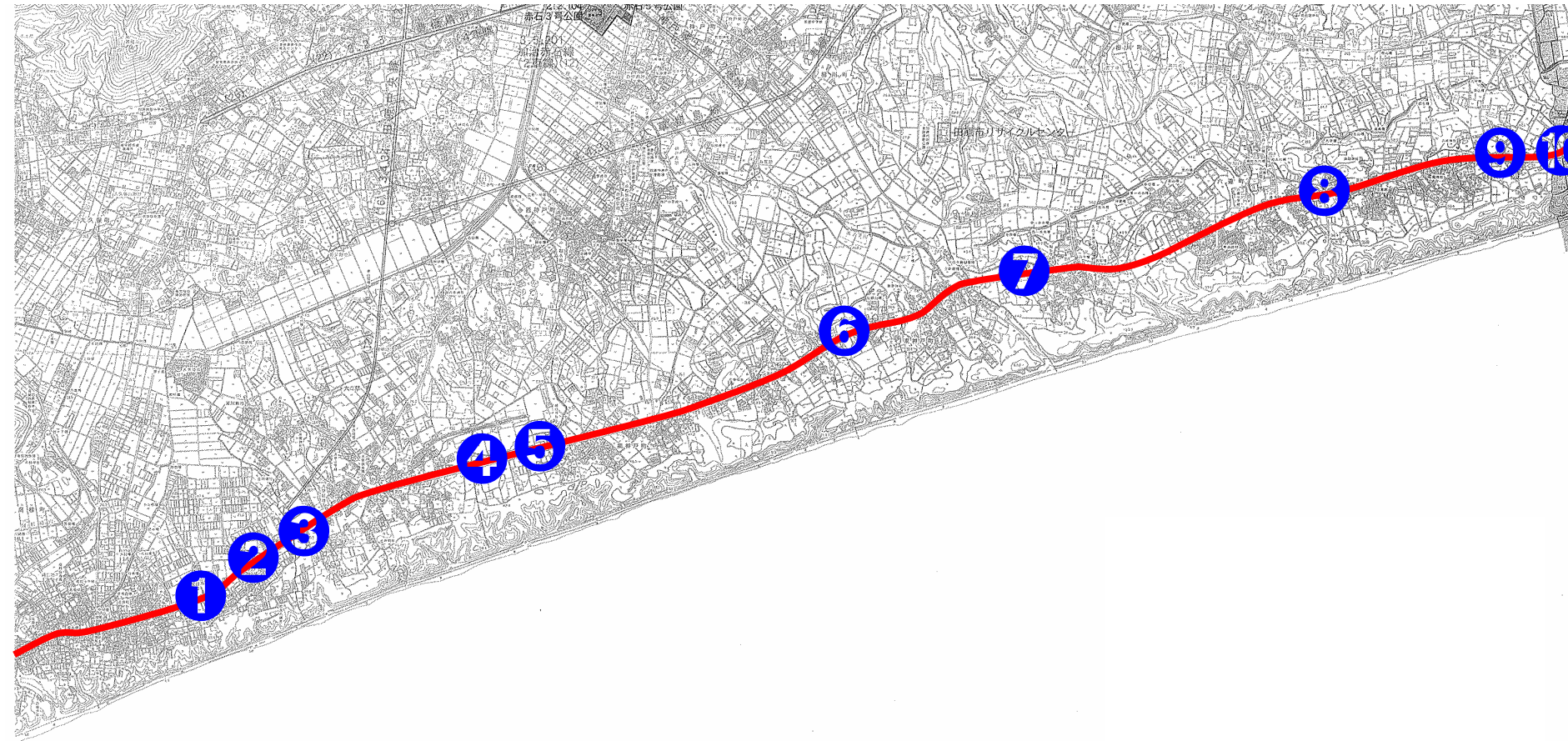
菜の花畑、農地、ビニールハウス、屋敷林、山並みと重層的で奥ゆきのある農村景観であるが、やや雑草が繁茂している。太陽光発電システムの設置が若干見られる。



民家のコンクリート壁が殺風景に感じられる。プランターや鉢を使って花を飾ると良い。



畑地が広がる平坦な農村景観の中に、看板が乱立している。合併前の市町村境に設置されていた案内板も残されている。やや変化に乏しい景観となっている。



官民境界の際まで農地となっている箇所では雑草の繁茂が少ないものの、雨天時には歩道上に土砂が流出していることがある。



緩やかな丘陵と一面の畑地の中で一本のヤシがアクセントとなっていて印象的。官民境界の際まで土地利用されている。



沿道の花壇に花が植えられているが、ガードレールの錆びが目立つ。



道路脇のポケットパークにはベンチもあって、散歩する近隣住民や農作業者の休憩所として有効である。



浜松側から田原に訪れる場合のエンタランスともいえる場所。緩やかなアップダウンの道路は良く整備されているが両側に荒地が広がる。



街路樹の生垣は概ね手入れされている。また、田原らしい景観を成す風力発電施設が見える。



サイクリングロードの一部は国道と重複しており、自転車利用者の安全性が十分確保されていない。

国道42号 高松～和地地区

【位置】



【地域の概況】

- ・山地が海に迫り、限られた平地に集落、商店、田畑が広がる。
- ・サーフィンやトライアスロン等のマリンスポーツが有名で、南国ムードの景観形成やサーファー目当ての商店が見られる。
- ・赤羽根漁港付近に（仮称）赤羽根道の駅が建設中である。

【沿道空間の現況】

- ・海岸線や防風林等の美しい自然環境が残されており、南国をテーマとした景観づくりも行われている。
- ・観光拠点であると同時に住宅地や農地も見られ、沿道商店が建ち並んでおり、無秩序な宅地化や商店の立地が進行する恐れがある。
- ・市街地では緑量が少なく、看板類や電柱類が乱立して景観や眺望を阻害している。
- ・内陸には古墳等の史跡があるが、沿道の案内看板の整備が不十分のため見落としやすい。
- ・沿道や歩道の植栽に雑草が繁茂している箇所や、荒地や遊休農地が見られる。
- ・歩道が少なくとも片側は整備されているが、連続性に欠ける。
- ・観光資源の一つとして、建設中の道の駅や、ハウス内で栽培されている花きの有効活用が期待される。



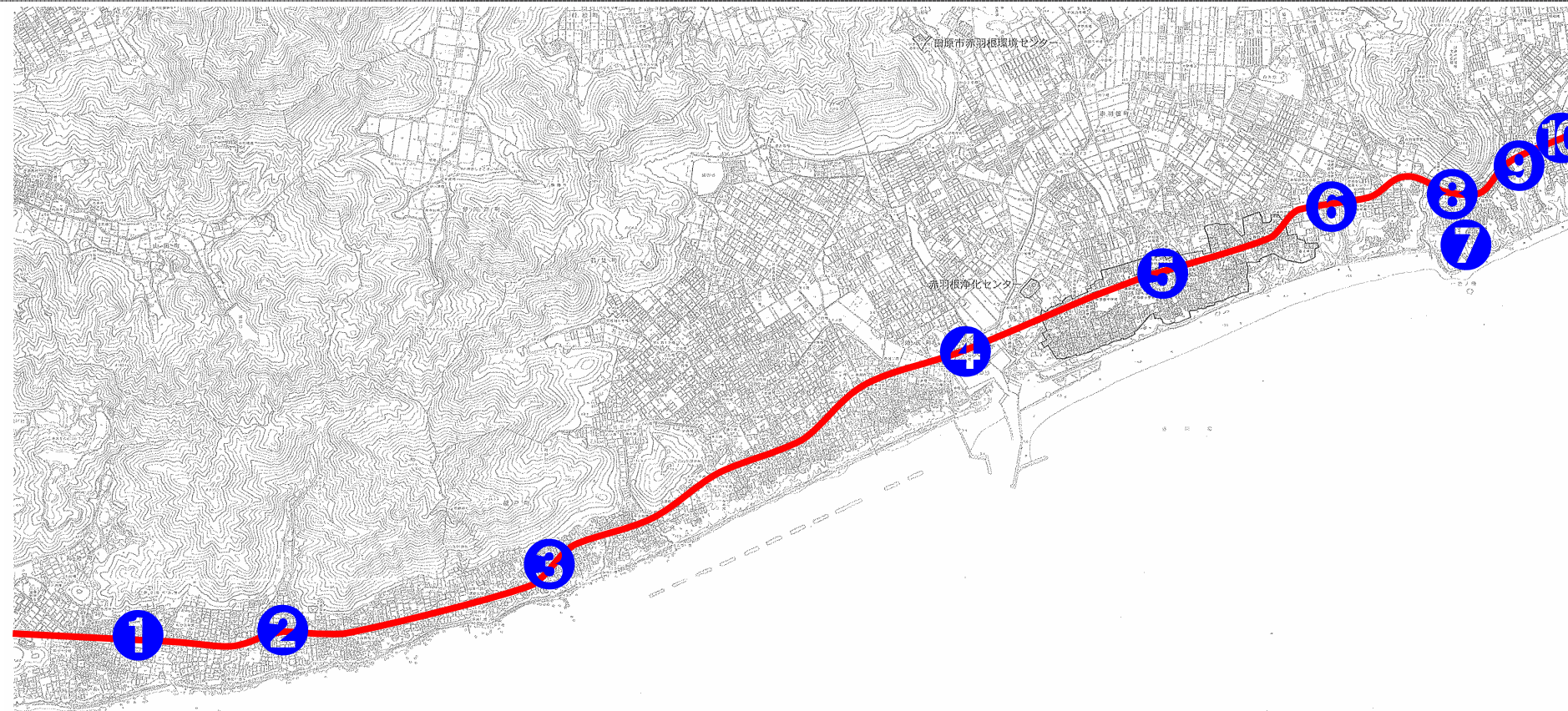
沿道の花壇は高さに変化があり、良く手入れされているが、電柱が電線より突出して高く建ち並んでいる。



花壇に花が植えられ美化活動が行われている。美化啓発用の看板が景観を遮って浮き立って見える。



歩道や道路脇に雑草が繁茂し、歩行者の通行を妨げている上に景観上も好ましくない。歩道は少なくとも片側は整備されているが、連続性に欠ける。



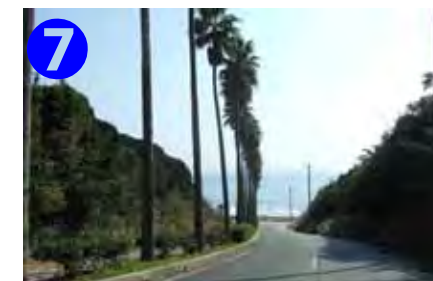
漁港前ではガードパイプに海の絵が描かれており、海の拠点らしい景観づくりが行われている。しかし、背後に荒地が広がっている。



市街地では緑量が少なく、沿道商店が多数建ち並んでいる。さらに正面の山並みを遮ってカラフルな看板が乱立している。



沿道からの眺望を遮って建つ巨大な野立看板が見られる。



ロングビーチへと誘導するように連なるヤシの植栽が南国ムードを演出し、非常に印象的な景観を形成している。



海に迫るように立つ大山と日本家屋の景観が美しいが、交差点脇の荒地にはセイタカアワダチソウが繁茂している。



2007 年 12 月撮影

菜の花の開花時期には沿道に咲き誇る。菜の花の開花以外の時期でもハウス内には花きが栽培されているが、観光資源としての活用はまだ十分でない。



ロングビーチへ誘導するヤシの植栽は、まばらに 8 本植えられており、物足りない上に電柱や野立看板が眺望を遮っている。

国道42号 和地～伊良湖岬地区

【位置】



【地域の概況】

- ・海岸線沿いを中心に菜の花畑、ビューポイントや観光スポットが多数存在し、観光では市の要ともいえる地域。
- ・海岸へは海岸林を挟むため、国道から海を望むことはほとんどできない。
- ・内陸にかけて畑や集落が広がっている。

【沿道空間の現況】

- ・海岸線や防風林等によって後背地が塩害から守られ、良好な農村地帯が形成されている。
- ・良好なビューポイントが存在するが、岬や灯台を望む高台に駐車場や視点場等が十分に整備されていない。
- ・自転車道は場所によって寂れた箇所も見られる。歩道が整備されておらず、歩行者も通行できるが、自転車と接触する危険がある。
- ・広大な菜の花畑を有するが夏季はほとんど活用されていないため、開花時期を外れると賑いに欠ける。
- ・電柱が菜の花やヤシの植栽を遮っている。他にも枯松、荒地や遊休農地、錆びた施設等が景観を阻害している。
- ・市民活動等によって砂浜は比較的美しく維持されているが、時には海浜植物の中にゴミが投棄されており、良好な海の眺めを阻害している。
- ・住宅地を中心に沿道の美化・緑化活動が行われているが、さらに美化・緑化されることが期待される。



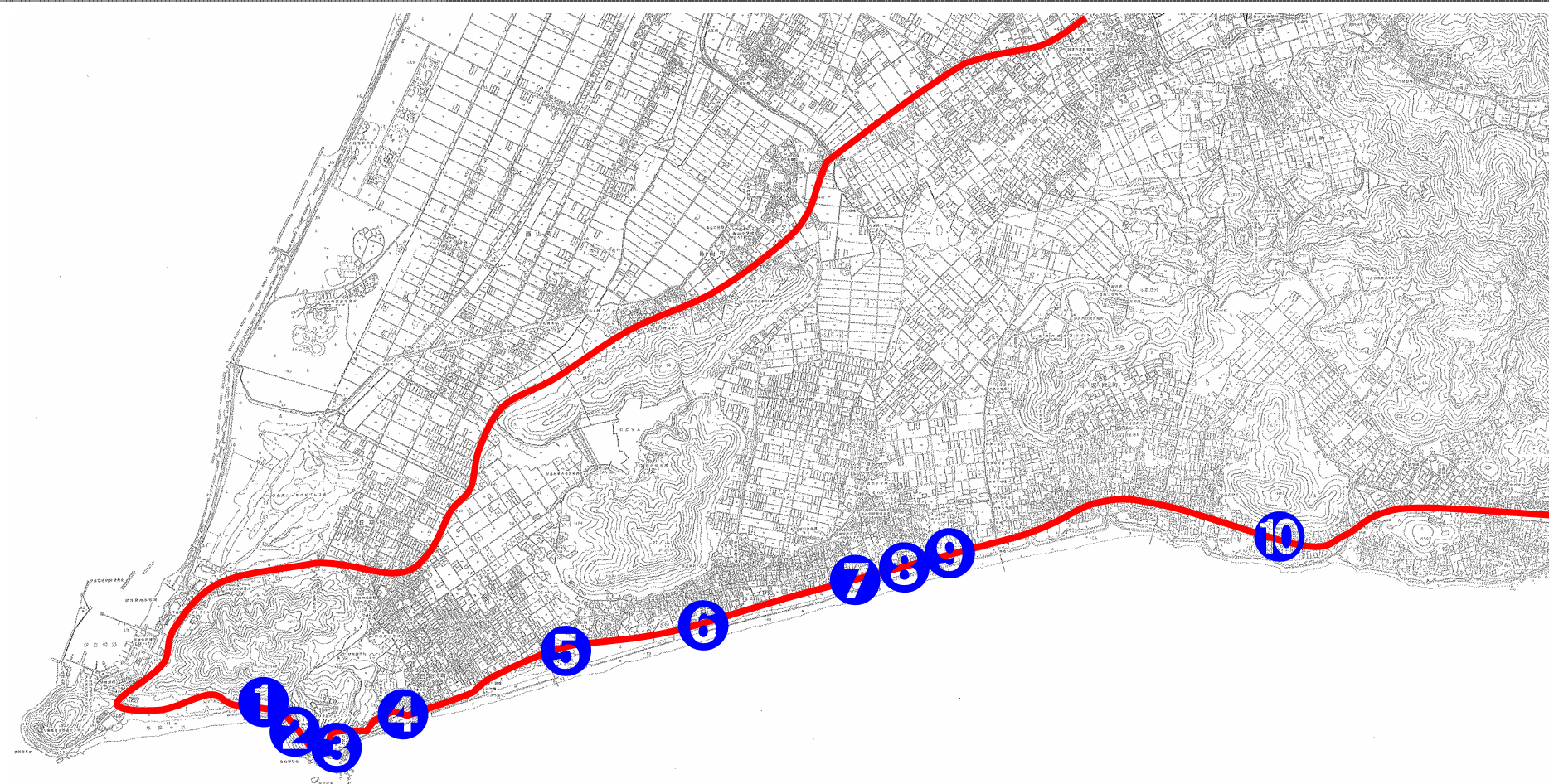
サイクリングコースでもあるが、ガードパイプが錆びて寂れた印象を与えている。



伊良湖岬を望むビュースポットだが、駐車して展望することはできない。ガードレールの錆びと落書きが目立つ。



片浜十三里を望むビュースポット。駐車場はあるが展望所はなく、道路を横断して道路脇から眺めることとなり、危険。



駐車場、売店、トイレ、展望所が整備された休憩所からは、比較的高い位置で片浜十三里や日出の石門を望める。このような高い視点場が国道付近には少ない。



フラワーパーク跡地。菜の花まつりでは駐車場に活用されるが、開花時期以外は荒れて寂れた印象を与えている。



南国ムードの演出として高木のヤシ等が植栽されているが、電柱と混在してその特長を活かしきれていない。



フラワーパーク跡地から東へ 3km にわたって沿道に菜の花の花壇が設けられている。



歩道際の民有地内に花が植えられており、日本家屋や生垣・石垣とともに良好な住環境を形成している。



2007 年 12 月撮影
市民等や市によって海岸清掃が行われているが、時には海岸にゴミが不法投棄されている。歩行者が砂浜へと向かう際に通る箇所付近に放置されており、目に付きやすい。



2007 年 12 月撮影
自転車利用者と歩行者のみ通行できるサイクリングロード。片浜十三里の休憩所前とは異なり、うっそうとして寂れた感がある。

国道259号 伊良湖岬～保美地区

【位置】



【地域の概況】

- ・農地とビニールハウスが広がる広大な田園地帯であり、良好な農村景観を形成している。
- ・伊良湖岬周辺、西ノ浜、内陸部等観光拠点 が点在し、市の主要な観光地域である。
- ・伊良湖港を有し、海路の玄関口である。

【沿道空間の現況】

- ・沿道にそそり立つ風力発電施設や、菜の花畑、キャベツ畑、山の稜線等により、田原独自の象徴的景観や美しい農村景観が形成されている。
- ・広大な農地や豊かな自然が広がっている。
- ・面積は小規模ながらも荒地・遊休農地、廃店舗等が見られる。
- ・伊良湖岬を中心にヤシやソテツが植栽され、南国ムード漂う観光地づくりが行われており、場所によって異なる景観形成に取り組んでいる。
- ・電柱類、枯松、白色のガードレール等の景観になじまない道路付属物が、良好な眺望や景観を阻害している。
- ・景観やテーマに沿ったポケットパークが整備されている箇所がある。
- ・菜の花まつりや海水浴等のシーズンから外れると賑いに欠ける。



枯松が放置されて目立っており、安全と景観の点から伐採し、残る松を保全することが望まれる。白色のガードレールが景観になじんでいない。



廃業したガソリンスタンドが寂れた印象を与えているので、敷地を有効活用することが望ましい。



ホテル前の花壇はよく整備されており、南国らしい景観を演出している。



芭蕉の句碑の周囲に、ベンチ、ゴミ箱、俳句の投稿箱が設置されており、憩いの場としてよく整備されている。



小規模ではあるが荒地が点在しており、景観面からも有効活用が望まれる。



市内で最も国道沿いにそそり立つ風力発電施設であり、シンボリックな存在となっている。



菜の花と畑地に挟まれ山の稜線が緩やかにのびる景観を、電柱や鉄塔が遮っている。



官民境界付近に花壇が設けられており、植栽により潤いある住環境が形成されることが期待される。



(小塩津町地内の風力発電施設)



(小中山町地内の風力発電施設)

国道の両側に畑地とビニールハウスが広がり遠景に風力発電施設数基が林立する田原らしい景観だが、白いガードパイプが浮き立って見える。

国道259号 保美～伊川津地区

【位置】



【地域の概況】

- ・福江干潟を有する。
- ・福江港があり古くから平地に集落が形成されていたが、新しい住宅の進出も見られる。商業地域内を中心に商店も見られる。
- ・荒地が所々見られる上に、市街化調整区域へ看板類の乱立が進む懸念がある。

【沿道空間の現況】

- ・わずかに漁村景観が見えるものの、野立看板や電柱類等に遮られている。
- ・市街地付近では沿道の美化や民地・商店の緑化が行われているが、市街地から離れると植栽の手入れが行き届いておらず、荒地もあって殺伐とした景観を形成している箇所がある。
- ・農地への商店・住宅の無秩序な拡大により、農村景観が損なわれる恐れや、安全で快適な住環境が形成できない恐れがある。
- ・バス停や橋梁の高欄が、無機質であったり錆びていたりして、周囲の住景観になじんでいない。
- ・古い集落の密集地では沿道からの見通しが良くない上に、歩道が整備されておらず、歩行者の安全性が確保されていない。



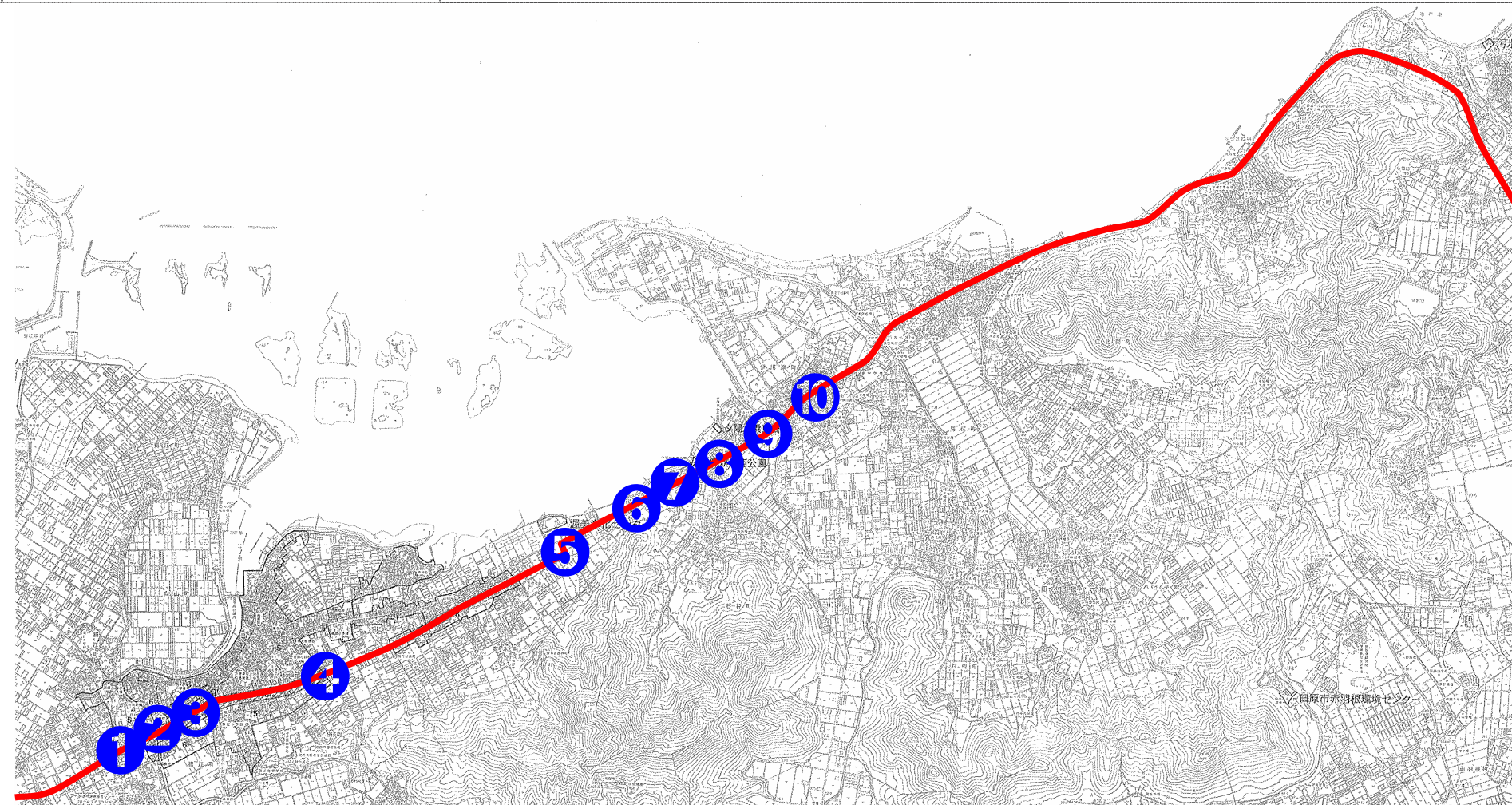
風雨を避けることはできるが、無機質な佇まいのバス停。住民の溜まり場に相応しい温かみのある造りであることが望ましい。



橋の高欄が周囲の落ち着いた住宅と馴染まない色である上に、錆びている。



ガソリンスタンドの敷地に設けられた花壇。このように商店等の一角を緑化できることが望ましい。



直線道路の両側に畑地とビニールハウスが広がり、遠景には山並みが見える良好な農村景観を、野立看板が遮っている。



野立看板が交差点に集約されているが、空気があり、錆びた鉄骨が寂れた印象を与えている。



畑越しにわずかに望める海には、海苔の養殖の支柱（ノリヒビ）が見え、漁村景観も有しているが、野立看板に視界を遮られる。



沿道に荒地が広がり、セイタカアワダチソウ等の雑草が繁茂している。



住宅が道路際まで立地しており、見通しが悪い上に、両側とも歩道が整備されていない。



歩道の植栽が放置されており、雑草が繁茂している。



近代的な住宅が比較的多い。新しい住宅を中心に太陽光発電システムの設置が見受けられる。

国道259号 伊川津～野田地区

【位置】



【地域の概況】

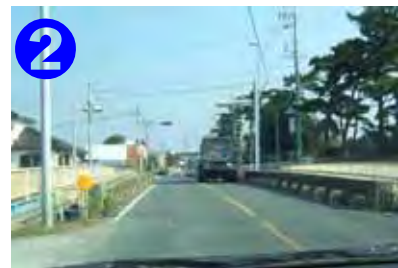
- ・点在する松が美しい景観を成し、豊かな自然環境が残る海岸があるが、一部海水浴場の閉鎖もみられる。
- ・丘陵が海岸に近接し起伏に富んでいる。
- ・集落の規模は大きくない。

【沿道空間の現況】

- ・丘陵、海岸、平地等、起伏に富んで、多様な景観が楽しめる。
- ・松から垣間見える景色が美しく、豊かな自然環境が残されているが、観光拠点として十分活用されていない。
- ・竹や雑木が繁茂して眺望があまり良くない箇所もあるが、国定公園の第2種特別地域のために保護されている。
- ・一部植栽木の剪定が行き届いていなかったり、雑草が繁茂していたりする箇所も見られる。
- ・整備された花壇が見受けられるが、沿道の美化や緑化をさらに推進することが期待される。
- ・セイタカアワダチソウ等の雑草が繁茂している遊休農地・荒地が見られる。
- ・道路周辺の施設や道路付属物は、美しい松並木の景観を活かす造り、様相になっていない。



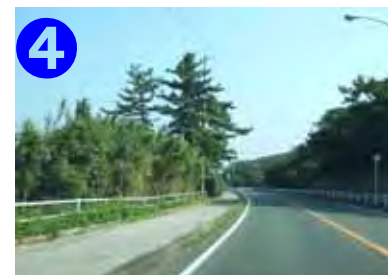
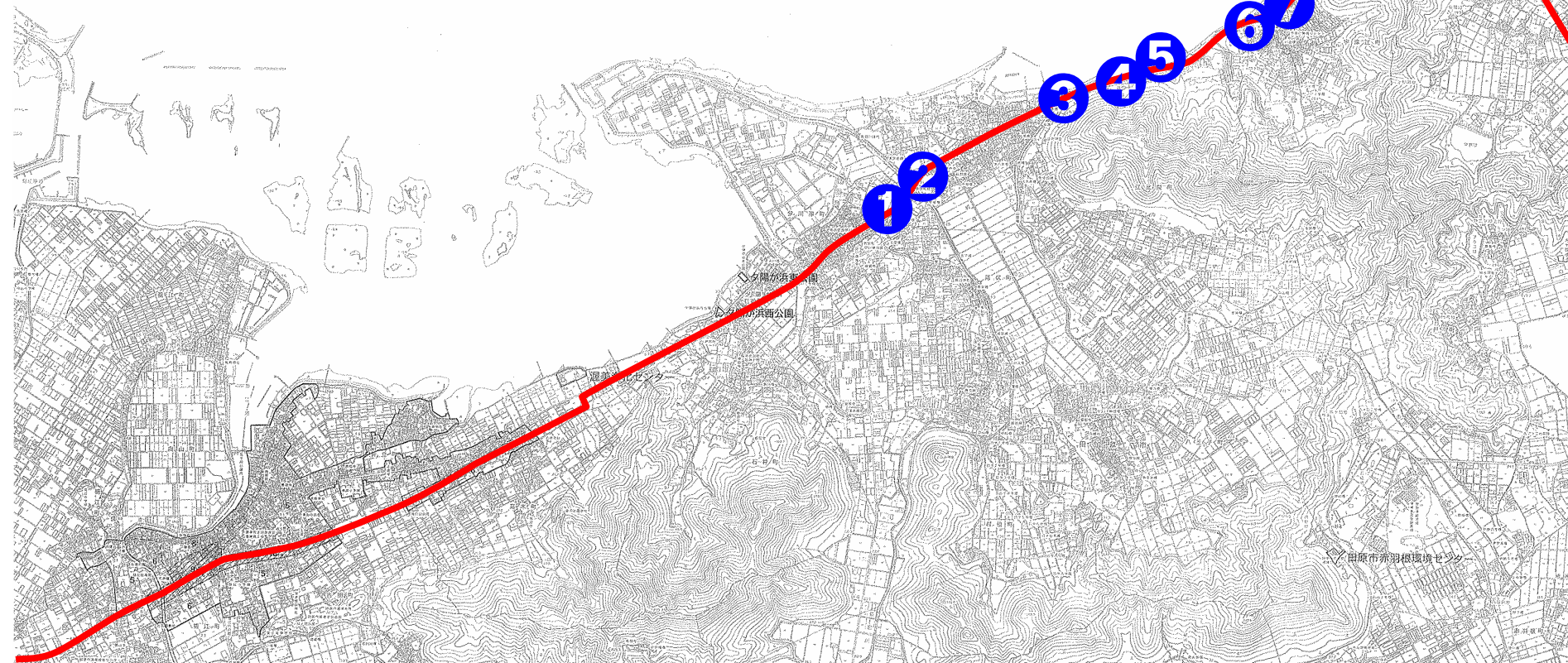
遊休農地にセイタカアワダチソウが繁茂している。



立ち並ぶ松が美しい。
集落内の橋梁は車道部幅員が狭く、歩道橋も含めて改修時には周囲の景観との調和に配慮することが望ましい。



よく整備された花壇の向こうに、海を眺めることができる。



竹が繁茂している箇所や植栽木の剪定が十分でない箇所がある。



国道やその下の脇道から松越しに三河湾が見え、良好な景観を形成している。



松並木が美しい景観を形成しているが、対面のバス停が殺風景な造りとなっている。



来訪者を歓迎するモニュメントであるが、色彩が周囲の景観と調和していない。



沿道の生垣が風除けになっているが、同時に海岸線への眺望も遮っている。



沿道のガードレールが錆びており、寂れた印象を与えている。



坂の頂上部からは、山のくぼみがアクセントとなっているユニークな稜線が正面に現れ、印象的である。

国道259号 野田～市境地区

【位置】



【地域の概況】

- ・市役所を中心として市街地を形成し、商店等が多数立地している。
- ・市街地の周辺では田畑が広く残存し、幹線道路付近は一部で商店、住宅、工場が混在している。山地は自然が残されている。
- ・ウォーキングトレイルが整備されている。

【沿道空間の現況】

- ・比較的幅員の広い道路が整備されており、ゆるやかなアップダウンがあって自動車にとっては快適な走行環境が保たれている。
- ・良好な農村景観が形成されているが、農地が広がるエリアに宅地化や沿道商店の出店が進行している傾向が見られ、良好な農村景観が損なわれる恐れがある。
- ・市境から市街地まで雑木林や遊休農地・荒地が所々見られ、名古屋方面からの玄関口としては物足りない。
- ・市街地では沿道に直線的な建築物が張り付き、街路樹以外は、緑化されている箇所はほとんど見られない。
- ・住宅地を中心に沿道の美化や空地の緑化が行われており、美化や緑化をさらに推進することが期待される。
- ・市街地では広告類、郊外では野立看板類が乱立している。



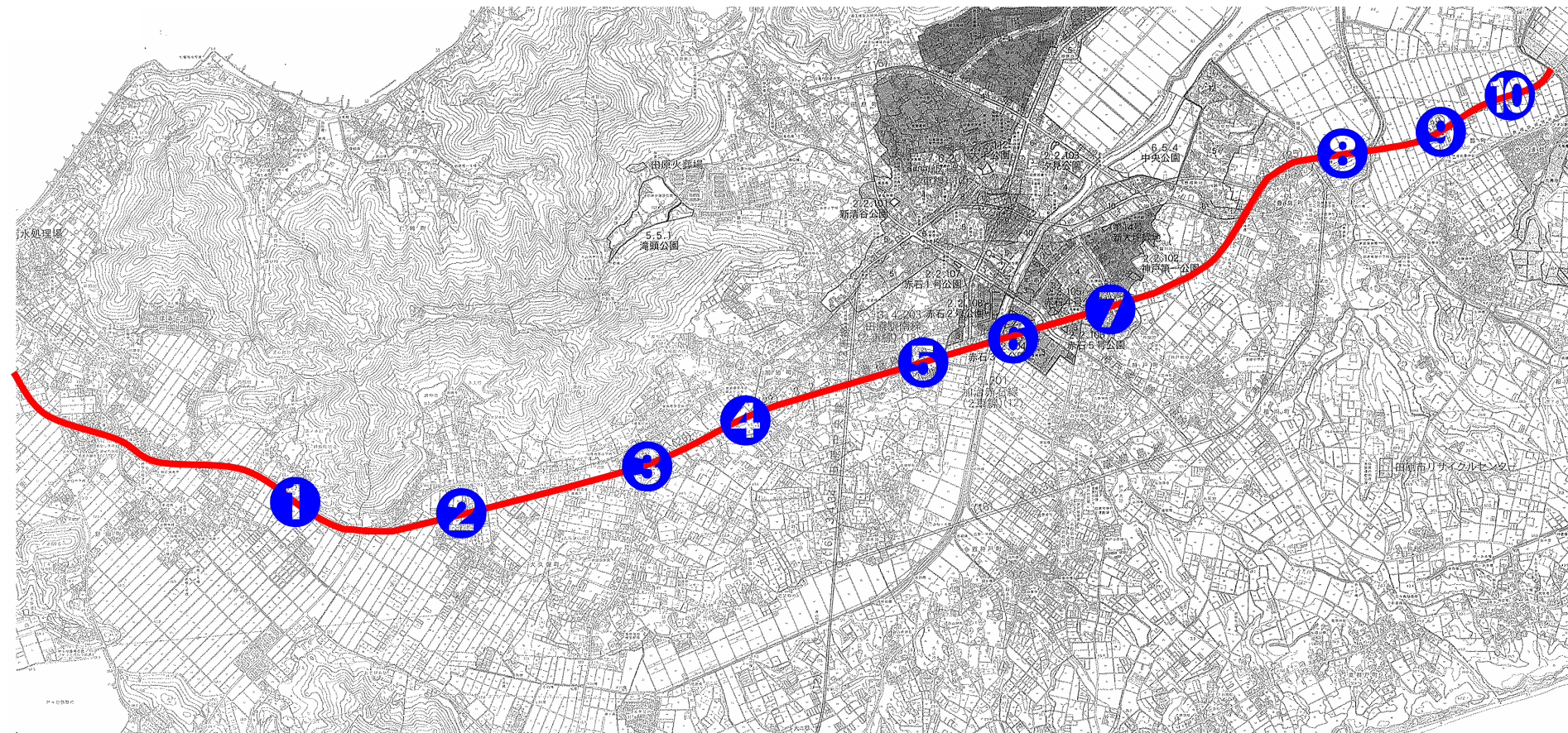
日本家屋とマキ垣。防火性があり耐塩性にも優れたマキの生垣は、海に囲まれた半島らしい景観の一つと言える。



沿道の低木の植栽が十分に手入れされておらず、雑草が繁茂している。



交差点の角地に設けられ手入れされている小さな花壇。住宅地を中心にこのような花壇が見受けられる。



コスモスが繁茂し、歩行者の通行の妨げとなっているが、秋のドライブでは目を楽しませてくれる。



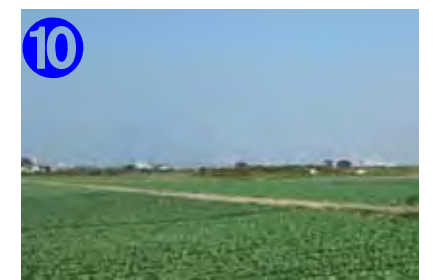
緩やかなアップダウンで先が望める直線道路だが、沿道には必要以上に大きすぎる商店の看板が乱立している。



田原では少ない、広葉樹の高木の街路樹が並ぶ。菜の花浪漫街道全体から見て変化のある景観となっている。



交差点の角に植栽されている。そばの野立看板の支柱は錆びがひどく、植栽を遮っていてもいる。



手前には広大な田畑、遠景にはリサイクルセンター、風力発電施設、高架道路等が見え、対照的でユニークな景観構成となっている。



農地が広がるエリアであるが、沿道には近年立地したと思われる沿道商店が建ち並んでいる。



直線的な工場の建物周囲が高木のヤシで緑化されているが、ややボリュームが少ない。

1 - 5 地域の活動主体の特性

(1) 環境美化や緑化

田原市では公的団体、NPO法人、地元有志等によって、自然環境の調査、緑化等の保護、清掃、啓発活動等が行われている。表 1-11に主な活動団体の活動状況を示す。

また、花壇整備に関する現況を表 1-12及び図 1-20に示す。このような緑化や緑地保全に関わる活動に対しては「田原市緑のまちづくり推進協議会」が支援しており(表 1-13参照)、「花いっぱい運動」などとして道路や民有地の緑化の推進が図られている。

しかしながら、このような民間の団体による活動は、一部で担い手減少等により活動形態の見直しを迫られる団体もあり、活動の活性化のためには、参加機会の拡大、活動への援助、施設整備、各活動のネットワークづくりが重要である。

表 1-11 環境美化等に関する活動の実施状況 (1/2)

活動場所	活動団体等	概要
田原市全域	渥美自然の会	自然保護、自然観察会、講演会等の実施
	田原市花の会	花の苗植、土づくり等を行い、まちを育む心を広げる
	渥美半島ハイキングクラブ	渥美半島の清掃登山、山歩き入門講座の開催等
	自然農業塾ほんとうの農業小屋	活動に共鳴した仲間が、自然農業を通して環境問題、都市と農村の交流、企業研修、中高年の生きがいづくりに取り組む。
	まつぼっくり	清掃活動等
	少林寺拳法渥美支部道場	海岸清掃ボランティア等
	環境 NPO 渥美	自然エネルギーを有効利用した風力発電施設建設及び休耕田を利用した実験農場事業等を行い、地球温暖化防止や二酸化炭素の削減を促進し、環境保全に寄与することを目的とする。
	田原菜の花エコネットワーク	菜の花をキーワードに遊休農地の有効利用を図る。また、地域で生産・廃棄されるバイオマス資源の有効活用策として、菜種油の搾油と廃食用油の BDF 化を図る。
権現の森	権現の森育成協議会	田原青年会議所の呼びかけで、子ども会や地元の田原区民など 14 団体が集まり、協議会を設立。下草刈りや植樹、清掃を分担して行うほか、イベントを行っている。
衣笠山周辺	たらめ会	・衣笠自然歩道の整備のほか、登山、自然観察を実施 ・衣笠小学校の春の遠足登山へ指導者として参加 ・衣笠自然歩道山野草写真集の出版
	八軒家町内会	地元自治会によるウメ林の育成
衣笠学習の森	衣笠学習の森運営委員会	学習の森の整備
稲荷山・滝頭公園、権現の森、藤七原湿地、汐川干潟、仁崎海岸、緑が浜公園、一色の磯	NPO 法人東三河自然観察会	東三河自然観察会は東三河南部地方を中心に活動。月に一度の自然観察の定例会のほか、自然観察を数多く主催。平成 17 年の定例観察会を権現の森・蔵王山で実施。
藤七原湿地・清谷川流域	せせらぎの会	ホタルの観察、保護、育成

出典：「シンボル公園ネットワーク計画書（田原市緑の基本計画）基礎資料編」（平成 19 年 3 月、田原市）

表 1-11 環境美化等に関する活動の実施状況 (2/2)

活動場所	活動団体等	概要
汐川干潟	田原市東部小学校、童浦小学校	干潟の観察、環境学習
	愛知県立成章高等学校	郷土自然学習、野鳥観察会等
	汐川干潟を守る会	生き物観察会、調査、保全活動
	東三河野鳥同好会	野鳥観察会等
	西三河野鳥の会	野鳥観察会等
赤羽根海岸、光岩等	鬼おとしの会	文化財、民俗資料等の保護
赤羽根海岸	あかばね塾	平成3年に旧赤羽根町のまちづくり事業の一つとして発足。平成6年度から外部団体として独立。ウミガメの調査保護活動、環境美化、文化活動に関する講演会やイベントを実施。
表浜	田原市サーフィン協会	海岸清掃等の実施
西ノ浜	環境ボランティアサークル亀の子隊	西ノ浜に流れ寄るゴミを毎日一回拾う「西ノ浜クリーンアップ活動」を実施。
免々田川	免々田川のホタルを守る会	免々田川の清掃活動、ホタルの飼育等
伊良湖	スナメリくらぶ	スナメリウォッチング、海岸の清掃活動
牛の毛山	うしのけやまを愛する会	牛の毛山の展望台設置及び管理、山道の清掃等
稲荷山、衣笠山周辺	田原市市民里山づくりの会	市民による里山保全事業

出典：「シンボル公園ネットワーク計画書（田原市緑の基本計画）基礎資料編」（平成19年3月、田原市）

表 1-12 花壇整備に関する活動の実施状況

花壇名	数量	管理者	土地所有者	備考
奨励花壇	141箇所 9,902m ² 補助金 計302万円	市民（団体）	市有地、国 県市道、民 有地（借地）	道路の植樹帯や公園等に設置された花壇等をグループで管理 補助金有り
沿道花壇	591人 7,543m ²	市民	国県市道 民有地	自宅前の道路沿いの花壇（境界から3m以内）を個人で管理
公共花壇	公共施設	市（担当課） 公共的団体	市有地 公共的団体	
	学校 保育園	105施設 4,949m ²	市・県等	
	市民館 公民館 広場等	校区 自治会等		
	直営	4,949m ²	直営班 シルバー	国・県・市道・公共施設の花壇のうち管理者がない花壇

注）奨励花壇は平成19年10月23日現在、沿道花壇は平成19年8月20日現在。

出典：田原市資料



出典：田原市資料

图 1-20 田原市奨励花壇・沿道花壇・公共花壇位置図

表 1-13 「田原市緑のまちづくり推進協議会」の活動概要

〔目的〕 緑豊かなまちづくりを目指し広く緑化を推進し、健全な環境整備を図り、住民生活に快適なうるおいを与えること
〔活動内容〕 緑化運動の推進、啓発、優れた緑化活動に対する顕彰 等
〔活動内容〕 ●<u>市民緑花まつり</u> ・ 緑化の相談、苗木・花苗・園芸資材等の購入、各種フラワー教室・フラワーコンテストの参加等。 市の役割：緑化功労者の表彰等、緑化意識の高揚を図る ●<u>花壇設置奨励事業</u> ・ 幹線道路沿いや市民館、公園等において、10 m²以上の花壇を管理する団体への助成。 市の役割：花苗の無料配布（年2回）、補助金の交付、花壇コンクールの開催と表彰 ●<u>沿道花壇花苗配布事業</u> ・ 官民境界から3mまでの沿道を対象として、花壇やプランターでの花の苗植えを行う個人や団体への助成。 市の役割：個人や団体を募集し、面積に合わせて花の苗を無料配布（年2回） ●<u>生垣設置奨励事業</u> ・ 自宅の道路沿いに新たに生垣（長さ2m以上、高さ宅地面より90cm以上）をつくる個人や団体への助成。 市の役割：補助金の交付 ●<u>里山保全アドバイザー養成講座</u> ・ 「市民による里山づくり」を目指し、6ヶ月間に7回の講座を受講し、里山保全に必要な知識や技能を修得する。 市の役割：「里山保全アドバイザー養成講座」を開講

出典：「シンボル公園ネットワーク計画書（田原市緑の基本計画）基礎資料編」（平成19年3月、田原市）より作成



(2) まちづくり

田原市では、20ある校区それぞれにおいて「まちづくり推進計画書」を策定しており、この中で、地域の課題、将来像、まちづくりの方針及び主要施策等について示し、取り組んでいる。また、施策の推進にあたっては、会長（校区総代）を筆頭に、消防分団、自治会、老人会、子ども会、PTA等多様な主体が参加する「校区コミュニティ協議会」を中心に連携・協力して取り組むことが、多くの校区において明記されている。

以下に、校区毎のまちづくりの方針を示す。

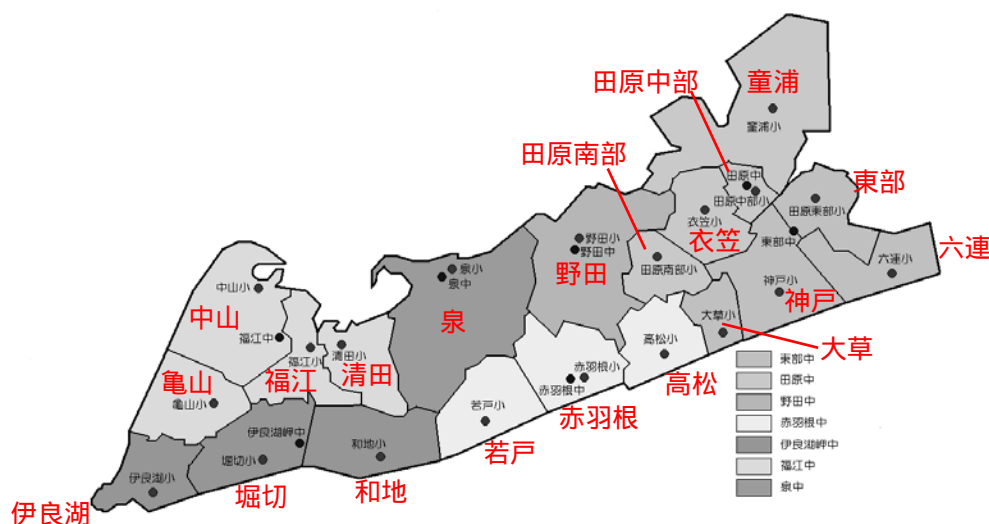


图 1-21 田原市小学校校区图

表 1-14 まちづくりの方針と主要施策 (1/3)

校区	まちづくりの方針・目標	主要施策の例 等
東部	散歩道の整備 生活環境の整備 安心な地域づくり 小川・河川の整備 山野の環境学習の場の整備	● 遊歩道や探索道の整備 ● 道の両側帯の整備 ● 駐車場と周辺道路の整備、花壇の整備と花植え ● 蛸のすむ小川や、小魚と昆虫のすむ池の整備・保全 ● 炭焼き窯、竹木工房の整備
童浦	コミュニティの充実 生活基盤の充実 生活環境の充実	● あいさつ運動等コミュニケーションの充実、シルバー受託組織の設立等の高齢化対応、文化展等の行事の開催 ● 幹線道路整備の要望、住民参加の道路管理、交通安全対策 ● 地域資源の整備、環境美化活動の推進、市民農園の整備
田原南部	安全な地域づくり 伝統・文化の継承、緑の保全 環境美化の推進 スポーツ・文化活動の推進	● 青少年の健全育成と世代交流の推進、自治会活動の推進、地域の防犯体制や自主防災組織の強化、高齢者福祉の充実 ● 歴史文化や遺跡の保存と伝承 ● 美化や緑化等の推進、道路や排水路等の生活環境の整備 ● 健康づくりの推進、ボランティア組織の育成
田原中部	地域や人の和の形成 安心・安全な地域づくり 地域づくりの推進 自然・環境の保全 歴史・文化・伝統の継承	● イベント開催、スポーツによるふれあいづくり ● 狭あい道路の解消、自主防災組織の強化 ● 近所や地域のつきあい、住民のふれあい活動の推進 ● 清掃や花壇づくりによる美化の推進 ● まつりによる伝統の継承

出典：各校区における「まちづくり推進計画書」（平成 19 年 3 月）より作成

表 1-14 まちづくりの方針と主要施策 (2/3)

校区	まちづくりの方針・目標	主要施策の例 等
衣笠	コミュニケーションの充実 校区の活動の推進 自然環境の保全・活用 快適な生活環境の創造	●まつり、スポーツ大会等のイベントの開催や支援 ●挨拶や美化運動の推進、交通安全の推進、青少年健全育成 生きがい支援、防災と防犯活動の推進 ●里山づくりの推進、湿地等の保全、公園整備 ●道路や下水道の整備、環境美化啓発、地域の施設の改善
神戸	安心安全・助け合う地域づくり 緑豊かで美しい環境整備 ボランティア等のいきがい支援 ふれあいと一体感の醸成	●交通安全・防災教育の推進、安全巡回の検討 ●清掃の実施、遊休農地への花植えの推進、里山保全に向けた竹の伐採と竹炭の作製 ●ボランティアバンク、住民が集う場、市民農園等の検討 ●盆踊り、伝承・体験的行事の実施、フレンドパークの充実
大草	自然環境の保全と人材育成 助け合うやさしい地域づくり コミュニケーションと防犯活動の充実 地域産業との調和 歴史・文化の保存・継承	●海岸・里山・河川等の整備、美化 ●新旧住民の交流推進、イベントの充実、地域活動の推進 ●通学路の整備、防犯・防災活動の充実、あいさつ運動の推進 ●農業基盤の整備と管理、休耕地の有効活用、後継者育成 ●歴史・文化資源の保存と継承、ふれあい工房の有効活用
野田	住民参加のコミュニティづくり 生活環境と基盤の整備 防災・防犯・交通安全の推進 自然環境の保全と共生 産業・経済・観光の活性化	●イベントの実施、住民参加の機会と仕組みの整備 ●生活道路等の整備、美化の推進、声かけ運動の推進 ●防災意識の向上、防犯灯の整備、交通安全教育の推進 ●植林等による山の保全と景観保護、親水河川の整備推進 ●農業等を活用したレジャー施設の整備・充実
六連	農業によるまちづくり コンパクトで機能的な地域運営 地域資源の保全・活用 安全・快適な生活空間の整備 支え合う地域づくり	●新規就農者の受入れ・支援体制の整備、農業ブランドの創出 ●行事や組織体制の見直し・合理化、意見収集箱の設置 ●イベントの開催、里山整備 ●交通安全施設の整備、美化・防災・防犯活動の推進 ●声かけ運動の推進、地域ぐるみの教育活動の展開
高松	コミュニケーションの充実 校区の活動の推進 自然環境の保全・活用 快適な生活環境の創造	●地域活動の活性化、イベントの充実、人材の育成 ●挨拶や美化運動の推進、交通安全の推進、青少年健全育成、自治会活動の情報共有と参加促進、地場産業のPRの推進 ●河川・海岸・池等の保全、農村環境の改善、緑化 ●道路や排水路等の整備、環境美化の啓発
赤羽根	自然環境・生活環境の美化 ふれあいの充実 安心・安全なまちづくり 担い手の育成 観光・農業資源の活性化	●農村基盤の整備、清掃・美化、マナーの向上、花植え ●交流活動の実施、あいかつの啓発、伝統文化の保存 ●防災組織の充実、訓練の実施、防犯パトロールの充実 ●海を活用した交流活動の実施、空き家バンクの創設 ●観光資源の活用、市民農園の開設
若戸	青少年等の育成 自然環境保全と安心・安全なまちづくり コミュニティと産業の活性化	●広場や通学路の整備、スポーツ大会の開催 ●美化・防災・防犯・交通安全の看板設置等の活動の推進、里山整備の組織・計画づくり、自然環境や公園の適正管理 ●声掛け運動、サーフィンによる交流機会の創出、滞在型市民農園の整備、地域の施設整備・管理

出典：各校区における「まちづくり推進計画書」(平成19年3月)より作成

表 1-14 まちづくりの方針と主要施策 (3/3)

校区	まちづくりの方針・目標	主要施策の例 等
泉	校区の活動の推進 コミュニケーションの充実 自然環境の保全 生活環境の整備・改善	● 環境美化・あいさつ・交通安全・防災・防犯活動の推進、 ● イベントやスポーツ大会の実施と支援 ● 自然資源の保全、公園の整備と管理体制の検討 ● 市民館の整備、通学路の整備と幹線道路・生活道路の改善、河川や下水道の整備、分譲地の環境整備
清田	自然環境の保全 コミュニティ活動の推進 地域活動や産業の活性化 コミュニケーションの充実 安心・安全なまちづくり	● 里山・公園・ため池の整備、蛭や川魚の保護 ● 緑化・美化の推進、 ● イベントやスポーツ大会の開催、貸し農園による農業活性化 ● あいさつ運動の促進、多目的広場の整備 ● 地域での見守り活動や安全点検活動の実施
福江	コミュニティ活動の推進 都市基盤・生活環境の整備 安心・安全なまちづくり 歴史・文化の継承と地域活性化	● ボランティアサークルづくりの呼びかけ、あいさつ運動・ごみなし運動の推進、意見箱の設置と意見交換会の開催 ● 美化・悪臭防止等の推進、下水道整備の推進と PR ● 交通安全指導・防犯活動・防災訓練の実施、施設の点検 ● イベントの実施、歴史・文化の保全と継承
中山	挨拶の推進と子供の健全育成 安心な地域づくり 環境配慮型の産業・生活の実施 自然環境の保全と美化の推進 コミュニティ活動の推進	● あいさつ運動の推進、老人クラブとの連携 ● 防災活動の推進、安全な通学路・分かり易い農道の整備 ● 悪臭対策・土壌汚染対策・屋外焼却防止等の啓発と学習 ● 清掃とゴミ分別の推進、防風林の保全 ● 校区章の制定、行事の検討、ボランティアリーダーの育成
亀山	安心・安全な地域づくり 生活環境の美化 自然・史跡の保全と緑化 生活基盤・農業基盤の整備 コミュニケーションの充実	● 防災訓練の実施 ● 悪臭等の対策の推進、清掃活動の推進と啓発 ● 自然や史跡等の保全・活用、農村公園の整備、花壇整備 ● 生活排水の浄化、体験学習等による農業後継者の育成 ● 文化・スポーツ団体の育成、国際交流等の推進
伊良湖	コミュニティ活動の充実 産業・経済の活性化 生活基盤の整備と環境保全	● 防災・防犯・交通安全活動の推進、子供の健全育成ネットワ-クや高齢者の生きがいづくり、広場・集会所等の整備 ● 農業・観光施設の整備、農業後継者対策、観光景観の啓発 ● ゴミ分別や悪臭対策の推進、商業施設の誘致、防風林の再生、歴史・文化の伝承、廃屋等の除去や利活用、景観整備
堀切	自然環境の保全・活用 防災対策の充実 生活基盤の整備と美化の推進 人材育成と一体感の醸成	● 松枯れ防止等の環境保全、ボランティア団体の育成 ● 避難路マップや防災マニュアルの作成、防災意識の啓発 ● 農村環境改善 PR と対策の推進、清掃活動の推進、公共交通の利用促進、道路・照明灯・排水路の整備 ● イベントや講座の開催、あいさつ運動の推進
和地	自然環境の保全・活用 緑化・環境美化の推進 コミュニティ活動の推進 豊かな生活環境づくり 安心・安全な地域づくり	● 海岸等の利活用、里山の回復・保全、河川や池の整備 ● 花植えや清掃の推進、雑草の草刈り、公害防止の監視 ● 市民館等の整備、農地の集約化と遊休農地の利活用 ● 生活改善活動の推進、健康維持の施設整備 ● 防災・交通安全活動の推進、砂浜の回復と侵食の防止

出典：各校区における「まちづくり推進計画書」(平成 19 年 3 月)

(3) 市民活動に対する支援

市では、市民の様々な社会活動に対する支援策として、「田原市市民活動支援センター」の開設と「田原市社会活動災害補償制度」を整備している。

「田原市市民活動支援センター」は、週3日、各日5時間窓口を開設して運営しており、NPOや市民活動に対する相談業務や、情報誌やwebサイト等を活用した情報発信、講座等の開催を行っている。

また、「田原市社会活動災害補償制度」は、各地区やサークル等で行われる社会活動に参加する市民が加入する保険料を市が全額負担する補償制度である。

1 - 6 先進事例調査

次頁より先進的な取り組みの事例を示す。

ここでは、風景街道のルート運営の取り組み全般に関して先進的であると考えられる事例として、「シーニックバイウェイ北海道」及び「道守九州会議」を紹介する。さらに、良好な沿道空間形成に関して有効であると考えられる個々の対策についても紹介する。

(1) シーニックバイウェイ北海道

取り組みの概要

- ・ 地域で組織されたルート運営代表者会議が運営活動計画を作成し、ルート提案を行う。
- ・ 支援センターは情報発信や人材育成を支援。

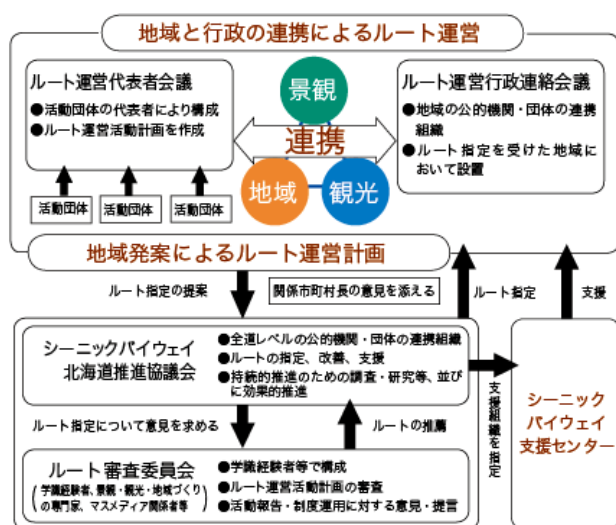
ルートの概要

- ・ 平成19年9月現在、指定ルートは6路線(右図)、候補ルートは3路線(萌える天北オロロンルート、十勝平野・山麓ルート、南十勝夢街道)。



主な活動内容

- 景観づくり
看板の撤去・集約化、植栽、道路景観診断、ビューポイントの維持管理 等
- 地域づくり
シンポジウム・講演会・まちづくり勉強会・フォトコンテストの開催、清掃・美化活動 等
- 観光振興
ツアーの開催、観光メニューの開発、マップ等の作成、視点場(駐車帯等)の整備 等
- 環境配慮活動
エコツーリングの提案、カーボンオフセット型ツアーの企画 等
排出したCO₂の埋め合わせをしようというツアー。植樹、エコミュージアム訪問等ハイブリッドカーで周遊。
- その他の活動
- ・ ファンクラブ運営、ロゴマークの共通使用、広報誌の発行、webアルバムの開設 等
- ・ 各種支援制度(トヨタ環境活動助成プログラム、花王みんなの森づくり等)を活用



シーニックバイウェイ北海道の概要



オフィシャルマーク

出典：シーニックバイウェイ北海道ホームページ

ルート別の活動の例

- ・ 清掃・美化活動、フォトコンテスト等の観光イベント開催はどのルートでもみられる。
- ・ 多くのルートで分科会（花、景観、体験観光等）を複数設置し、活動を展開。



【基盤整備】情報ステーションの設置

（大雪・富良野ルート）

周辺の観光案内やルートの情報提供を行う情報ステーションを整備。6～10月営業、パンフレット配布の他、軽食販売も行う。



【基盤整備】シーニックデッキの設置

（支笏洞爺二セコルート）

視点場となる景観ビューポイントにデッキやベンチ等を設置（多くが積雪期には撤去）。その他のルートでも複数設置。



【景観整備】花壇の整備と花の植栽

（支笏洞爺二セコルート・ニセコ羊蹄エリア）

沿道に約4万球のユリの球根を植えて美しく演出。一般参加も可能。開花予想クイズ等関連イベントも開催。



【清掃・美化】リレー清掃

（釧路湿原・阿寒・摩周シーニックバイウェイ）

地域間で交流を深める活動として、子供から大人まで一斉に清掃活動を実施。



【情報発信】シーニックcafeマップの作成

（釧路湿原・阿寒・摩周シーニックバイウェイ）

眺めの良いカフェの地図を作成して配布。

（右の写真はカフェの一例）



【情報発信】インターネットラジオの開設

（大雪・富良野ルート）

ルートの見所等を紹介するインターネットラジオプログラムをラジオ局とサイト運営団体の協力のもとで公開。



【情報発信・交流】インターネットを活用したシーニックポスの開設

（東オホーツクシーニックバイウェイ）

思い出話、体験談、情報、写真などを一般の方から投稿してもらい、サイト上で公開している。



【人材育成】景観探しツアーの開催

(東オホーツクシーニックバイウェイ)

シーニックバイウェイマップ作成のため、ビューポイント探しの景観バスツアーを実施。



【人材育成】ガーデニング講習会の開催

(東オホーツクシーニックバイウェイ)

地域内の緑や花の創出を目指して、住民を対象としたガーデニング講習会を開催。



【人材育成】稚内塾の開催

(宗谷シーニックバイウェイ)

北海道遺産等の稚内の魅力について市民や観光客に語り継ぎ、広げるための“語り部”の育成を目指して開催。



【環境配慮】エコドライブ観光の社会実験の実施

(宗谷シーニックバイウェイ)

環境を意識したドライブ観光(アイドリングストップ、スピードダウン、ゴミの持ち帰り等)、及び地域の産物を食す地産地消を推進し、CO₂排出量の算出やカーボンニュートラルを確立するための観光客と地域の共生のあり方を調査するための社会実験「エコレージ」モニタードライブ観光を実施。



【観光振興】シーニックシャトルバスの運行

(支笏洞爺ニセコルート)

地元住民がガイドとなって温泉施設や名所を巡って運行。入湯や食事の割引特典もあり。



【観光振興】イベントやツアーの開催

地域住民と来訪者の交流を深める企画を各地で開催。

地元食材を用いたランチを提供するシーニックキッチン、シーニックコンサート、農業景観や農作業を見学するグリーンツアー、レンタサイクルスタンプラリー、撮影ツアー等。

函館・大沼・噴火湾ルートの「シーニックdeナイト」

一、撮影ツアー等。

出典：シーニックバイウェイ推進協議会ホームページ、支笏湖温泉旅館組合ホームページ、ウェルカム北海道ホームページ、ニセコ羊蹄エリアポータルサイト、大雪・富良野ルートホームページ、釧路湿原-阿寒-摩周シーニックバイウェイホームページ、東オホーツクシーニックバイウェイホームページ、宗谷シーニックバイウェイホームページ

(2) 道守九州会議

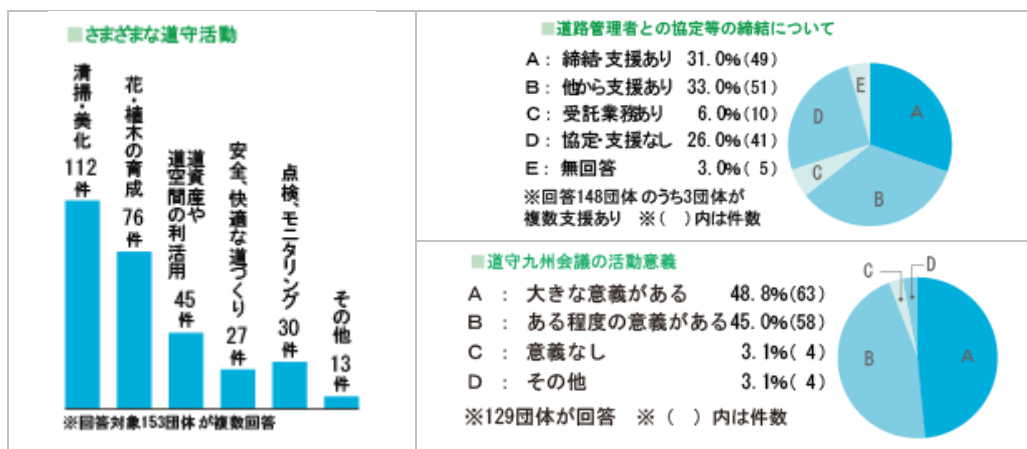
取り組みの概要

- 道への関心や愛護心を育み、道を守る活動「道守活動」が企業、市民団体等によって九州各地で展開されており、この活動に関わる人々がネットワークを形成し、情報発信・交流・連携の場となる「道守九州会議」が平成15年に設立された。



出典：道守九州会議ホームページ

- 道守活動の例： 清掃・美化、 標識類や危険箇所の点検・提言、 異状モニタリング（監視・通報）、 安全円滑な道への調査・研究・実践、道の歴史や文化の発掘・継承・活用 他
- 道守九州会議会員のアンケート結果によると、「清掃・美化」を行う団体が最も多く、次いで「花・植木の育成」、「道資産や道路空間の利活用」が多い。
- 同アンケートでは、「道路管理者と協定（VSP：ボランティア・サポート・プログラム）を締結し、支援を受けている」団体は約3割。地方公共団体など他からの支援や委託により何らかの支援を受けている団体は約7割にのぼる。
- 同アンケートでは、役立っていると思う道守九州会議の活動として「機関誌『道守通信』発刊による情報活動」が約3割、次いで「各地での学習会や交流会」「道関係行政者などとの意見交換」が多い。道守九州会議の活動については、回答のほとんどが「大きな意義がある」「ある程度の意義がある」であり、活動意義が認められている。



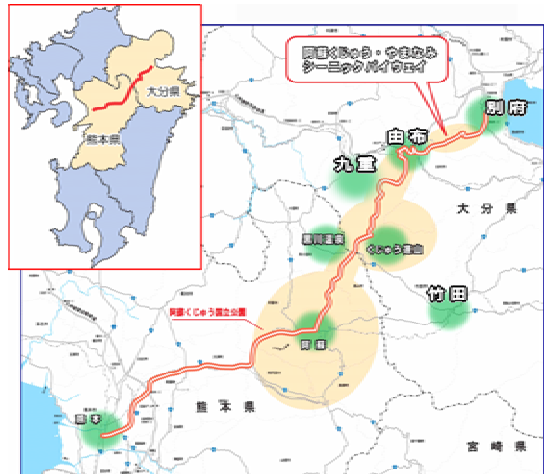
出典：道守九州会議ホームページ

- 道守九州会議ホームページでは、県レベル組織での活動状況、ボランティア施策等の行政サービス情報、街道や古道・土木遺産等について情報発信を行っている

- ・道守九州会議のネットワークを活用して、シーニックバイウェイの実現に向けた取り組みが行われてきており、平成18年の国土交通省による「日本風景街道」のモデルルートの公募へは、九州全7県から8路線が応募した。

主な応募ルートの活動内容等

- 阿蘇くじゅう・やまなみシーニックバイウェイ
- ・九州横断道路「やまなみハイウェイ」と国道57号を中心に、大分と熊本の2県14市町村にまたがる。
- ・大分県側と熊本県側の橋渡し役を担ったのが、九州道守会議であった。
- ・ルートのコンセプトは「自然と観光が融合したツーリズムの創造」。草原景観の保全、自然と観光の共生、スロートーリズムの推進等を目指す。
- ・活動例：建築・環境デザインガイドブックの作成、景観関係法令の研修会の開催、カルデラツーリズム（徒歩や自転車で田園地帯等を巡るツアー）の提供、植樹等。



出典：阿蘇くじゅう・やまなみシーニックバイウェイホームページ

- 錦江湾あったまる～と（仮称）
- ・風景・温泉・人等の地域の魅力（あったかさ）を活かした地域づくり・道づくりを目指す。
- ・地域住民を対象とした啓発・人材育成、来訪者との交流を深めるイベントの開催、景観阻害要因の除去等の活動を展開している。さらに地区ブロック独自の活動も展開。

桜島ブロック：「まちの案内人」育成、「まちの駅」整備 他

鹿児島ブロック：道路空間を活用したオープンカフェ、花等の植栽活動 他

指宿ブロック・南薩ブロック：シーニックバイウェイ“菜の花エコ街道”を検討 他



応募ルートと連携関係の図



指宿、南薩ブロックで独自に検討したシーニックバイウェイのパンフレット

出典：国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所ホームページ

(3) その他

その他の沿道空間向上の取り組み例を以下に示す。

看板の整序

- ・ 民間設置者と異なる仕様の看板類を、公共サインにより情報の集約化を行う。
- ・ 事業者の企業カラーより景観配慮を優先し、看板の色彩の見直しを行う



乱立する野立看板の撤去と公共サインによる集約化（長野県）

赤白反転（金沢市）

出典：静岡県ホームページ、(財)日航財団ホームページ

電線類地中化

- ・ 電線類の地中化、トランスを沿道敷地内に設置して植栽で隠すなどの工夫がある。



愛知県常滑市りんくう町

山梨県甲府市

愛知県田原市萱町

埼玉県川越市

埼玉県川越市

出典：国土交通省道路局ホームページ

景観に配慮した防護柵の整備

- ・ 本来の安全面での機能を確保した上で、道路敷地内外からの景観に配慮した防護柵の設置に関するガイドライン（「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」平成16年、国土交通省）が策定され、暗色のガードパイプの整備が各地で徐々に進んでいる。



出典：国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所ホームページ（郡山国道事務所管内の事例）

遊休農地の解消

- ・ 休耕田での花（緑肥・景観作物）の栽培。
- ・ 廃校と遊休農地を活用した体験農園（グリーンツーリズムの拠点）。



花トラクター

いちのえだ田園フラワーフェスタ（岐阜県羽島市市之枝）
休耕田の有効活用と地域活性化を目的として、レンゲ、ヒマワリ、コスモスを活用したイベントを開催し、野菜や花の販売や花トラクターの運行を行っている。

出典：市之枝地域づくりネットワーク協議会ホームページ



菜の花畑と自然観察塔

ふるさと体験村四季の丘・穴水まいもん体験農園

（石川県鳳至郡穴水町）

菜の花等の景観作物栽培と、スイカ等の収穫体験ができる農園を整備。廃校を改築し、自炊型宿泊交流施設を整備。都市住民が農作業や地域住民との交流を通じて農村の暮らしを体験する「ワーキングホリデー」、自然や農業の大切さを学ぶ「こどもエコロジーキャンプ」等グリーンツーリズムを展開している。

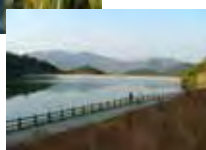
出典：(財)地域活性化センターホームページ

景観の保全

- ・ 有形・無形の地域資源を展示物（サテライト）として維持し、活用・展示する。
- ・ 野外広告物の撤去や沿道の借り上げによる景観保全、草刈等の維持管理作業を行う。



市民農園



ため池

展示物の一例

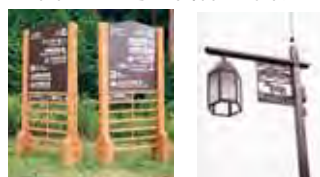
北はりま田園空間博物館（兵庫県北はりま地域）

産業や生活そのものを含めた地域資源を展示物として、「地域全体が博物館」という考え方にに基づき維持・活用・展示を行う。登録されている展示物は、自然景観、神事、芸能、建物等多岐にわたる。自然体験教室、“日本一長い散歩道”を活用したイベント、インタプリター(案内人)の養成講座等も実施している。

出典：北はりま田園空間博物館ホームページ



国道361号の白樺の景観



景観に配慮した案内板と街灯

国道361号沿道景観形成事業（長野県開田村）

・ 約1kmにわたり沿道両側約50mを借地して、乱開発を防ぐと共に白樺景観の保全を行っている。

・ 村内全域で商業看板や野外広告物の全面禁止（昭和50年代から看板撤去）を行い、来訪者には景観に配慮したデザインの統一案内板によって案内・誘導を行っている。

・ 自然景観になじまないような色彩の屋根を、茶系色に塗り替えした場合、坪当たり100円の助成をしている。

このような行政主導の事業に加え、地域住民による沿道へのコスモス等の播種や、草刈り作業も行われている。

出典：長野県開田村ホームページ

商店や民有地の緑化

- ・ 個人商店、コンビニ、ガソリンスタンド等の事業所の建物及び周辺の緑化。



コンビニ周辺の緑化（稲沢市）



事業所壁面の緑化（名古屋市）



公共施設の壁面緑化（名古屋市）



公募して決めたシンボルマーク

花水緑の会（愛知県名古屋市緑区）

市民、県、市が協働して、沿線の街路樹の根元（通称“植えマス”）に花を植える活動、公有地での花苗育成、民有地での果樹園活動等を行う。近隣住民や店舗に水遣りを依頼する「花の里親制度」、余った花を欲しい人に譲る「あげますもらいます花壇」等。 出典：名古屋市ホームページ

観光社会資本としての活用

- ・ 国土交通省では、当初想定していた機能のみならず地域の観光資源としてイベント等に活用され、観光振興に寄与している社会資本を「観光社会資本」と名付けて、ホームページ上で情報公開している。



旅客ターミナル遠景

津松阪港贅崎地区「津なぎさまち」（三重県津市）

空港・常滑と津を結ぶ海上アクセス船が就航し、対岸との交通手段の他、飛行機を利用したレジャーにも利用される。周辺施設の計画は、地域住民と行政の協働により策定された。対岸の常滑と、賑わい空間の創出に向けた市民同士の連携の動きも見られる。



海を望む遊歩道と駐車場



浜辺へのアプローチ

大洗公園線

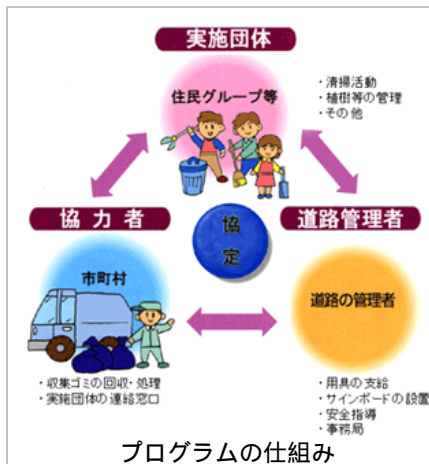
（茨城県東茨城郡大洗町）

見晴らしの良い場所に道路に近接して駐車場、トイレ、遊歩道、ベンチが整備されている。

出典：国土交通省中部地方整備局ホームページ

ボランティアを活用した沿道管理

- ・ 地元の住民や企業等のボランティアを活用し、行政と地域とが協定等を結んだ上で、連携して沿道の清掃や緑化等を行う。



ボランティアの活動状況

ボランティア・サポート・プログラム

国土交通省が道路の環境美化活動等を支援する取り組み。道路管理者（国）、実施団体、協力者との間で協定を締結し、実施区域、活動内容、頻度等を明確にした上で活動する。

道路管理者が支給するサインボード（実施団体を明記）を活動場所に設置する。また、道路管理者が清掃用具、ゴミ袋、花・低木の苗等を支給して活動を支援する。さらにゴミの収集や事務局窓口の設置等によって協力する市町村も多い。最も多い活動内容は清掃。次いで除草、花の管理、植栽の管理が多くなっている。

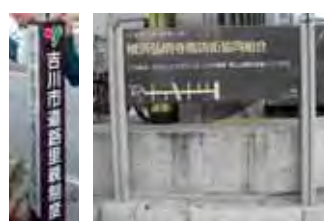
全国で約1,600団体（平成19年3月現在）が活動しており、そのうち約半数は住民で、企業は3分の1を超えており、平成14年には国土交通省中部地方整備局・愛知県・豊田市・トヨタ自動車㈱が協定を締結している。

実施区間の一例：国道42号

三重県熊野市、尾鷲市、紀北町、多気町等において各種団体（三重県トラック協会紀南支部、大内山婦人会、尾鷲小学校、㈱シャープ液晶本部 他）が活動を実施



サインボードの一例



アダプト・プログラム

アダプト（adopt）とは「養子にする」の意であり、一定区画の公共の場所を養子にみたと、市民が里親となって養子の美化を行い、行政が協働してこれを支援する取り組み。市民と行政が互いの役割分担を定め、両者のパートナーシップのもとで美化を進める。トップダウン型、ボトムアップ型、自治体主導型、市民団体主導型など、さまざまな事例がある。

全国で導入事例は320件を超え（平成19年6月現在）、全国の都道府県や市町村等の自治体で導入されている。

活動場所は道路が最も多く、河川敷、公園、海浜、駅前等でも行われている。

導入事例

愛・道路パートナーシップ事業（愛知県）
ゴミ拾いや雑草取りなどを定期的実施。
磐田市アダプト・ロード（静岡県磐田市）
道路の簡易補修まで行うのは全国初。

出典：国土交通省道路局ホームページ、国土交通省中部地方整備局ホームページ

国土交通省紀勢国道事務所ホームページ、社団法人食品容器環境美化協会ホームページ

第2部 沿道空間の分析評価

2 - 1 現況評価と問題点の抽出

既存資料の整理結果及び現地概況調査結果をもとに、菜の花浪漫街道全体の現況と、路線別（国道42号、259号）現況を分析評価し、特長（長所）と問題点（短所）を抽出する。

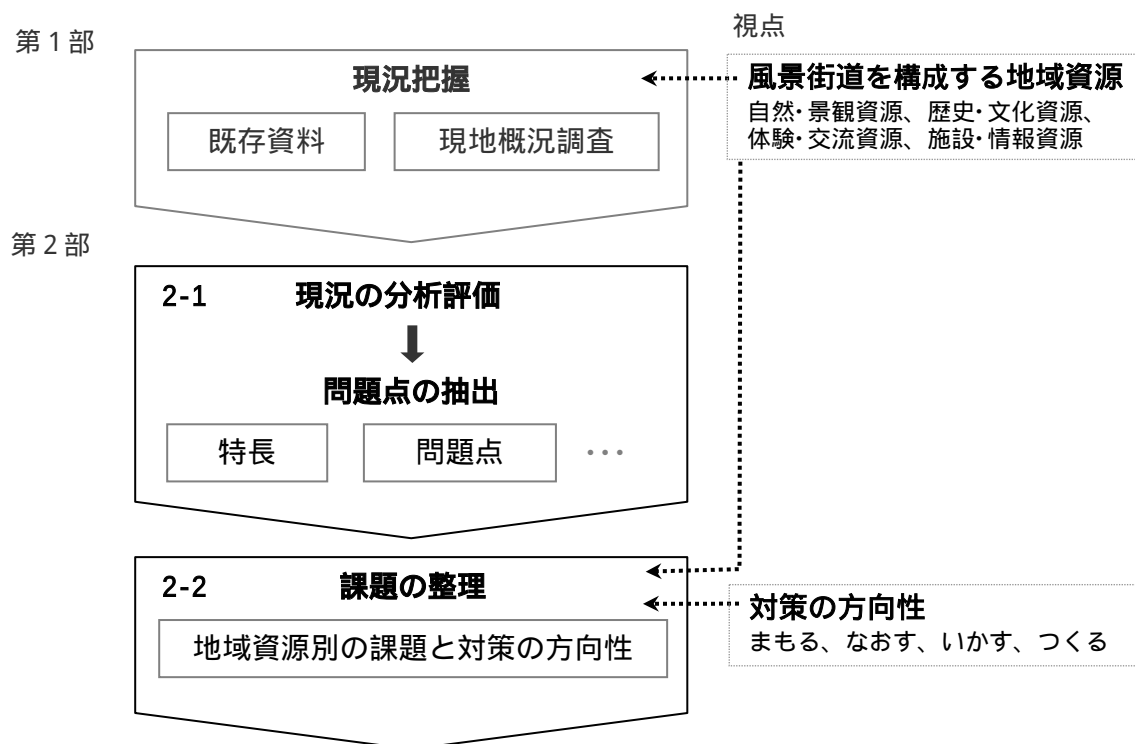


図 2-1 資料編第2部の構成

表 2-1 沿道の現況と分析評価の結果（菜の花浪漫街道全体）

対象エリア全体の現況	特長	問題点
様々な道路整備の構想があるが、現時点では高速道路 IC からのアクセスが良くない。	道路整備の計画・構想	現時点でのアクセスの悪さ
自然環境や農地が豊かである一方、水質汚濁や悪臭等による環境劣化の恐れがある。	自然環境が豊か、農地が豊富	環境劣化の恐れ
自然エネルギーの活用や資源循環等の環境配慮活動が盛んに行われており、田原独自の新しい景観として見ることができる。	エコ・ガーデンシティの実現に向けた取り組みの展開	—
菜の花の開花時期等の情報の集約・周知をさらに進めることが期待される。	積極的な情報発信とPR	情報の集約・周知の更なる推進
住民による自然保護や美化活動が行われている。ただし活動場所に偏りがある。	住民活動の展開	住民による活動場所の偏り
古墳等の史跡に恵まれているが、沿道の案内看板等の情報提供媒体の整備が不十分なため見落としやすい。	歴史・文化資源が豊か	情報提供・案内誘導不足
解説がないと一見するだけでは伝えられない歴史や伝統などを語る人がいないため、見て回るばかりで、地元の住民や歴史・文化に触れて鑑賞できる機会が少ない。	歴史・文化資源が豊か	文化等を鑑賞する機会の不足 “語り部”となる人材の不足
観光地として魅力はあるが、ニーズに対応しきれていない。	体験・交流資源が豊か	観光ニーズへの対応の遅れ
豊かな自然を活かしたエコ・ツーリズム、農業を活かしたグリーン・ツーリズム、漁業を活かしたブルー・ツーリズム、工業を活かした産業観光等の新しい形態の旅行（ニューツーリズム）の提供が十分でない。	自然環境が豊か 各種産業が盛ん	自然解説者、指導者等の不足 新しい観光形態の導入の遅れ
地元住民と触れ合う機会が少なく、通過型の観光地となる恐れがある。	—	地元住民とふれあう機会の不足
バスやレンタカー等がすでに整備されており、臨時バスも運行されているが、マイカー利用者以外の来訪者も楽しめるような交通手段の更なる充実が期待される。	バス・レンタサイクル等の交通手段の整備	レンタサイクル拠点・レンタカー等の不足
環伊勢湾地域である知多半島や伊勢・鳥羽方面との間、あるいは三遠南信道路の整備を展望して伊那地域との間で、相互の連携やPRが十分でない。	—	広域連携の不足

表 2-2 沿道の現況と問題点の抽出（国道 42 号）

	沿道空間の現況	特長	問題点
市境 ～ 高松	美しい農村景観が形成されている。	良好な農村景観	—
	三河湾側より比較的古い家屋の割合が高く、落ち着いた伝統的集落景観が形成されている。	良好な住環境	—
	官民境界の際まで農地に利活用された箇所では、雑草の繁茂は少ないが、雨天時に土壌が歩道まで流出していることがある。	—	土壌の流出による景観の阻害
	市境付近を中心に、荒地や遊休農地が放置されているのが見られる。	—	荒地や遊休農地の放置
	自転車道が一部国道と重複しており、利用者の安全性が十分確保されていない。	自転車道の整備の進展	自転車道の未整備箇所の危険
	畑地と集落が繰り返され全体的に変化に乏しい景観を形成している。アクセントやストーリーのある観光拠点やシンボリックなビューポイントに欠ける。	連続性のある農村景観	変化に乏しい景観と観光拠点の不足
	海岸林を隔てて美しい海岸線を有するが、海岸へ繋がるアクセスルートが十分に案内誘導できていない。	自然環境が豊か	情報提供・案内誘導不足
高松 ～ 和地	海岸線や防風林等の美しい自然環境が残されており、南国をテーマとした景観づくりも行われている。	自然環境が豊か	—
	観光拠点であると同時に住宅地や農地も見られ、沿道商店が建ち並んでおり、無秩序な宅地化や商店の立地が進行する恐れがある。	—	無秩序な宅地化・商店立地進行の恐れ
	市街地では緑量が少なく、看板類や電柱類が乱立して景観や眺望を阻害している。	—	緑量の不足、看板類の乱立
	内陸には古墳等の史跡があるが、沿道の案内看板の整備が不十分なため見落としやすい。	—	情報提供・案内誘導不足
	沿道や歩道の植栽に雑草が繁茂している箇所や、荒地や遊休農地が見られる。	—	荒地や遊休農地の放置
	歩道が少なくとも片側は整備されているが、連続性に欠ける。	—	歩道の連続性の欠如
	観光資源の一つとして、建設中の道の駅や、ハウス内で栽培されている花きの有効活用が期待される。	活用し得る地域資源の存在	有効な地域資源の未活用
和地 ～ 伊良湖岬	海岸線や防風林等によって後背地が塩害から守られ、良好な農村地帯が形成されている。	自然環境が豊か	—
	良好なビューポイントが存在するが、岬や灯台を望む高台に駐車場や視点場等が十分に整備されていない。	ビューポイントの存在	視点場や観光拠点の整備不足
	自転車道は場所によってはよく整備されているが、寂れた箇所も見られる。歩道が整備されておらず、歩行者も通行できるが、自転車と接触する危険がある。	自転車道の整備の進展	自転車道の安全性の欠如
	広大な菜の花畑を有するが夏季はほとんど活用されていないため、開花時期を外れると賑いに欠ける。	集客力のある資源の存在	来訪者の季節変動
	電柱が菜の花やヤシの植栽を遮っている。枯松、荒地や遊休農地、錆びた施設等も景観を阻害している。	—	電柱や荒地等による景観の阻害
	市民活動等によって砂浜は比較的美しく維持されているが、時には海浜植物の中にゴミが投棄されており、良好な海の眺めを阻害している。	住民活動の展開	ゴミの不法投棄
	住宅地を中心に沿道の美化・緑化活動が行われているが、さらに美化・緑化されることが期待される。	住民活動の展開	—



電柱類、沿道の雑草、荒地等による景観の阻害



ゴミの不法投棄



緑量の不足、看板類の乱立



白色や錆び色の道路付属物



農地の管理不足



自転車道の安全性の欠如、未整備

表 2-3 沿道の現況と問題点の抽出（国道 259 号）

	沿道空間の現況	特長	問題点
伊良湖岬 ～ 保美	沿道にそそり立つ風力発電施設や、菜の花畑、キャベツ畑、稜線等により、田原独自の象徴的景観や美しい農村景観が形成されている。	田原独自の景観の形成	—
	広大な農地や豊かな自然が広がっている。	自然環境が豊か、農地が豊富	—
	面積は小規模ながらも荒地・遊休農地、廃店舗等が見られる。	—	荒地や遊休農地、廃店舗の放置
	伊良湖岬を中心にヤシやソテツが植栽され、南国ムード漂う観光地づくりが行われており、場所によって異なる景観形成に取り組んでいる。	景観づくりの取り組み	場所に応じた景観形成の更なる促進
	電柱類や枯松、景観になじまない道路付属物等が、良好な眺望や景観を阻害している。	—	電柱や枯松等による景観の阻害
	景観やテーマに沿ったポケットパークが整備されている箇所がある。	ポケットパーク等の整備	—
	菜の花まつりや海水浴等のシーズンから外れると賑いに欠ける。	集客力のある資源の存在	来訪者の季節変動
保美 ～ 伊川津	わずかに漁村景観が見えるものの、野立看板や電柱類等に遮られている。	—	看板類の乱立
	市街地付近では沿道の美化や民地・商店の緑化が行われているが、市街地から離れると植栽の手入れが行き届いておらず、荒地もあって殺伐とした景観を形成している箇所がある。	住民活動の展開	沿道の雑草等の放置
	農地への商店・住宅の無秩序な拡大により、農村景観が損なわれる恐れや、安全で快適な住環境が形成できない恐れがある。	良好な住環境、農村景観	無秩序な宅地化・商店立地進行の恐れ
	バス停や橋梁の欄干が、無機質であったり錆びていたりして、周囲の住景観になじんでいない。	良好な住環境	景観になじまない構造物の存在
	古い集落の密集地では沿道からの見通しが良くない上に、歩道が整備されておらず、歩行者の安全性が確保されていない。	—	住宅密集と歩道未整備による危険
伊川津 ～ 野田	丘陵、海岸、平地等、起伏に富んで、多様な景観が楽しめる。	景観が多様、自然環境が豊か	—
	松から垣間見える景色が美しく、豊かな自然環境が残されているが、観光拠点として十分活用されていない。	自然環境が豊か、良好な景観	有効な地域資源の未活用
	竹や雑木が繁茂して眺望が良くない箇所もあるが、国定公園の第2種特別地域のために保護されている。	自然公園法による保護	—
	一部植栽木の剪定が行き届いていなかったり、竹や雑草が繁茂していたりする箇所も見られる。	—	沿道の雑草等の放置
	整備された花壇が見受けられるが、沿道の美化や緑化をさらに推進することが期待される。	花壇整備の実施	—
	セイタカアワダチソウ等の雑草が繁茂している遊休農地・荒地が見られる。	—	荒地や遊休農地の放置
	道路周辺の施設や道路付属物は、美しい松並木の景観を活かす造り、様相になっていない。	—	景観になじまない構造物の存在
野田 ～ 市境	比較的広幅員の道路が整備されており、緩やかなアップダウンがあって快適な走行環境が保たれている。	快適な走行環境の形成	—
	良好な農村景観が形成されているが、農地が広がるエリアに宅地化や沿道商店の出店が進行している傾向が見られ、良好な農村景観が損なわれる恐れがある。	良好な農村景観	無秩序な宅地化・商店立地進行の恐れ
	市境から市街地まで雑木林や遊休農地・荒地が所々見られ、名古屋方面からの玄関口としては物足りない。	—	荒地や遊休農地の放置
	市街地では沿道に直線的な建築物が張り付き、街路樹以外緑化されている箇所はほとんど見られない。	街路樹の列植	市街地における緑量不足
	住宅地を中心に沿道の美化や空地の緑化が行われており、美化や緑化をさらに推進することが期待される。	住民活動の展開	—
	市街地では広告類、郊外では野立看板類が乱立している。	—	看板類の乱立



荒地や遊休農地の放置



住宅密集と歩道未整備



沿道の雑草等の放置



景観になじまない構造物の存在



廃店舗の放置



枯松や道路付属物による景観の阻害

抽出した特長と問題点を、4つの地域資源と活動主体の別で整理し、対策の方針を示す。
また、課題の分野を3つに、さらに対策方針は以下の4つの手法に分類する。

《課題の分野》
道（みち：主に道路整備、交通アクセス等の課題）
郷（さと：主にまちづくり、地域活性化等の課題）
人（ひと：主に人材育成、活動主体等の課題）

《対策の方針》
まもる（良いものを維持し保全する）
なおす（悪いものを排除し改善する）
いかす（有るものを活用し高める）
つくる（無いものを新たに創出する）

表 2-4 地域資源等の課題の整理

地域資源	特長	問題点	現状で課題となる主要エリア	課題分野	課題及び主な対策方針	
自然・景観	自然環境が豊か、農地が豊富	自然環境の劣化の恐れ	全域	郷	まもる	自然環境の保全（維持・復元を含む）
		情報提供・案内誘導不足	特に表浜海岸へのアクセス道路	道	なおす	案内看板の改善（看板の設置、エントランス性の高い景観演出等）
	—	荒地や遊休農地の放置 農地からの土壌流出	全域（特に市境、市街地の周辺部）	郷	なおす	農地の管理と遊休農地の活用
	—	枯松等による景観の阻害	伊良湖岬～西ノ浜・和地、宇津江～高木 等	郷	つくる	松林の再生（枯松の伐採・除去と植樹）
	—	沿道の雑草等の放置	全域（特に国道 259 号の集落から離れた所）	道・人	なおす・いかす	草取りの推進（住民等の活動主体を活かした沿道管理の推進）
	—	廃屋や廃店舗等の放置	市街地周辺	郷	なおす	廃屋（または廃店舗）の活用と撤去進
	—	看板類の乱立	全域	郷	なおす	看板類の整序（不要な看板の撤去、統一看板への集約）
	—	電柱類等による景観の阻害	全域	道	なおす	電柱等の改善（景観や眺望への配慮）
	住民活動の展開	ゴミの不法投棄	全域	郷・人	いかす	清掃活動の推進（住民団体等の活動主体の活用して定例化）
	街路樹の列植	市街地における緑量不足	市街地	郷	つくる	緑量の向上（公共用地や民有地の緑化、沿道花壇への植栽・花植え等）
歴史・文化	歴史・文化資源が豊か	無秩序な宅地化・商店の立地進行	市街地周辺	郷	まもる	良好な住環境と農村景観の保全
		情報提供・案内誘導の不足	全域	道・郷	なおす・つくる	案内看板の改善、道の駅を核とした情報の発信
		文化等を鑑賞する機会の不足	全域	郷・人	つくる	歴史・文化を解説する機会の創出、“語り部”等の育成
体験・交流	体験・交流資源が豊か 積極的な情報発信と PR	情報の集約・周知の更なる推進	全域	郷	つくる	（情報ネットワークの形成等による）情報の集約とタイムリーな発信、道の駅を核とした情報の発信（多様な媒体や ITS の活用等）
	体験・交流資源が豊か	観光ニーズへの対応の遅れ	全域	郷	いかす	新たな地域資源の発掘と創出、既存資源の活用（観光ニーズへの対応）
	自然環境が豊か 各種産業が盛ん	新しい観光形態の導入の遅れ 自然解説者、指導者等の不足	全域	郷・人	いかす・つくる	新しい旅行形態（ニュー・ツーリズム等）の導入、既存資源の活用 “語り部”等の育成（ガイド、自然解説者、アドバイザー、指導者等）
	—	地元住民とふれあう機会の不足	全域	人	つくる	地元住民との交流の促進
	活用し得る多様な地域資源の存在	有効な地域資源の未活用	全域（特に宇津江～馬草口、表浜海岸等）	郷	いかす	新たな地域資源の発掘と創出（観光ニーズへの対応）
	ビューポイントの存在	視点場や観光拠点の整備不足	宇津江～福江、国道 42 号沿線	郷	つくる	ビュースポットの整備、休憩施設の整備
	集客力のある資源の存在	来訪者の季節変動	全域（特にフラワーパーク跡地等）	郷	いかす・つくる	既存資源の活用、新たな地域資源の発掘と創出
	連続性のある農村景観	変化に乏しい景観	全域（特に国道 42 号）	郷	まもる・つくる	農村景観の保全、体験・交流拠点や休憩施設の整備
施設・情報	道路整備の計画・構想	現時点でのアクセスの悪さ	全域	道	つくる	アクセス道路の改善（高規格道路と IC からのアクセス道路の整備）
	バス・レンタサイクル等の交通手段 の整備	レンタサイクル拠点・レンタカー等の 不足	全域	道	つくる	交通手段の利便性向上（菜の花バス・電車の運行本数の充実、レンタサイクル拠点の増設、レンタカーの整備等）
	—	広域連携の不足	全域	人	つくる	広域連携体制の構築
	—	景観になじまない構造物の存在	全域	道・郷	なおす	道路付属物の改修（景観等への配慮）、建築物の景観配慮
	—	住宅密集と歩道未整備による危険 歩道の連続性の欠如	江比間～高木、亀山～伊良湖岬、小塩津～和地、若見及び高松周辺	道	なおす・つくる	安心安全な歩道の整備、沿道の見通しの確保
	自転車道の整備	自転車道の未整備、安全性確保	国道 42 号、国道 259 号伊良湖周辺	道	いかす	自転車道の活用と整備
地域資源	特長	問題点	現状で課題となる主要エリア	課題分野	課題及び対策の方針	
活動主体	住民活動の展開	活動場所の偏り	全域	人	いかす	市民活動のネットワーク化（活動内容の情報共有と活動場所の平準化）

巻末資料

策定体制

基本構想の策定に関わる「渥美半島菜の花浪漫街道パートナーシップ会議」及び「渥美半島菜の花浪漫街道基本構想策定委員会」の概要を示す。

基本構想は、パートナーシップ会議の分科会である策定委員会が検討し、策定した。

表1 風景街道パートナーシップ会議の概要

名 称	渥美半島菜の花浪漫街道パートナーシップ会議	
設立目的	風景街道の目的に鑑み、渥美半島菜の花浪漫街道のめざす方向性や情報を共有し、事業活動を効果的に推進する組織として設立。（風景街道の登録要件でもある）	
構成団体	全 22 団体（下表に掲載）	
役 員	会長 鈴木 克幸（田原市長） 副会長 原田 実（田原市観光協会副会長）	
開催経緯	H19 年 9 月 26 日 ~ 10 月 12 日 11 月 1 日 H20 年 3 月 18 日	みちづくりパートナーシップ組織「渥美半島菜の花浪漫街道パートナーシップ会議」設立 みちづくりパートナーシップ組織を国に登録申請 風景街道として承認、認定 （基本構想策定委員会の設置） 第 2 回パートナーシップ会議の開催 （基本構想策定の承認）
組織構成	渥美半島菜の花浪漫街道パートナーシップ会議 組織構成図 【構成団体】 ・愛知県（道路管理者）・田原市（市・道路管理者） ・議会 ・農業委員会 ・校区総代会 ・商工会 ・青年会議所 ・道の駅 ・教育委員会 ・NPO法人 ・観光協会 ・JA ・警察 ・その他 ・構成団体相互の連携並びに情報共有 ・構成団体が目的（基本構想）に基づき活動 田原菜の花エコ推進協議会 ・菜の花エコプロジェクトの推進 分科会 基本構想策定委員会 ・構成員、オブザーバーにより組織 ・平成19年度に基本構想策定 現状把握 分析評価 方針設定 構想検討 など ※ テーマなどに応じ専門的分科会を設ける 事務局 庁内ワーキング組織 【田原市】 ・環境部エコエ推進室（事務局） ・建設部土木課 維持管理課 ・都市整備部街づくり推進課 公園緑地課 ・経済部商工観光課 農政課 ・営農支援センター ・農業委員会 ・教育委員会生涯学習課 ・庁内の情報交換 ・関連事業の調整 オブザーバー ・有識者（日本風景街道戦略会議委員） ・東海幹線道路調査事務所	

表 2 渥美半島菜の花浪漫街道パートナーシップ会議の構成団体

構成団体

	所 属	職 名	氏 名	備考
会長	田原市	市長	鈴木 克幸	行政・道路管理者
	田原市議会	議長	安田 幸雄	
	田原市教育委員会	教育長	瓜生 堅吉	
	愛知県東三河建設事務所	所長	伊藤 忠	道路管理者
	愛知県東三河農林水産事務所 渥美農業改良普及課	課長	中原 祥郎	
	愛知県田原警察署	署長	西川久二雄	
	田原市農業委員会	会長	菰田 明夫	
	特定非営利活動法人田原菜の花エコネットワーク	理事長	大羽 幸雄	
	田原市校区総代会	会長	田中 義道	
副会長	田原市観光協会	副会長	原田 実	
	田原市商工会	会長	鈴木 喜玄	
	渥美商工会	会長	渡会 一昭	
	田原青年会議所	理事長	大羽 哲治	
	愛知みなみ農業協同組合	代表理事組合長	伊藤 欣夫	
	愛知県農業経営士協会東三河支部田原分会	分会長	山浦 享見	
	田原市青年農業士会	会長	沢井 勝美	
	田原市 4 Hクラブ連絡協議会	会長	藤井 通仁	
	農村生活アドバイザー	会長	加藤みつ子	
	農村輝きネット・あつみ	会長	鈴木美智子	
	田原市生活学校	運営委員長	本多ちえ子	
	道の駅田原めっくんはうす	駅長	長神 隆士	
	道の駅伊良湖クリスタルポルト	駅長	間瀬 公博	

注) H19 年 9 月 26 日設立現在

表 3 渥美半島菜の花浪漫街道パートナーシップ会議のオブザーバー

所 属	職 名	氏 名
日本風景街道戦略会議委員 都市ジャーナリスト・日経広告研究所主席研究員		森野 美徳
東海幹線道路調査事務所	所長	長田 真一

注) H19 年 9 月 26 日設立現在

渥美半島菜の花浪漫街道パートナーシップ会議設置要綱

(目的)

第1条 渥美半島菜の花浪漫街道(以下「菜の花浪漫街道」という。)は、環伊勢湾地域における主要幹線としての道の機能や役割を再認識し、道を舞台に三河湾、太平洋などに囲まれた渥美半島の魅力や美しさを発見、創出するとともに、市民、事業者、行政などが協働して、景観、自然、歴史、文化、産業、エコエネルギー等の地域資源を活かした原風景を創成する運動を促し、地域の活性化及び観光振興に寄与することを目的とする。

(設置)

第2条 菜の花浪漫街道の事業活動を効果的に推進する組織として「渥美半島菜の花浪漫街道パートナーシップ会議(以下「パートナーシップ会議」という。)を設置する。

(定義)

第3条 「風景街道」とは、郷土愛を育み、日本列島の魅力・美しさを発見、創出するとともに、景観、自然、歴史、文化等の地域資源を活かした国民的な原風景を創生する運動を推進し、地域活性化、観光振興、美しい国土の形成を目指すものをいう。

2 「地域資源」とは、景観、自然、歴史、文化、体験、再生可能エネルギー施設等をいう。

3 「活動団体等」とは、田原市内において渥美半島の地域資源の保全や改善等に資する活動を行う団体及び個人をいう。

(風景街道の名称及びエリア)

第4条 田原市内に位置する国道42号、国道259号及びパートナーシップ会議で承認された道路を総称して「渥美半島菜の花浪漫街道」と称し、エリアは「田原市全域」とする。

(活動内容)

第5条 パートナーシップ会議は、菜の花浪漫街道に関して風景街道の目的を達成するため、次に掲げる活動を主として行う。

- (1) 基本構想、活動方針及び実施計画に関すること。
- (2) 菜の花や景観作物等による沿道や周辺地域、道路が一带となった美しい花街道風景の創出・拡大運動に関すること。
- (3) 美しく快適な道路空間の形成に関すること。
- (4) 地域活性化や観光振興などへの寄与に関すること
- (5) 道を舞台とした様々な主体のコミュニケーション、協働に関すること。
- (6) パートナーシップ会議構成団体間の連携及び情報の共有化に関すること。
- (7) その他、会長が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第6条 パートナーシップ会議は、会の目的に賛同する市民、事業者、行政、道路管理者等で構成する。

- 2 パートナーシップ会議は、必要に応じて分科会及び田原市役所庁内ワーキング組織を置くことができる。

(登録)

第7条 会の目的に賛同する団体、個人等は活動団体等としてパートナーシップ会議に登録する。

- 2 特定の政治的及び宗教的信条に基づく活動を行う団体並びに暴力団その他の反社会的活動を行う団体、その他会長が不適当と認めたものは、登録できないものとする。

(役員)

第8条 パートナーシップ会議に会長、副会長を置く。

- 2 会長は田原市長とする。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代理する。

(会議)

第9条 パートナーシップ会議は、必要に応じ会長が招集し、開催する。

- 2 会議の議事は、出席者の過半数の同意により決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 3 会長は、必要に応じ、会議にパートナーシップ会議以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第10条 パートナーシップ会議の事務局は、田原市役所環境部エコエネ推進室に置く。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップ会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月26日から施行する。

表 4 渥美半島菜の花浪漫街道基本構想策定委員会の概要

名 称	渥美半島菜の花浪漫街道基本構想策定委員会	
設立目的	渥美半島菜の花浪漫街道パートナーシップ会議設置要綱に規定する基本構想を策定するため	
構 成 員	全 13 名（下表に掲載）	
役 員	委員長 森野 美徳	
開催経緯	H19 年 11 月 27 日	「渥美半島菜の花浪漫街道基本構想策定委員会」設立
	H20 年 1 月 22 日	第 2 回策定委員会
	H20 年 2 月 21 日	第 3 回策定委員会
	（基本構想の策定）	

表 5 渥美半島菜の花浪漫街道基本構想策定委員

区 分	氏 名	職 名
学識経験者	森野 美徳	日本風景街道戦略会議委員 都市ジャーナリスト 日経広告研究所主席研究員
	寺本 和子	豊橋創造大学短期大学部教授
市民代表	木村 春雄	田原市校区総代会副会長 愛知県地域環境保全委員
各種団体	安田 和司	特定非営利活動法人田原菜の花エコネットワーク副理事長 田原市農業委員会農政委員長
	原田 実	田原市観光協会副会長 ㈱伊良湖リゾート代表取締役
	中神 享三	愛知みなみ農業協同組合代表理事専務
	中神 眞智子	田原市農業委員会農地副委員長 農村生活アドバイザー
	林 和彦	田原市社会教育団体連絡協議会会長 田原市文化協会会長 ふるさとボランティアガイドたはらの風
	鈴木 美智子	農村輝きネット・あつみ会長 田原市担い手育成総合支援協議会委員
	渡邊 ちぐさ	たはらエコ・ガーデン地域協議会委員 にんじんの会代表
行政	藤井 芳廣	東海幹線道路調査事務所調査課長
道路管理者	大野 富男	愛知県東三河建設事務所事業調整監
行政 道路管理者	林 勇夫	田原市建設部長

注）H19 年 11 月 27 日現在

表 6 庁内ワーキング組織の構成員

所 属	職 名	氏 名
田原市 建設部	部長	林 勇夫
田原市 建設部	技監	村田 裕昭
田原市 建設部土木課	課長	渥美 昌彦
田原市 建設部維持管理課	課長	河合 豊記
田原市 都市整備部	部長	讃岐 俊宣
田原市 都市整備部街づくり推進課	課長	鈴木 春男
田原市 都市整備部公園緑地課	課長	伊藤 茂紀
田原市 都市整備部公園緑地課	嘱託員	梶野 保光
田原市 経済部	部長	富田 美義
田原市 経済部	技監	土方 英二
田原市 経済部商工観光課	課長	菰田 敏則
田原市 経済部農政課	課長	鈴木 輝明
田原市 経済部営農支援センター	所長	山本 英俊
田原市農業委員会 農業委員会事務局	事務局長	鈴木 正三
田原市教育委員会 教育部	部長	福井 源作
田原市教育委員会 生涯学習課	課長	鈴木眞一郎

注) H20 年 1 月 9 日現在

表 7 事務局の構成員

所 属	職 名	氏 名
田原市 環境部	部長	山下 政良
田原市 環境部エコエネ推進室	室長	渡辺 澄子
田原市 環境部エコエネ推進室	室長補佐 兼計画推進係長	彦坂 真
田原市 環境部エコエネ推進室	計画推進係	横田 浩一

風景街道の登録ルートの概要

平成19年11月1日現在、中部ブロックで登録されている風景街道は以下の12ルートである。

表 8 風景街道登録一覧

登録番号	風景街道の名称	関連するブロックの登録番号
中部 - 第 1 号	日本風景街道「伊勢熊野みち」	
中部 - 第 2 号	ぐるり・富士山風景街道	関東 - 第 15 号
中部 - 第 3 号	二つのアルプスに抱かれた「信州伊那アルプス街道」	
中部 - 第 4 号	新しさからなつかしさ塩の道～中馬街道～	
中部 - 第 5 号	こころのふるさと“木曾路”中山道	
中部 - 第 6 号	飛騨地域風景街道	北陸 - 第 11 号
中部 - 第 7 号	渥美半島菜の花浪漫街道	
中部 - 第 8 号	信州みのわ花街道	
中部 - 第 9 号	古道ロマン「東山道」	
中部 - 第 10 号	“なごみの伊豆 なごみの道”風景街道	
中部 - 第 11 号	浜名湖サイクリングロード	
中部 - 第 12 号	飛越交流「ぶり・ノーベル出世街道」	北陸 - 第 7 号

出典：中部地方整備局ホームページ

平成 19 年 11 月 1 日現在



- 1 ぐるり・富士山風景街道は、関東と中部エリアを跨いで活動範囲が設定されています。
- 2 飛騨地域風景街道と飛越交流「ぶり・ノーベル出世街道」は、北陸と中部エリアを跨いだ活動範囲が設定されています。

出典：中部地方整備局ホームページ

図 1 中部ブロックの「風景街道」

平成19年4月20日の第四回日本風景街道戦略会議において、日本風景街道戦略会議 奥田委員長から冬柴国土交通大臣に提出された「日本風景街道の実現に向けて 提言」を添付する。

日本風景街道の実現に向けて
～美しい国土景観の形成を目指した国民的な運動を～
提言

日本風景街道戦略会議

— 目 次 —

はじめに	1
1. 日本風景街道の理念	3
1-1. 背景・ねらい	3
1-2. 目的	5
1-3. 運動方針	6
2. 日本風景街道を構成する要素	7
(1) 地域資源	7
(2) 活動主体	8
(3) 活動内容	9
(4) 活動の場	10
3. 日本風景街道の基本的な枠組み	11
3-1. 登録の枠組み	11
3-2. 評価の枠組み	12
3-3. 実施展開の考え方	13
4. 日本風景街道の枠組みの具体例	14
4-1. 登録	14
(1) 登録の体制	14
(2) 登録条件	16
(3) 活動支援メニュー	17
4-2. 評価	20
(1) 評価の考え方	20
(2) 評価の基準の考え方	22
おわりに	24

はじめに

戦後60年余、我が国の経済社会情勢は大きく変化した。戦後の廃墟から復興に立ち上がり、欧米諸国に追いつき、追い越すことを目指し、その結果、高度経済成長期を経て、我が国は亜細亜はもとより世界の経済大国として大きな飛躍を遂げ、国民生活は「豊かさ」を享受できるまでになった。

しかし、21世紀を迎えた今、大きな構造変化に直面している。国内的には、急速な高齢化・少子化の進展、本格的な人口減少社会の到来、世界的には、中国の経済躍進に象徴されるような東アジア諸国の目覚ましい経済成長・社会の発展、さらには経済のグローバル化の進展など、我が国を取り巻く情勢は様変わりした。このため、21世紀の日本がより成熟した、持続可能な経済社会となるための今後の国土のあり方について考えるべき時期にきている。

我が国の国土は、先進諸国の中でも特有の構造を持っている。南北に長く延びる日本列島、その中央に急峻な山脈が連なり、そこからいくつもの河川が海に流れ込み、変化に富んだ長い海岸線、美しい島々を有し、北海道から沖縄に至る亜寒帯から亜熱帯までの気候の中で、多様な動植物が育まれ、「雪、月、花」という言葉に代表される変化に富む四季や美しい自然に恵まれてきた。

美しい国土づくりは二千年に及ぶ稲作文化を中心に行われ、厳しい地形、変化する自然条件に立ち向かい、あるいはその恵みを享受しながら、自然、景観、食文化などの地方独自の風土にまつわる多様な地域文化が培われるとともに、それらが有機的につながり我が国特有の国土文化が形成されてきた。

このような我が国の特徴は、「気候的にも地形的にも、こんなに豊かな変化に富み、こんなデリケートな自然をはぐくみ、その中に生きる人間が、こんなにラッキーな歴史を経てきた島、というのは、世界じゅうさがしても、ほかになかった。」という、ある小説⁽¹⁾の中で死を前にした老人の言葉として描かれている。

我が国を取り巻く様々な環境変化のもとで、効率性や競争力を求める方向への圧力が増す中、狭い経済原理中心の流れになっていくと、都市部を中心に積極的な投資が行われる一方で、投資効果の小さい地方部では、過疎化や高齢化、地域経済の疲弊化、地域コミュニティの崩壊などが懸念される。国全体の防災等の安全性や自然環境の荒廃の面でも重大な問題となることが懸念される。我が国の国土文化は崩壊の危機に直面しているとも言える。

国民の意識は大きく変化しようとしている。「ロハス」、「スローライフ」、「エコツーリズム」、「グリーンツーリズム」等の言葉に代表されるように、ゆとりや安らぎ、さらには心の豊かさを求める意識や、美しい自然、景観や文化芸術、歴史、穏やかな人々の営み等への関心が高まってきている。その結果、都市部では、古い街並みの保存、暮らしの場としてのゆとりの創出、都市景観への配慮、ユニバーサルデザインへの関心が高まり、また、地方部では、観光・地場産業・農林水産業などの分野で地域独自の資源を魅力のあるものとして活用する動きが出はじめており、その動きは都市部からも注目されている。今後、都市と地方が最適な役割分担により、共存、共栄でき、安心、安全で真に豊かで美しい我が国の国土を形成していかなければならない。

近年、市民意識の高まり、価値観の多様化等により、従来行政が担ってきた範囲にとどまらない「公」の役割を、地域住民、NPO、企業等が担うなど、協働の動きが各地で広がってきている。

日本風景街道戦略会議ではこれらの国土をめぐる大きな流れを受け止め、国土文化の再興の仕組みのひとつとして、道を舞台に、多様な主体による協働のもと、地域資源を活かした多様で質の高い風景の形成、地域の活性化、観光の振興を図る新たな仕組みを構築すべく、約一年半にわたって調査・議論・検討を重ねてきた。そして、ここに「日本風景街道の実現に向けて」を提言するに至った。

今後、日本風景街道が、国民的な運動として拡がり、定着し、発展することにより、我が国の国土が本来持っている魅力の再興に大きく貢献していくことを強く期待する。

平成19年4月20日

日本風景街道戦略会議 委員長

奥田 碩

1. 日本風景街道の理念

1-1. 背景・ねらい

(背景)

我が国では、古来より、自然、街並景観、清流、潮流、流域、里山、温泉、農林水産、食、礼・もてなしなど風土にまつわる多様な地域文化が培われ、国土文化を形成してきた。

そのなかで、道は、地域コミュニティの創出の役割や、人や物、文化交流を促し、新たな文化の創出や地域アイデンティティの形成など、我が国の地域文化の醸成の一翼を担い、いわば、国土文化の編集装置としての役割を果たしてきた。

しかしながら、高度経済成長を経て、都市的な効率性優先の文化に偏った社会構造へと変化していった。その結果、様々な地域文化はその姿を失い、地域コミュニティの消失など我が国の国土文化も崩壊してきている。

このような状況のもと、今まさに、行政と連携した市民、企業、NPO等による、地域の資源、個性を活かした国土文化の再興が喫緊の課題となっている。

一方、社会の成熟とともに、地域コミュニティの形成やまちづくりにおいて、道と地域との関わりはより複雑に変わり始めている。

さらに、生活の豊かさとともに、「量的拡大」から「社会の質」、「生活の質」を求める価値観へ転換したことにより、景観や環境などと調和した魅力ある国土文化への国民的な関心が高まっている。

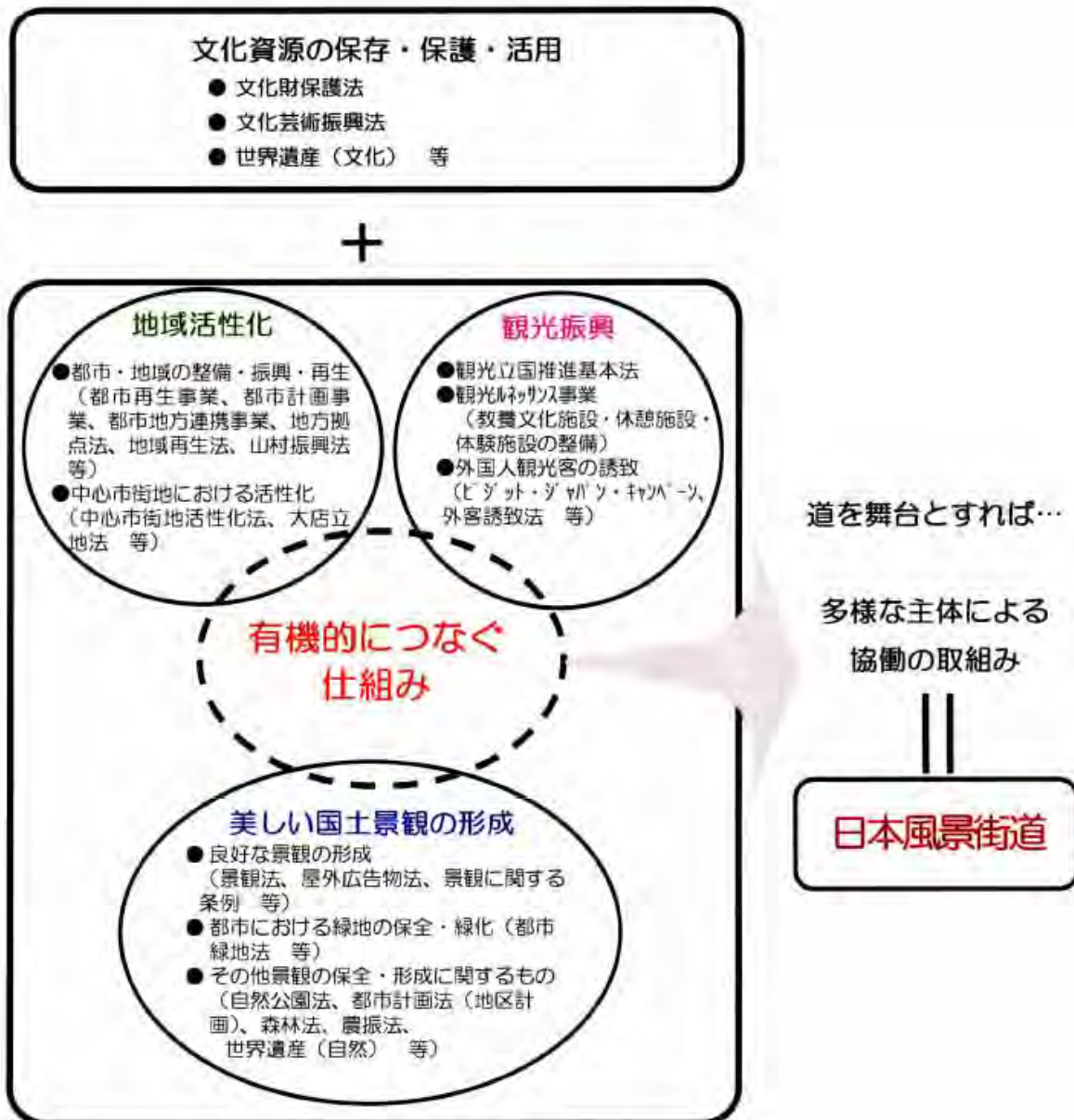
(ねらい)

国土文化の再興は、「文化資源の保存・保護・活用」のみならず、「美しい国土景観の形成」や、「地域活性化」、「観光振興」等の様々な分野の政策が複合的に実施されることによって、達成されるものであり、これらの政策を有機的につなぐ仕組みが必要である。

本提言では、道を舞台にその仕組みを構築すべく、国民的な運動として、地域の自主性のもとづく多様な主体による協働の取組みを行う日本風景街道を提唱する。

<参考 1>

国土文化の再興に向けて



1-2. 目的

日本風景街道の目的は、郷土愛を育み、日本列島の魅力・美しさを発見、創出するとともに、多様な主体による協働のもと、景観、自然、歴史、文化等の地域資源を活かした国民的な原風景を創成する運動を促し、以って、地域活性化、観光振興に寄与することである。これにより、国土文化の再興の一助となる。

① 道を舞台とした双方向コミュニケーションによる多様な主体による協働の取組み

地域住民、NPO、町内会・自治会、企業、大学関係者等と行政が、交流会やワークショップの開催等の双方向コミュニケーションを通じ、道を舞台として、多様な主体による協働の取組みを進める。

その際、道は地域全体のものであり、本来地域全体で守り育てるものという意識のもと、多様な主体による、様々なニーズに応じた、きめ細やかなサービスの提供を実現する。

② 沿道や周辺地域と道路が一体となった美しい国土景観の形成

無電柱化、看板の整序、景観に配慮した道路の整備等、美しくない景観を改善するとともに、地域に根ざした景観、自然、歴史、文化や地域独自の様々な体験・交流等の地域資源を活かした質の高い風景を形成する。

また、美しく、快適な歩行者空間、緑陰や並木のある道路を整備するとともに、歴史のある橋梁や街路などの保全、田園・山林風景の維持を行う。

③ 地域活性化への寄与

地域の歴史遺産や自然を活かした魅力ある地域づくり、伝統的な農村風景、街並みの保全等の取組みを地域の人々が連携して行うことにより、地域アイデンティティの成熟や地域コミュニティの再生・促進を図る等、道の役割を発揮することで、地域活性化（地域の魅力向上、雇用創出、文化生成等）に寄与する。

④ 観光振興への寄与

道路と沿道が形成する観光資源の整備、観光地の再開発、観光に寄与する情報発信、観光拠点へのアクセス向上等により、個人旅行者、外国人などに代表される観光ニーズの多様化に対応することで、都市と農村との交流が図られる等、人々の交流が拡大することにより観光振興に寄与する。

1-3. 運動方針

日本風景街道は、地域住民、NPO、企業、行政等の多様な主体による協働のもと、美しく質の高い風景を形成する運動である。

これを国民的な運動にまで広げるためには、この運動に参加する全ての主体は、以下の4つの方針で取り組むべきである。

方針1 『全国に運動を広げること』

多くの地域が日本風景街道に参画し、全国各地に美しい風景を広げるとともに地域コミュニティの再生を目指す運動。

方針2 『多様性を確保すること』

景観、自然、歴史、文化等の地域の資源を活かし、多様な風景の形成を目指す運動。

方針3 『さらなる質の向上を図ること』

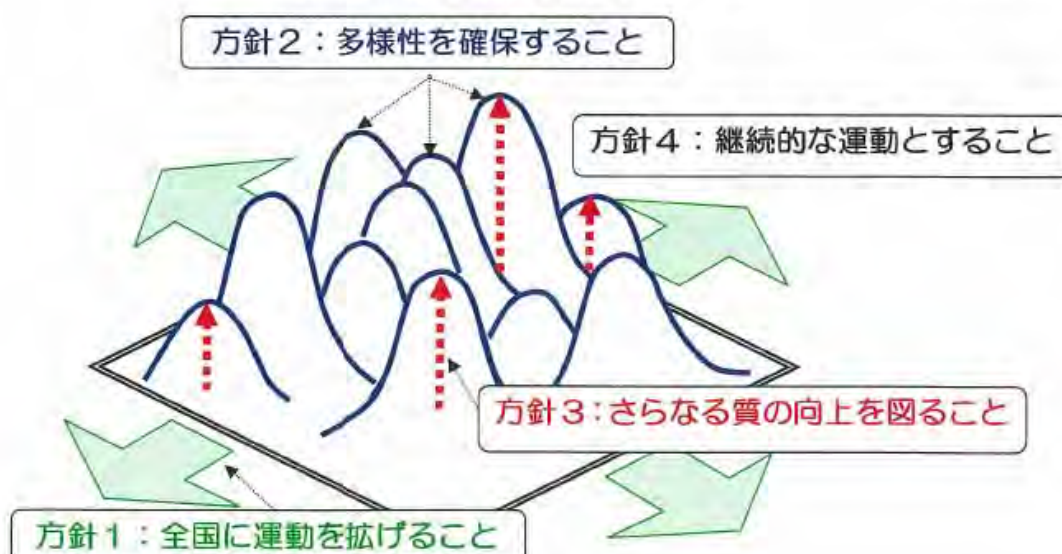
個性ある地域資源に磨きをかけ、そこに暮らす人々が誇りを持ち、訪れる人を魅了する、世界に対して発信できるような質の高い風景の形成を目指す運動。

方針4 『継続的な運動とすること』

一過性で終わることのない、息の長い運動。

<参考2>

日本風景街道の運動方針イメージ

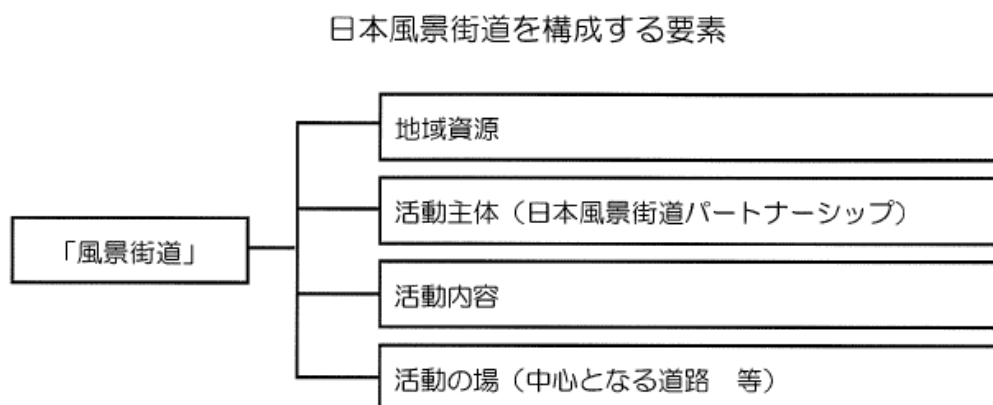


2. 日本風景街道を構成する要素

日本風景街道とは、道路ならびにその沿道や周辺地域を舞台とした多様な主体による活動そのものや、その活動によって形成される地域の資源を活かした多様で質の高い風景などを包含した概念である。

日本風景街道を構成する要素としては、地域資源、活動主体、活動内容、活動の場があり、ここでは、それらを総称して「風景街道」と言う。

<参考3>



（1） 地域資源

多様で質の高い風景を形成するためには、景観資源、自然資源、歴史資源、文化資源等、様々な地域資源を幅広く活用することが効果的であり、日本風景街道を構成する地域資源としては以下のものがある。

① 景観資源

街並み・沿道景観を形成する資源、人工物（橋梁、堰等）、ランドマーク、夜景、水辺、港、棚田、田畑 等

② 自然資源

世界遺産、ラムサール条約、国立・国定公園、自然公園、花鳥風月、森、地質、生物固有種、気候、山岳、海岸海洋、川、池・湖、動植物、渓谷、森、雪、滝、岩石、砂丘、峠、山道 等

③ 歴史資源

街道史（旧道・古道）、歴史的人物、寺社仏閣、遺跡・史跡、老舗、歴史的建築物、記念碑、宿場町、産業遺産、伝統的建造物群保存地区 等

④ 文化資源

世界遺産、重要文化財、登録有形文化財、民話、伝統芸能、祭り・行事、文化人、芸術、食文化、異国文化、精神文化、闘牛 等

⑤ 体験・交流資源

レクリエーション施設、体験・交流施設（体験農場等） 等

⑥ 施設・情報資源

道の駅、宿泊施設・休憩施設、温泉、市場、屋台、商店街、地場産業、特産品、交通結節点、高速道路、情報提供施設等、展覧会、
地域とのアクセス手段（鉄道、路面電車、バス、新幹線、船舶等）、
エリア内を巡る手段（レンタカー、バス、バイク、自転車、徒歩、船舶等） 等

（２） 活動主体

日本風景街道の活動として考えられる、景観の改善や地域資源の活用による個性的な景観の形成、伝統的な農村風景・街並みの保全、観光に寄与する情報発信等は、地域と行政が一体となって行うものである。

そのため、「風景街道」毎に「活動に応じて必要な組織（地域住民、NPO、町内会・自治会、企業、大学関係者、警察、市町村等の地方公共団体等）」と「道路の管理者」で体制を作り、活動を実施することが必要である。

なお、ここではこの体制を「日本風景街道パートナーシップ」と呼ぶが、これは組織の概念を示した言葉であり、個々の具体の名称、構成員については活動主体の判断に委ねるものとする。

<参考 4>

日本風景街道パートナーシップ



※「風景街道」毎に設置

(3) 活動内容

日本風景街道の活動は、テーマを持って質の高い風景を形成するためのものであり、以下のものがある。

① 道路での活動

植栽、植栽の保全、道路清掃活動、占用物件・交通管理施設の景観管理、バスベ이의整備、バス停の整備・改良、自転車道の整備、歩道橋・地下歩道の整備、道路の拡幅・延伸事業、道路の補修、路肩・路側の整備、カラー舗装の整備、ガードレールの見直し、街灯の整備、電柱・電線の撤去、駐輪・バイク等の取り締まり強化、古道・旧道の発掘、I C整備、ウェルカムゲートの設置 等

② 沿道や周辺地域での活動

地域資源（街並み、人工物、自然資源、寺社仏閣、伝統芸能、芸術、法指定資源等）の保存、マーケティング調査、公園・田畑・山・森林・川の維持・管理、民地内遊歩道等への柵の設置、民地内樹木等の伐採、レクリエーション施設・体験・交流施設の整備、宿泊施設・休憩施設の整備、商業施設（売店等）の設置、地域特産物の生産、地域オリジナルの商品開発、企業とのタイアップ商品の開発、開発した商品の販売・地場産物の実演販売、観光案内所・コールセンターの設置、観光・地域情報の提供、空き家の再生、シャトルバス・ツアーバスの運行、体験イベントの企画、周遊ルートの設定、ガイドツアーの開催、スタンプラリーの開催、ボランティアガイド・語り部の育成、地域通貨の発行、マナーブックの作成、エコエネルギー・リサイクル活動、もてなしの心を持った活動（おもてなしカードの作成等）、教育（生涯教育、防災教育、自然教育等、案内等の外国語対応等）、緑のアレンジメント 等

③ 道路ならびにその沿道や周辺地域での活動

○ ハード的活動

アクセスの改善、駐車場の整備、道の駅の整備、歩行者道・遊歩道の整備（フットパス、散策路を含む）、案内看板の整備、マルチトレイル（トレッキング、ウォーキングトレイル、サイクリングロード）、駐輪場の整備、バリアフリー化の実施、セットバック・軒下の半公共化、トイレの設置、ベンチの設置、ポケットパークの整備、レンタサイクルの拠点整備、ビューポイントの整備、情報提供端末・光ファイバーの整備、除雪作業 等

○ ソフト的活動

道路景観診断、先進取組事例調査、現況調査・資源発掘調査、ワークショップ等の開催、交流会等の開催、NPO 法人等に対する助成等の支援事業、NPO 法人等の育成、人材の育成、地域ファン倶楽部の設立、デザインの統一、道路・交通情報の提供、「とるば」の設置・情報提供、地域条例・ガイドライン・地域ルール等の制定、看板設置等の規制、広告看板の撤去、広報・PR活動、オープンカフェ、フォトコンテスト等のイベントの開催、ガイドマップの作成、ガイドブックの作成、パーク アンド ライドの導入、交通処理の検討 等

(4) 活動の場

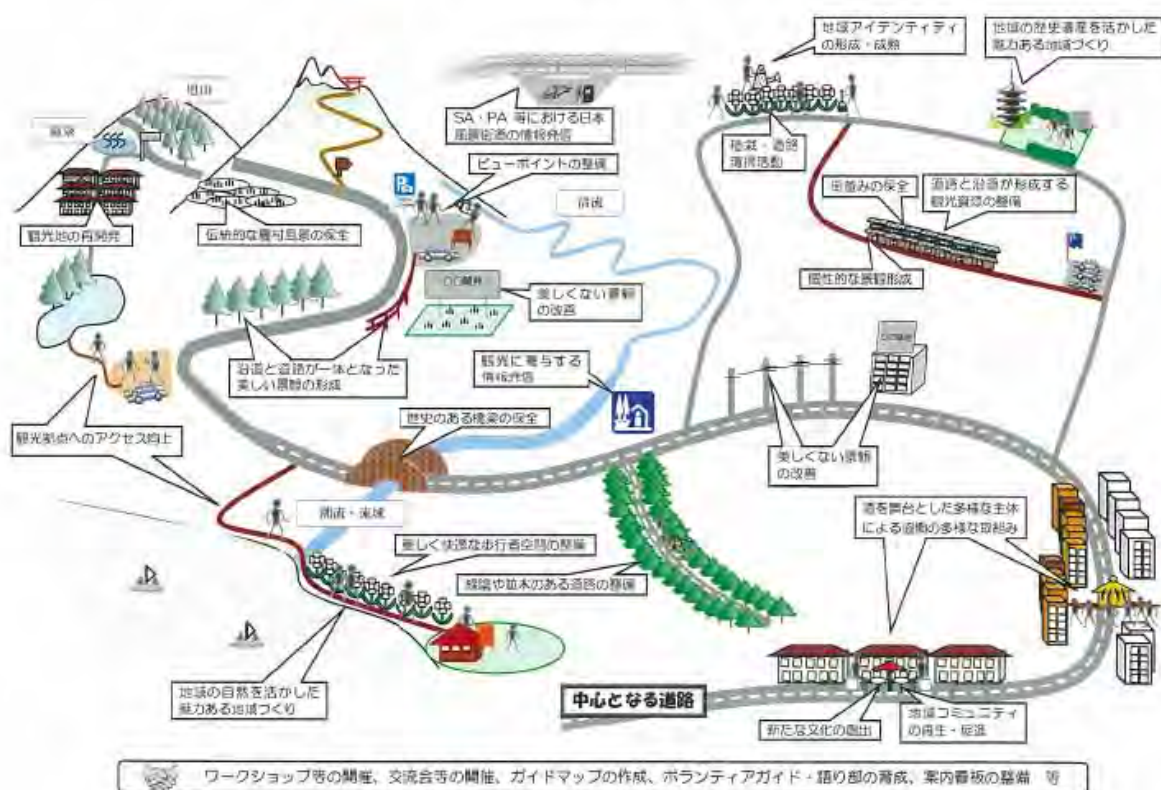
日本風景街道の活動の場は、活動主体がテーマを持って質の高い風景を形成する場という側面、「風景街道」を訪れる人がドライブや散策を楽しむ場という側面、「風景街道」で暮らす人が生活し、働く場という側面など、様々な側面があり、これらを考慮した適切な活動の場の範囲を設定する必要がある。

この活動の場は、道路ならびにその沿道や周辺地域である。これは、「中心となる道路」によって代表される。

なお、道路は、海や川を介してつながる場合もある。

<参考5>

日本風景街道のイメージ



※「風景街道」は、国土交通省で商標登録を出願中

3. 日本風景街道の基本的な枠組み

日本風景街道の推進は、日本風景街道パートナーシップが自主的に行うことが大前提である。ただし、これを国民的な運動として長く定着させるためには、それを支援していく枠組みが必要である。

支援を行う枠組みとしては、様々なものが考えられ、その検討にあたっては、日本風景街道の運動方針を踏まえる必要がある。

『全国に運動を拡げること』『多様性を確保すること』『継続的な運動とすること』の運動方針を実現するためには、各「風景街道」に対しできる限り門戸を開き、きめ細やかな支援を実施する枠組みが必要である。

一方、『さらなる質の向上を図ること』の運動方針を実現するためには、ブランドの確立の観点から質の高さを求める枠組みが必要である。

日本風景街道の4つの運動方針を実現していくためには、その性格の異なる2つの枠組みを効果的に組み合わせて運用することが必要であり、ここでは、以下の2つの枠組みを提言する。

なお、あわせて、国民的な運動としての認識を醸成し、さらにその認識を共有していくため、運動の象徴としての統一的なロゴを作成、使用することを提言する。

3-1. 登録の枠組み

『全国に運動を拡げること』『多様性を確保すること』『継続的な運動とすること』の運動方針を実現するためには、個々の活動に対し必要に応じたきめ細やかな支援が重要である。

このため、地域の実情により詳しい地方ブロック毎で、行政と企業等が連携して、必要に応じたハード・ソフトの支援を行う枠組みを構築することが必要である。

また、このような支援は日本風景街道パートナーシップの求めに応じて検討されるものであることから、日本風景街道パートナーシップが自主的に「風景街道」の申請を行い、それを登録し、その登録にもとづき支援が実施される枠組みが適当である。

そのため、登録や活動を支援するために、地方ブロック毎の行政、民間からなる体制を整備する必要があり、運動のスタート時点であることを考慮すれば、国が中心となって体制整備を行うことが望ましい。その際、活動主体に対する相談窓口の設置も必要である。

具体の枠組みの構築にあたっては、以下の課題があり、地方ブロック毎の実情を踏まえながら、国において詳細な検討を行うべきである。

① 体制のあり方

- 行政と企業等の連携のあり方
- 地方ブロックの考え方（地方毎、県毎）

② 登録条件の内容

- 多くの「風景街道」が参画できる緩やかな条件
- 継続性を担保する最低限の制約条件

③ 活動支援メニュー

- 地方ブロック毎の支援メニュー
- 全国的な観点からの支援メニュー

3-2. 評価の枠組み

『さらなる質の向上を図ること』の運動方針にもとづき、日本風景街道の理念、構成する要素に合致した世界に対して発信できるような質の高い風景については、ブランドの確立を図るとともに、「風景街道」の優れた資源やサービス等の特徴を重点的に広報する等の支援が重要である。

このため、登録された「風景街道」の中から、地方ブロックの推薦のもと、活動主体の自主的な意志にもとづいた申請に応じて、支援にふさわしい「風景街道」を評価する枠組みが必要である。なお、重点的な広報等の支援は日本全体の観点から行うものであることから、その評価は全国単位で実施することが適当であり、評価方法は国の関与のもとで検討されることが望ましい。ただし、評価を実際に行う主体は公平性を担保できる中立的な組織として、民主体の第三者機関とすべきである。

具体の枠組みの構築にあたっては、以下の課題があり、それらを踏まえながら、今後、検討主体も含め、経済界等の協力を得つつ、国において検討を行うべきである。

① 評価を申請する最低限の条件の内容

② 評価方法

③ 民主体の第三者機関の設立

④ 重点的な広報等の支援メニュー

⑤ 評価の基準の考え方

- 質の向上を目指すインセンティブとなり、ブランドが確立できるような条件

3-3. 実施展開の考え方

全国各地で、「未知普請」「道守九州会議」「全国みちづくり女性団体交流会議」等の活動が展開されており、その中には日本風景街道の理念に合致していると思われる活動が既に数多くあることから、日本風景街道の枠組みはでき得るかぎり早く構築することが必要である。

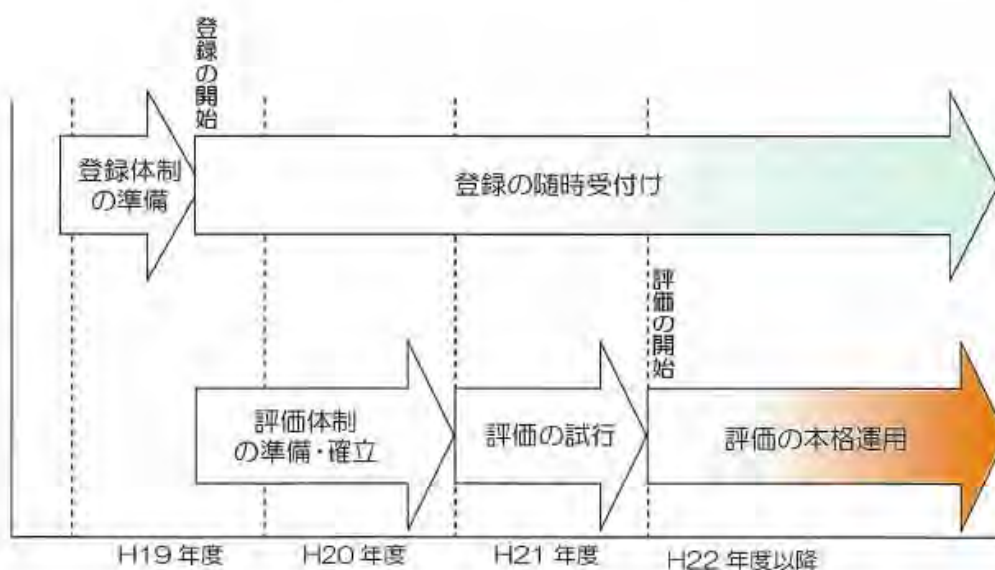
しかしながら、評価の枠組みを構築するためには、実際の活動状況や熟度を踏まえた詳細な評価基準の作成が必要であり、その検討には、試行を含め数年を要する。

一方、世界に対して発信できるような質の高い風景という観点では、さらに改善の余地が見受けられ、「風景街道」の熟度の醸成が求められている。

したがって、日本風景街道の枠組みは、登録の枠組みを先行して構築し、概ね3年後を目途に評価の枠組みを構築することが妥当である。

<参考6>

日本風景街道の実施展開



4. 日本風景街道の枠組みの具体例

「3. 日本風景街道の基本的な枠組み」に従い、現時点で考えられる日本風景街道の枠組みの具体例を以下に示す。

4-1. 登録

登録の枠組みを構築するためには、登録の体制、登録条件、登録された「風景街道」への活動支援について決定しておく必要がある。

なお、「風景街道」の登録は地方ブロック毎に行い、その名称に「風景街道」という言葉を入れることとする。例えば、登録を地方毎に行う場合は、東北地方で登録された「風景街道」は「東北風景街道」と呼ぶことが考えられる。

また、地方ブロックを跨る「風景街道」については、いずれかの地方ブロックで登録を行えば、自動的に他の地方ブロックでも登録されるようにすべきである。

(1) 登録の体制

日本風景街道パートナーシップから求められる活動支援は、日本風景街道パートナーシップの運営から公物の景観管理、地元広報・PR活動まで多岐にわたることが想定されるため、活動支援を実施する組織も行政から民間まで多岐にわたることが想定される。

登録を受け付ける組織は、日本風景街道パートナーシップの要望を的確に処理することが求められるため、地方ブロック毎に行政、民間からなる協議会（以下、「協議会」という。）を設置することが適当である。行政としては、地域の実情に詳しい都道府県・政令市ならびに地方整備局等である。民間については、民間の意向で決まるものであり、協議会の活動に貢献する意志と能力を有する企業や団体等が望ましい。

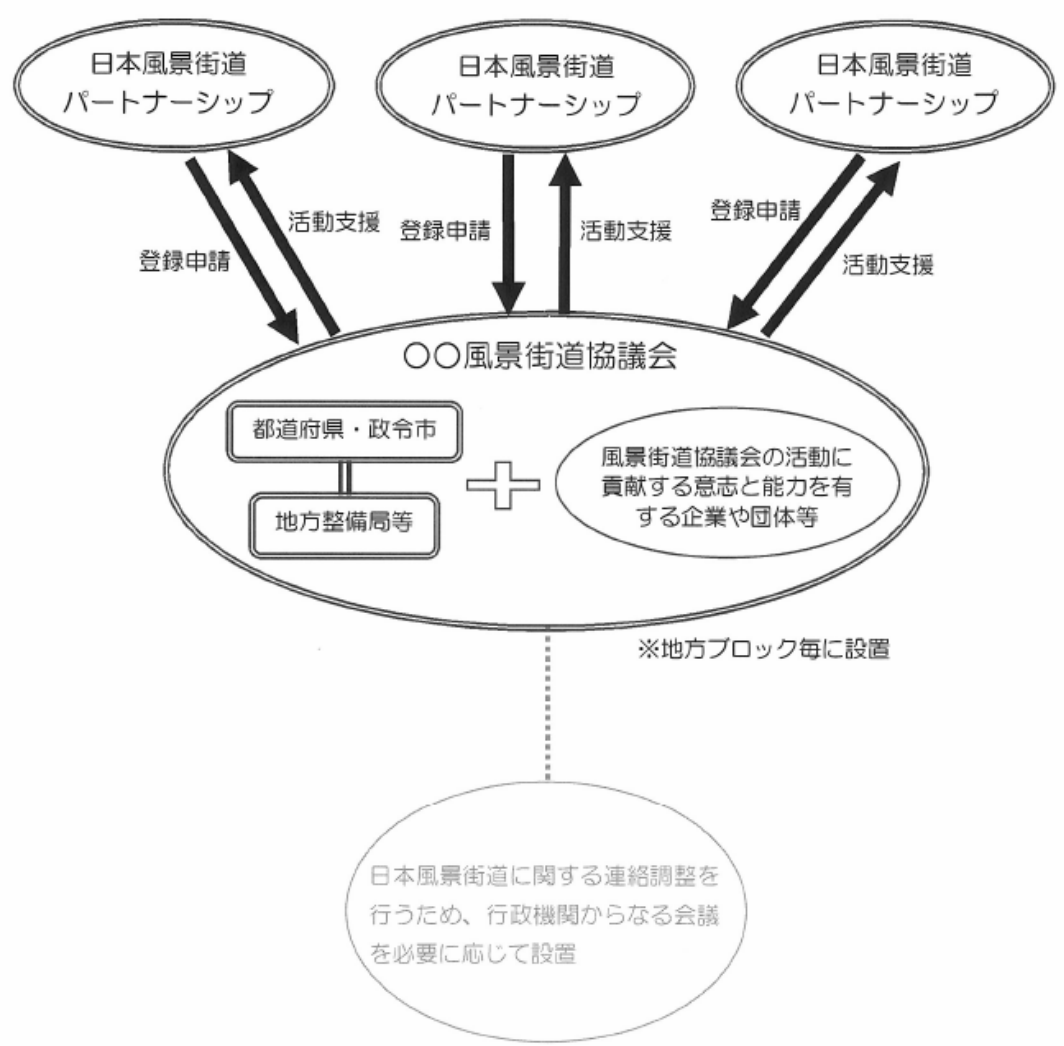
その際、協議会には、構成組織の人員から成る事務局を設置し、地域の人材を活用しつつ、活動主体に対する相談窓口を開くことが必要である。

このような体制の整備は、運動のスタート時点であることを考慮すれば、国土交通省の地方支分部局である地方整備局等が中心となって行うことが望ましい。

なお、協議会の名称としては、例えば、東北地方で組織した協議会は、「東北風景街道協議会」と呼ぶことが考えられる。

また、活動支援の対象は、自然公園や漁港、農用地、農道、森林等幅広いものとなることが十分に想定されるため、日本風景街道に関する連絡調整を行う行政機関からなる会議を必要に応じて設置することが望ましい。

登録の体制



（２） 登録条件

（考え方）

「風景街道」の登録を地方ブロック毎に行う場合には、地方ブロック毎に設置された協議会が、その戦略やテーマにもとづき、登録条件を定めることとなる。その場合にあっては、国民的な運動を実現するための、全国共通の登録条件は必要となる。

全国共通の登録条件としては、『全国に運動を拡げること』『多様性を確保すること』の運動方針にもとづき、多くの地域が日本風景街道に参画できるような緩やかな条件にすることや、『継続的な運動とすること』の運動方針にもとづき、継続性を担保する最低限の制約を課す条件にすることが望ましい。

なお、登録後、登録条件を満たさないことが確認された場合、その旨を通知し、その後も満たされていない場合には、登録を取り消すべきであり、そのため、協議会は、適宜、日本風景街道パートナーシップから活動報告を受けることも必要である。

（登録条件）

全国共通の登録条件としては、以下の４条件とする。

- ① 日本風景街道パートナーシップが組織されていること
(注) 暴力団その他の反社会的活動を行う団体は除外すること
- ② 2. (1) で示した日本風景街道の地域資源のうちいずれか一つ以上の資源を申請された「風景街道」に有していること
- ③ 日本風景街道パートナーシップが日本風景街道の理念に賛同し、それらに合致した活動を継続的に実施していること
(注) 特定の政治的及び宗教的信条にもとづく活動を行わないこと
- ④ 申請された「風景街道」に「中心となる道路」が存在していること

(3) 活動支援メニュー

登録された「風景街道」への活動支援は、日本風景街道パートナーシップの求めに応じ、「風景街道」の成熟度、必要性を踏まえ、協議会で、各々の「風景街道」毎に具体的な支援内容、支援方法、規模等が検討されることとなる。

なお、構成組織等、地方ブロック毎で協議会の実情も異なることから、国において、全国的な観点からの支援も、「風景街道」の実情に応じて検討することが必要である。

また、行政では支援が困難な活動も多々想定されるため、民間からの支援の充実を図るためのサポート組織の体制の強化も協議会で検討していかなければならない。

具体的な活動支援のメニューとしては、以下のものが考えられる。

① 地方ブロック毎の支援メニュー例

○ 人的支援

- ・日本風景街道パートナーシップの運営
- ・勉強会、研修会、ワークショップの開催
- ・現況調査・資源発掘調査などの自己点検活動 等

○ 制度的支援

- ・本国会で改正された道路法の活用
- ・景観法の積極的な活用 等

○ 多様な主体による協働の取組みを通しての支援

(施設整備)

- ・無電柱化の重点的な推進
- ・植栽の整備、道路清掃活動、路側・路肩の整備、ガードレールの見直し、案内看板の整備、ポケットパークの整備、ビューポイントの整備、「とるば」の設置・情報提供 等

(情報発信)

- ・観光に寄与する情報発信
- ・ガイドマップ、ガイドブック、パンフレット、HP等による地元広報・PR活動
- ・ボランティアガイド・語り部等の育成 等

(その他)

- ・屋外広告物の整序・取り締まり
- ・公物の景観管理
- ・地域資源の保存
- ・後継者づくり等の人材の育成
- ・各々の「風景街道」間の情報交換、連携の調整 等

② 全国的な観点からの支援メニュー例

- ・財政的な支援
- ・ロゴの使用
- ・各種活用可能な制度・事業に関する情報提供
- ・人材、専門家等の情報提供
- ・先進事例のノウハウに関する情報提供 等

<参考 8>

日本風景街道のロゴの使用について

1. 登録された「風景街道」は、日本風景街道のロゴを使用可能

(地域独自のロゴの併用も可能)

2. 使用基準

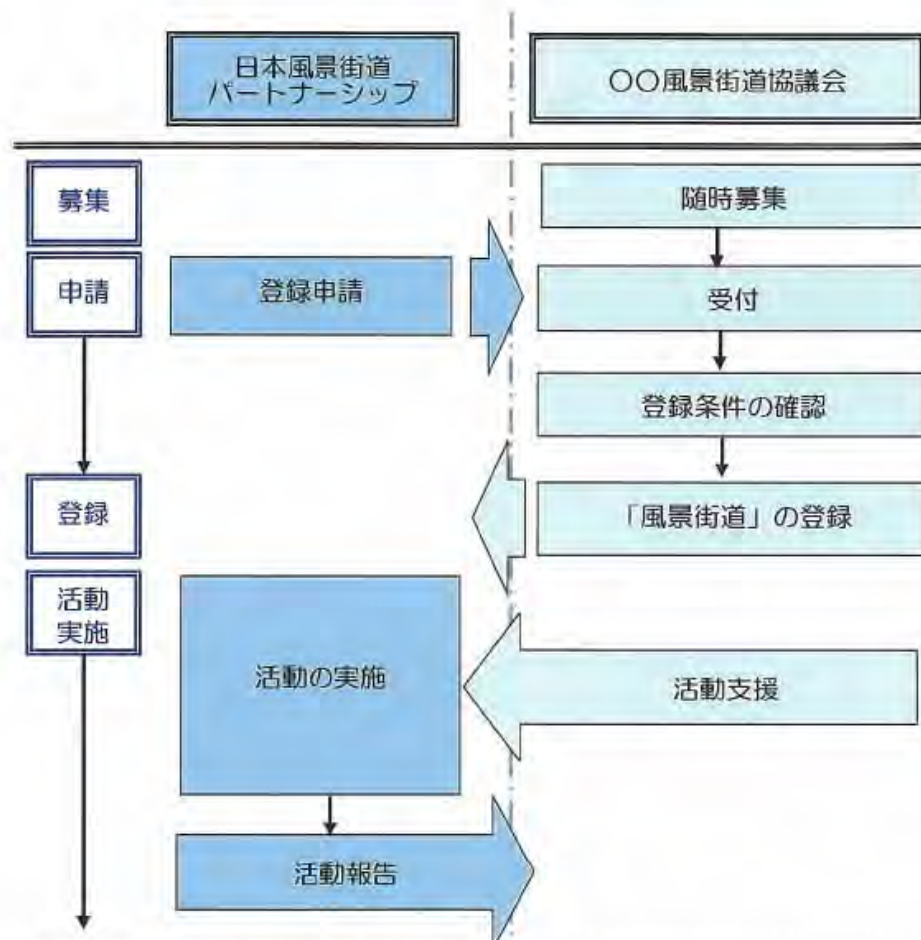
日本風景街道のロゴは下記に示すもの（無償のものに限る）に対し使用可能

- パンフレットやチラシ、雑誌、マップ等の広報媒体
- バッチや名刺等の日本風景街道に参加していることを示す用途に使用するもの
- 帽子、Tシャツ、ジャンパー、ゴミ袋等の日本風景街道の活動中に身に付ける若しくは使用するもの

(注) 以下のものに対するロゴの使用は禁止

- 標識や看板、モニュメント等の不動産
- 営利を目的としたグッズ 等

登録の手続きの流れ



(注) 日本風景街道の制度設計のために既に応募されたルートに登録手続きについて

- ・ 日本風景街道の制度設計のために、全国から応募があった72ルート（その後、3ルート追加）の中から、41ルートについて、戦略会議が現地視察による重点的な調査を実施するとともに、地方整備局が全ルートの調査を実施
- ・ 応募のあったルート等のご協力により、今後活動を継続的に実施するための最低限の条件と地域の魅力を向上するための評価基準の考え方を把握
- ・ これら75ルートに対しては、戦略会議で検討された登録条件を明示し、各活動団体の日本風景街道に対する参加意志を再確認
- ・ 日本風景街道への参加意志がある場合は、再度、登録申請していただき、登録条件を満たしているルートを「風景街道」として登録

4-2. 評価

評価の枠組みについては、概ね3年後を目途に構築する予定としている。一方、評価を受けることを希望する日本風景街道パートナーシップに対して、「風景街道」の登録後から評価の枠組みが運用されるまでの間の活動の指針を明示することが、重要であることは言うまでもない。

評価の枠組みの検討主体が決まっていない段階ではあるが、将来の目標を明確にするため、日本風景街道戦略会議として想定される評価の考え方、評価の基準の考え方を以下に示す。

(1) 評価の考え方

評価は、日本風景街道の理念、構成要素に合致した世界に対して発信できるような質の高い風景について、ブランドの確立を図るとともに、「風景街道」の優れた資源やサービス等の特徴を重点的に広報する等の支援を行うために実施するものである。

そのため、評価を申請する「風景街道」は、最低限の申請条件を満たすことが望ましい。

また、評価にあたっては、各「風景街道」の理念・活動が多様であるという観点、継続的な質の向上を促す観点、評価の信頼性を確保する観点から、その方法を検討すべきである。

(申請条件)

最低限の申請条件としては、以下の3条件が考えられる。

- ① 一定期間（例えば、数年程度）の活動実績があること
- ② 風景街道憲章を策定していること

(注)「風景街道憲章」とは、日本風景街道パートナーシップが活動する上での目標を明確にするため、構成員の総意にもとづき、各「風景街道」の理念、目的、活動の方針等を取りまとめたもの。

- ③ 活動の場が一定の範囲の拡がり（例えば、「中心となる道路」の延長が一定以上あること）を持つこと

(評価の方法)

評価は、公平性を担保できる中立的な組織が複数のテーマを設定し、そのテーマ毎に実施することが考えられる。その際、評価の結果は、複数のレベルで表示することが望ましい。

① テーマの設定

評価を申請する「風景街道」の理念や活動は多様であるため、一律の評価を行うことは難しい。このため、分かりやすく、取り組みやすいテーマを複数設定し、テーマ毎に評価を行うことが考えられる。

○ テーマの例

- ・訪れる人の目的別（体験する、学習する、癒す、観る、食べる、遊ぶ 等）
- ・地域資源別（景観、自然、歴史、文化 等）

② 評価の実施

評価の信頼性を確保するためには、公平性を担保できる中立的な組織として、全国に一機関設置する民主体の第三者機関が、「風景街道」と利害関係を持たない各分野の専門家からなる「第三者委員会」の意見や「風景街道」を訪れる人の満足度を踏まえ、評価を実施することが望ましい。また、「風景街道」を訪れる人の満足度は、定期的にデータを収集することが望ましい。

なお、日本風景街道パートナーシップは、自主的な意志にもとづき、協議会による申請条件の確認、推薦のもと、民主体の第三者機関に申請することが考えられる。

③ レベルの設定

評価結果は、継続的な質の向上を促す観点から、複数のレベルで表示することが考えられる。

○ レベルの例

- ・一つ星・二つ星(ミシュランの星のイメージ)
- ・オールアメリカンロード・ナショナルシーニックバイウェイ

(米国のシーニックバイウェイ)

(重点的な広報等の支援)

評価された「風景街道」への支援は、登録された「風景街道」に対する活動支援に加え、その評価に応じて、全国的な広報・PRや商品企画等のソフト施策を中心に支援を実施することが望ましい。

また、評価のステータスとして、登録された「風景街道」で使用するロゴや名称と差別化したものの使用も検討すべきである。

なお、協議会への全国的な観点での支援を含め、具体的な支援内容や支援方法、規模等は、別途、行政と経済界等の役割分担を踏まえつつ、検討が必要である。

さらに、国において、広報等の支援以外に、法的な枠組みの検討など、評価された「風景街道」に対し全国的な観点からの行政の支援も検討していく必要がある。

具体的な重点的な広報等の支援のメニューとしては、以下のものが考えられる。

① 全国・海外への広報・PR

② ロゴの使用（ロゴを使った標識や看板等の設置）

③ 商品企画・販売

- ・マーケット分析
 - ・ファイナンスのノウハウの提供
 - ・コミュニティビジネス支援
 - ・企業とのタイアップ（商談会の開催、企業への地域情報の提供等）
 - ・イベントの開催
 - ・オリジナルグッズ
 - ・ツアーの企画
- 等

(2) 評価の基準の考え方

(基本的な考え方)

評価の基準は、『さらなる質の向上を図ること』の運動方針にもとづき、質の向上を目指すインセンティブとなり、ブランドが確立できるような条件にすることが望ましい。

また、評価結果が今後の活動に対するアドバイスとなるように配慮する必要がある。

なお、評価後、評価の基準を満たさないことが確認された場合、その旨を通知し、その後も満たされていない場合には、評価を取り消すべきであり、そのために、評価を定期的に実施することもある。

(評価の基準の概要)

評価をテーマ毎に行う場合には、評価の基準もテーマ毎に設定することが必要である。ここでは、テーマ毎の評価の基準の共通の考え方についてのみ示す。

評価の基準の共通の考え方としては、ブランドの確立の観点から、地域資源を重視するとともに、地域資源を維持し、向上させるといった観点から、活動体制も重視すべきである。

評価の基準の概要としては、以下のものが考えられる。

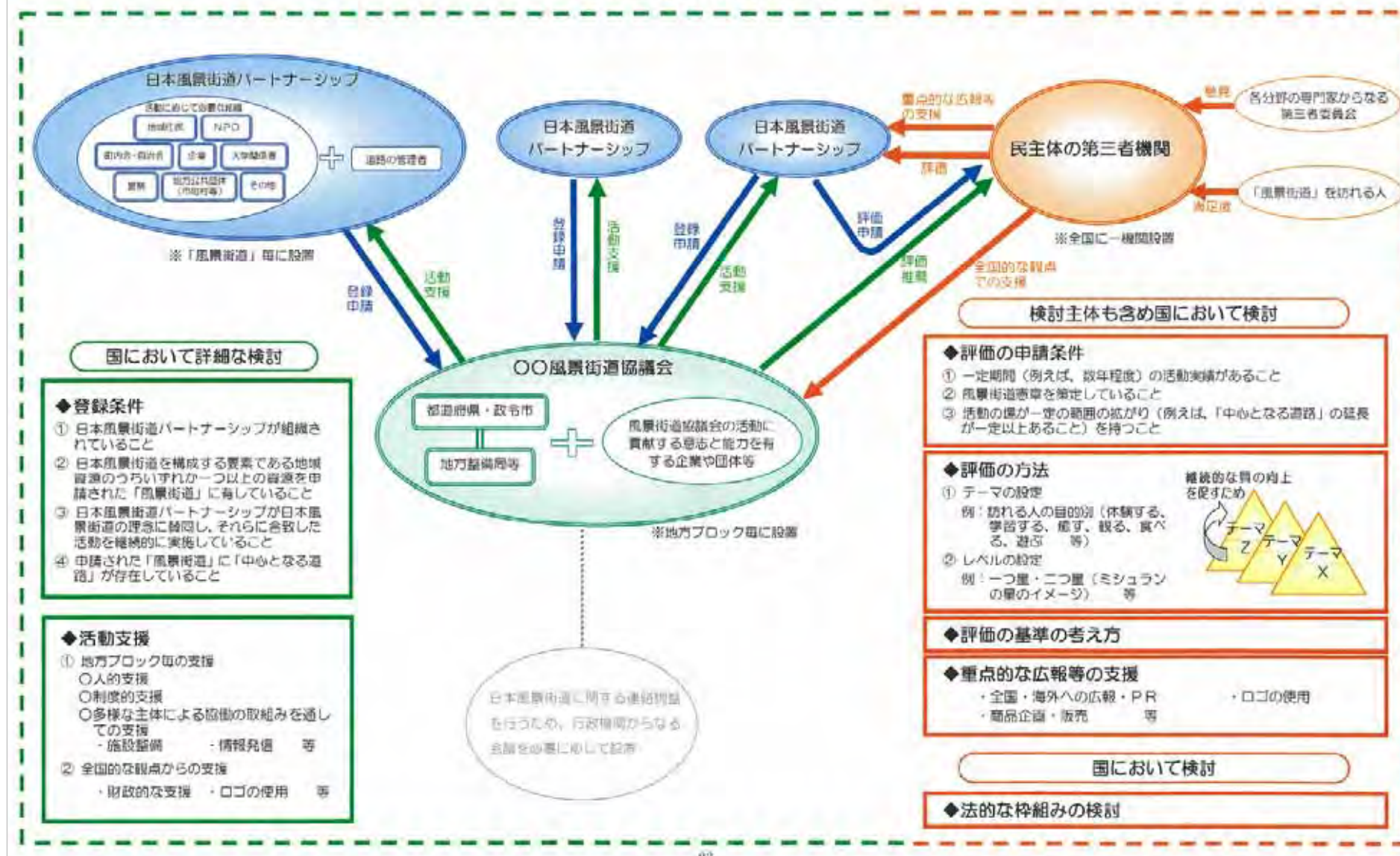
① 地域資源の評価

- 日本人はもとより外国人も含め、その「風景街道」を訪れる人に感動を与えるような地域資源を有していること
- 優れた地域資源を発掘・創出し、有効に活かしていること
- 景観に配慮した道路整備、景観法にもとづく景観地区の指定、屋外広告物条例の策定等、幅広い行政との連携のもと、景観の向上に関わる取組みを実施し、優れた景観を創出していること
- 観光・地域情報の提供、ボランティアガイド・語り部の育成、アクセスの改善等、サービスの向上に関わる取組みを実施し、質の高いサービスを提供していること
- その「風景街道」を訪れる人の満足度等が高いこと 等

② 活動体制の評価

- 常に問題点や課題を発見し、さらなる改善に向けて創意工夫する体制が整っていること 等

日本風景街道の枠組みの具体例



おわりに

今回の提言は、日本風景街道の実現に向けて、その基本的な枠組みのあり方を提言したものである。日本風景街道は、米国のシーニックバイウェイにヒントを得て検討が開始された企画であるが、米国のものを日本にそのまま適用するのではなく、我が国独自の制度として確立することを特に意識している。そのため、全国からケーススタディの対象地域を公募し、地域の実際の活動を調査しつつ、制度設計を行うこととした。この結果、応募のあったルート等のご協力により、活動を継続的に実施するための最低限の条件と地域の魅力を向上するための評価の基準の考え方を把握することができた。この場をかりて、応募のあったルート等の関係者のご協力に対し、感謝の意を表するとともに、地域で活動している方々のご熱意に敬意を表したい。

地域の主役はそこに暮らしている人たちである。その人たちの暮らしぶりや営みによって、その地域の個性ある景観、歴史、自然、文化等が作り上げられている。日本風景街道により、地域を訪れる人たちが、それを体験し、それを通じて癒し、楽しみ、学ぶことにより、活力を高めるとともに、そこで迎える人たち自身も、その活動や人とのふれあいを通じて元気になり、それが活気ある地域の創出につながっていく。そうした動きが全国各地で巻き起これば、将来に対し、明るい希望が持てるきっかけとなるのではないだろうか。

平成19年は「日本風景街道元年」であり、まずは、日本風景街道の目的、運動方針等の理念を広く国民に周知し、理解を求めるとともに、日本風景街道の理念に合致していると思われる既存の活動、企業や各種団体との連携を図っていくことが必要である。このため、効果的な広報・イベント、活動団体間の意見交換等を積極的に実施することが考えられる。

今後、日本風景街道を、一過性で終わらせることなく、長期にわたり育成し、国民的な運動として定着させるためには、官民の密接な連携とそれを支援していく枠組みが必要不可欠である。国土交通省において、本提言にもとづき、枠組みを早急に確立し、国民の理解と協力を求めつつ、日本風景街道の理念、目的の実現に最大限の努力を払われるよう期待する。

引用文献

- (1) 小松左京『日本沈没（下）』小学館、2006 年

日本風景街道戦略会議 名簿

(委員長)	奥田 碩	社団法人 日本経済団体連合会名誉会長
(副委員長)	中村 良夫	東京工業大学名誉教授
	家田 仁	東京大学大学院工学系研究科教授
	石田 東生	筑波大学大学院システム情報工学研究科教授
	岩沙 弘道	社団法人 日本経済団体連合会国土・都市政策委員長
	江頭 邦雄	社団法人 日本経済団体連合会観光委員長
	大石 久和	財団法人 国土技術研究センター理事長
	奥原 祥司	社団法人 日本青年会議所会頭
	隈 研吾	建築家・慶應義塾大学教授
	コシノ ジュンコ	ファッションデザイナー
	新町 光示	社団法人 日本旅行業協会会長
	千田 稔	国際日本文化研究センター教授、人文地理学会会長
	田中 節夫	社団法人 日本自動車連盟会長
	玉川 孝道	株式会社 西日本新聞社副社長
	中村 徹	社団法人 日本観光協会会長
	松田 裕子	財団法人 日本農業研究所研究員
	森野 美徳	都市ジャーナリスト、日経広告研究所主席研究員
	柳生 博	財団法人 日本野鳥の会会長
	横島 庄治	NPO法人 環境システム研究会理事長

(敬称略、五十音順)